

第六十四回
国会

参議院

公害対策特別委員会、地方行政委員会、法務委員会、社会労働委員会、
農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、建設委員会連合審査会、會議録第二号

昭和四十五年十二月十二日(土曜日)
午前十時七分開会

出席者は左のとおり。

公害対策特別委員会

委員長
理事

占部 秀男君

久次米健太郎君

杉原 一雄君

内田 善利君

委員

長田 裕二君

鬼丸 勝之君

古池 信三君

矢野 登君

田中寿美子君

竹田 四郎君

小平 芳平君

須藤 五郎君

地方行政委員会

理事

藤原 房雄君

佐藤 隆君

鍋島 直紹君

初村瀧一郎君

増田 盛君

吉武 恵市君

若林 正武君

加瀬 完君

市川 房枝君

阿部 憲一君

河口 陽一君

法務委員会

委員長
理事

委員

後藤 義隆君

江藤 智君

堀本 宜実君

山崎 竜男君

小林 武君

松澤 兼人君

社会労働委員会

委員長
理事

佐野 芳雄君

洪谷 邦彦君

高田 浩運君

徳永 正利君

山崎 五郎君

山下 春江君

藤原 道子君

喜屋武眞榮君

農林水産委員会

委員長
理事

園田 清充君

亀井 善彰君

村田 秀三君

沢田 実君

鈴木 省吾君

任田 新治君

森 八三君

和田 鶴一君

河田 賢治君

商工委員会

理事

川上 為治君

竹田 現照君

委員

運輸委員会

委員長
理事

温水 三郎君

金丸 富夫君

木村 睦男君

佐田 一郎君

前田佳都男君

渡辺一太郎君

岡 三郎君

瀬谷 英行君

中村 正雄君

山田 勇君

建設委員会

理事

上田 稔君

大森 久司君

大和 与一君

高橋文五郎君

松本 英一君

塩出 啓典君

二宮 文造君

高山 恒雄君

春日 正一君

国务大臣

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林大臣

通商産業大臣

運輸大臣

建設大臣

自治大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

内閣法制局長官

公正取引委員長

事務局長

経済企画庁審議官

経済企画庁長官

生活局長

沖繩・北方対策庁総務部長

法務省刑事局長

外務省アメリカ局長心得

外務省条約局長

大蔵政務次官

文部省初等中等教育局長

文部省管理局長

厚生省環境衛生局長

厚生省環境衛生局長

厚生省環境衛生局長

農林政務次官

農林大臣官房長

佐藤 榮作君

小林 武治君

愛知 揆一君

福田 越夫君

坂田 道太君

内田 常雄君

倉石 忠雄君

宮澤 喜一君

橋本登美三郎君

根本龍太郎君

秋田 大助君

荒木萬壽夫君

佐藤 一郎君

山中 貞則君

高辻 正巳君

吉田 文剛君

西川 喬君

宮崎 仁君

岡田 純夫君

辻 辰三郎君

大河原良雄君

井川 克一君

藤田 正明君

宮地 茂君

岩間英太郎君

浦田 純一君

曾根田郁夫君

宮崎 正雄君

太田 康二君

公害対策特別委員会、地方行政委員会、法務委員会、社会労働委員会、会議録第二号
農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、建設委員会連合審査会

昭和四十五年十二月十二日【参議院】

本日の会議に付した案件
○公害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣)

- 提出、衆議院送付)
 - 公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 廃棄物処理法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 水質汚濁防止法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 海洋汚染防止法案(内閣提出、衆議院送付)
 - 下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(占部秀男君) たいだいまから公害対策特別委員会、地方行政委員会、法務委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、建設委員会連合審査会を開会いたします。

公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を改正する法律案、大気汚染防止法の一部を改正する法律案、道路交通法の一部を改正する法律案、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案、廃棄物処理法案、自然公園法の一部を改正する法律案、農産取締法の一部を改正する法律案、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案、水質汚濁防止法案、海洋汚染防止法案、下水道法の一部を改正する法律案、衆議院送付)

○委員長(占部秀男君) 速記をつけてください。

○佐藤内閣総理大臣。昨日の発言中、大蔵大臣あるいは山中国務大臣、ややニュアンスが違うような聞き取り方をされておるようでありました。そこを今度は統一して、山中国務大臣から答弁させていただきます。

○委員長(占部秀男君) 山中国務大臣。

○国務大臣(山中貞則君) たいだいまの加瀬議員の御意見、法制局長官が内閣の統一見解を示した点についてやや疑問がある点は、私も認めますが、昨日おりましたので、総理の御指名である担当大臣である私からあらためて申し上げますが、重複を避けまして、一番重点の第二項、「次に、経費の分担の問題であるが、地方公共団体の責務に属する事務および事業に係る経費については、地方公共団体が支弁し、そのうち機関委任されているものの財源については、国が必要措置を講ずることとなるものである。」ということ、あらためて読み上げさせていただきますが、要するに、加瀬さんの御意見の前提に、東京と千葉の例をとられて、膨大な財源というものに対して国が全部責任を持つべきでないかというふうにして大蔵大臣は財政担当大臣としてお受け取りになった印象がありましたので、あの表現があったのであります。衆参両院一貫しておりますことは、

国が公害防止に立ち向かう姿勢においても、その責任においても、一義的な姿勢、責任を持つ。それに対して、それぞれの企業の種類ごとに分担を定めて、それに対する国が責任を持つもの、あるいは国が充分の負担をするもの等、あるいは国が起債や融資その他についてめんどうをみる等についての個々の内訳があるということを申し上げたわけでございます。

以上をもって統一見解といたします。

○加瀬完君 昨日の御説明、たいだいまの御説明の統一見解は、そのまま私は政府のほうに返上を申し上げます。理由は次のとおりであります。

公害防止事業の財源負担をだれが負うのかを明確にしておきたいということについての答えは出しておりません。第二点は、もしこの統一見解を是認するならば、総理がたびたび言明をされております国の責任で公害をなくするという公約は否定をしなければならぬこととなります。総理のために、その方法はとりたくございません。第三には、国の責任で公害防止をするということは、政府が金を出すとすることを除いては不可能であります。一步譲って、統一見解によることとしてしましても、国の事務か地方の事務かは、全国的か地方的部分かで、きめられるべきものでございませぬ。今回政府が公害諸法を提出して、公害行政の強化をはかっておりますのは、国の事務の性格が前面に出てきたことと解さなければなりません。また、機関委任の多いこと、地方の固有事務を認めないことも、これも国の事務の強化でございます。今回の公害立法は、行政的に国の責任を強化しているわけでありませぬので、政策的に国がその責任に当たっているならば、財政的にも国が責任を持つのは当然でございます。このように、国の財政責任を、たいだいまの御説明のようにならぬようにして、たいだいまの御説明の責任をこらぬようにすることにもなりかねません。財政責任をここで明確にしたいのでございませぬ。

次に、大蔵大臣が、昨日、地方の公害事業につ

○委員長(占部秀男君) たいだいまから公害対策特別委員会、地方行政委員会、法務委員会、社会労働委員会、会議録第二号
農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、建設委員会連合審査会

いては地方負担が当然という御発言は、お取り消しをいただきます。なぜならば、公害対策基本法の二十三条には、「国は、地方公共団体が公害の防止に関する施策を講ずるために要する費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」という規定がございます。まさか大蔵大臣が法律違反をなさるはずはないわけでございますので、地方における公害事業財源についても十分配慮する、こういう御確認をいただきたいのでございます。

○委員長(占部秀男君) 割り当て時間が来ておりますから、簡潔に願います。

○加瀬完君 以上の理由を勸案されまして、委員長に、あらためて、いまのような財政責任のあり方を政府に明確に表明をしてくださるよう、お取り計らいをいただきます。

○委員長(占部秀男君) ただいまの加瀬君の御要請の点は、あとで理事会で検討いたします。

○委員長(占部秀男君) 佐藤君。

○佐藤隆君 地球は三十五億の乗組員を乗せて太陽系を回る人間宇宙船にすぎない、そして酸素も水も食糧も、その船内で自給自足をしなければならぬ、こういうことが、実は先般、毎日新聞の論説で出ておりましたが、これは、今日私どもが取り組んでおります公害問題に対する一つの警鐘、警告であると私は思います。

ことしは、公害が始まって公害に終ろうとしておりますが、従来、衆参両院を通じて、しばしば、総理は、公害に取り組む姿勢を答弁してこられました。表明してこられました。私は、先きより、別な観点から、と申し上げましたのは、先般行なわれたNHKの公害対策委員会世論調査をいたしました。その結果に基づいて、それを含めて、総理は公害対策にいかに取り組もうとおられるのか、所信をお聞きしたいのであります。

まず、NHKの世論調査の結果は、あるいは御存じかと思いますが、一部上場企業百社、そしてまた、都道府県知事、公害に係る市長、それから百人の方々、あるいはまた、企業百社と、総評、同盟の勢力分野、あるいは公害企業の組合、労働界でのオピニオンリーダー、そうした者を含めての百の組合の幹部の方々に意識調査をしておられます。そしてまた、首都圏二十人の住民に対して、さらにまた、あまり例はないようでありまして、衆議院議員に対して意識調査をいたしておるのであります。

実は、企業百社の社長に対する質問調査の結果は、この七十年代では公害問題というのをわざわざにして通るわけにはまいらぬということが圧倒的に多い回答となっております。しかも、設備投資の相当程度を公害対策につぎ込まなければならないのではないか、また、公害問題をおさばりにしたのでは労働力の確保という観点からも憂慮すべき事態になるのではないか、その反面、社会資本の充実に対して、国に対しても、あるいは地方自治体に対しても、法的にも財政的にも強い要望があらわれておるのであります。

また、行政責任者に対する調査の結果は、権限の委譲をそれぞれが相当強く望んでおられる。しかし、その反面、財政面と公害問題のエキスパードの不足、つまり、金と人の不足に悩みがあるというところの結果が実は出ておるのであります。

また、百の労働組合の幹部の方々に対する意識調査の結果は、きわめて企業擁護の意識が強いという結果も出ており、あわせて、特定のイデオロギー、そうしたものとらわれてはならぬのではないかと、特に公害問題をネタとしてのスト権の確立等の賛否につきましては、そうすべきではないというものが六七%、スト権の確立をしてもというものが二六%、こういう結果があらわれております。これを要するに、私は、こうした公害問題は、政治問題あるいは政治闘争という形よりも、むしろ、住民と密着した生活問題として、とらえようとしておるのではないかと私は解釈をいたすのであります。

であります。

さらに、首都圏二十人の住民に対する調査の結果は、御存じのように、三大関心事、物価、公害、交通事故、これがあらわれておりますが、特に公害問題については、公害でとてもやりきれませんというのと、まあ困っておりますというのを合わせまして七六%の方々が、そう答えておるのであります。その反面、あなたの生活は快適でありますかという質問に対して、快適でありますという方は、わずか六%であります。まあまあだという方は、わずか六%であります。こうした状況は、わすか六%もあるものであります。こうしたうらはらの感情が、意識調査の結果、出ておる。これを考えますと、首都圏二十人の住民の公害に対する意識というものは、最近急速に公害問題が取り上げられてまいりましたけれども、いまだ定着した意見は持っていないのではないかと私は判断するのであります。

さらに、衆議院議員に対する調査の結果は、八五・三%の回収率、回答率という、たいへんな数字であったところであります。しかも、七九・四%の方々が、超党派でこれに取り組むべきであるという答えを出しておるのであります。

こうしたことを考えると、結論としては、わが国においては、各界、各層を通じて、とにかく公害に対する関心はきわめて高いと、こういうことが言えると思えます。しかし、そのうらはらに、残念なことには、公害先進国と言われるのではないかと懸念も、また出てくるのであります。これは国家的課題である、あるいは経営者も労働者も超イデオロギー、超党派で、こうした考え方があることがわかれるのであります。こうした世論の動向というものを総理は含めて、公害対策に取り組む所信というものはこうだというふうなことに、ここでひとつ明らかにしたい。また、かように思います。

○国務大臣(佐藤隆君) 佐藤君にお答えいたしました。ただいま世論調査について詳しく御報告になりました。ただいまの公害問題、これはもう

国民全体の大関心事だ、こういうことは言えるだろうと思えます。同時に、また、この問題との取り組み方にいたしましたも、これを純政治問題として取り扱ふよりも、経済問題、もっと生活問題とでも申しますか、そういう形で取り組むべきだ、こういう方向に国民の関心は向いておるんじゃないだろうか、かように私は思います。

私は、しばしば申し上げる通りに、福祉なくして成長なしと、かように申し上げてまいりました。また、経済成長そのものは、われわれの幸福のため、福祉増進のための手段にすぎない、その手段であるものによってわれわれの生活が破壊されるといふ、これは何と情けないことか、かようにもしばしば申し上げてまいりました。私は、まあそういう意味で、公害問題にこの国会でも各党から多大の関心を寄せられ、それぞれの御意見を活発に述べられた、こういう事柄が、わが国の公害問題解決へのやはり取り組み方じゃないかと、かように思っております。

私は、申し上げるまでもなく、日本の場合、国は古いとはいえます。しかし、近代国家として成長したのはわずか百年前だと、しかも、その百年間に、あの鎖国から開国、近代国家へ進んできておる。しかも、今日では、ずいぶんひどい競争を、また、破壊もされたが、GNPは自由競争で二位、世界で三番目だと、かようにまで発展をしております。これは、申すまでもなく、経済成長が急激に行なわれ、都市化が急速に進んできた、そうして、それに対する対策が十分講ぜられてきた、という証拠にもなるわけでありまして、そこでも、われわれも、この際、もう一度いままでの歩んできた道も見直し、これから行くべき方向についても、方向をはっきり定めるといふことが必要なのではないかと思っております。古い国、パリなどでは、非常に古くから下水道ができておる。しかし、新しい国、新しい日本、これがやはりいまの悩みであります。日本において、同時にアメリカにおいて、同じように公害問題がやましくなっております。新しさが十分それらに対する対応策

を立てなかつた原因ではないかと思つております。トレン環境委員長が日本に来ていろいろ話をされている。やはり、アメリカばかりがわれわれの先輩国じゃないのだと、アメリカのトレンさんは、日本に来て、日本の実情はどうなのか、日本はどういうようにこれから取り組んでいくのか、そういうことを山中君から聞いておられる。こちらで日米両方でこの公害問題にひとつ取り組もうじゃないかと、そうして生活中心の形、いかにすればそれができるのか、環境の整備はいかにあるべきか、こういうことをたまたま取り組んでおるといふことであります。私は、どうも標語が気に入らないとしばしば言われますけれども、最もわかりやすいことば、これは何と云つても、福祉なくして経済成長なしという、その表現が最も適当ではないだろうか。私は、人間尊重、あるいは社会開発、そのことを叫んできておられるのも、このちやうどらはらの問題だと、かように私は理解しております。

かような意味で、この問題と取り組む決意でございます。○佐藤隆君 このたびの公害関係法案は十四法案、すでに衆議院を通過して参議院にまいつておられるわけですが、そのうち八本が衆議院において修正をされておる。私は、国政審議権を持つ国会議員が修正するのを悪いと言つてはならない。誤解のないように聞いていただきたいと思つております。修正率から言つると、たいへんなものであります。私は、ここで拙速主義では因るのではないかと、それを言いたいのではありません。私は、私自身か、実は公害問題についての定着した意見を持つておられるかと言われると、まだ疑問であります。先ほど、首都圏の住民について意識調査の結果をお話ししましたが、おそらく、政府においても、まだ定着したというのを言い切れるかどうかと、これを疑問に思つております。それにしても、特に公害罪、これについては、はなはだ迷惑をこうむつております。なぜかと言つと、公害罪の「おそれ」条項の加除問題、「お

それ」条項を入れた、出した、出したところが、すぐまた抜いた。一体どういふことなんでしょうか。私は、あえてここで法務大臣あるいは法務省当局の意見を聞くとは思いませんけれども、世論はいろいろなことを言つておられます。学者連中の中には、何で初めから入れたらどうかと笑つておられる学者もおります。政府は何をやつてたんだと言つておられる人もおります。そこまではまだいいとしても、政府与党である自由民主党が、財界の圧力によつて、そうしてその「おそれ」条項を除いたのではないかと、はなはだしい誤解を国民に与えるような言辭すらも出てくる結果になつた、その責任は一体どうしてくれる。私は、自由民主党として、はなはだ遺憾だと思つております。拙速主義を改めて、慎重にひとつ対処されたいと思つたのであります。非常にことばが激しくなりましたけれども、はなはだ迷惑をいたしてござい

ます。総理は、常日ごろ、急ぎつつも、あせらず、といふのがお得意のおことばであります。そのことを、いまこそひとつ、また再び思い出されまして——引き続き、次の国会においても公害関係は議論されるでしょう。二度と再び、こうした公害罪、「おそれ」条項にかかわる議論、それによつて、あらぬところに迷惑がかからないようにしていただきたい、かように私は思つております。○国務大臣(佐藤隆作君) 言われることがわからぬわけでもありません。しかし、日本の場合において公害対策が非常におくれていた、こういうことはいない事実であります。したがつて、誤解を受けないようにこういう問題と早急に取り組む、こういうことが必要である、そういう政治的要求のあることも、これはお認めになるだろうと思つております。また、政府原案を出す以上、原案修正なしで通すだけの確信がないものをなせ出したか、こういうようなおしかりでもありますが、これはまた、私は、国会の審議である限りにおいて、各党が満足いくような、そういう法案がつくら

れるべきだ、国会の修正権、これを否定するものではない。もちろん、提案者が十分各党の意見を事前にキャッチし、そうして、各党の御意見を聞いて初めて修正するといふ、そんなことをしないので、原案を通し得るような、そういううらやまのないのを出せとおっしゃる、これもまた、そうあるべきだと思つております。しかし、ただいまの問題は、この際はどうしても早急に決着を得なかつた。早急に整備せざるを得なかつた。しかも、各党が非常な熱意を持つてこの問題に取り組んでおられる。そうして、その修正は、本来の考え方から見ましても、いわゆる政争の具だとか、あるいはイデオロギーの問題ではない、かように考えると、国民に対していい案が修正ができる。さような意味において、私は、この修正も別に反対すべきものじゃないと思つております。

そこで、問題になります刑事罰の、いわゆる「おそれ」のある場合に刑事罰を科すか科さないか、こういう問題でございますが、大体草案中といふことです。まだ確定案ができる前にいろいろな経緯のあることは御承知のとおりであります。そういう星雲状態を抜けて、はじめて案が固まるのです。その段階の一々をつかまえて、とかくの批判をされることは非常に迷惑だ。ことに、これが一部の財界の圧力、それによつて、いかになつたとか、動いたとか動かないとか、どうしたとか、かように言われることは非常に困る。したがういまして、私は、めずらしく声を大にして本会議でも申し上げたのですが、こういうことは、どうも幾ら言論自由の場とはいつても、やはり良識のある範囲で公衆の批判はしていただきたい、かようなことを申しました。また、私自身考えてみまして、こういうものが、原案の途中において、原案作成中に、いろいろな議論の出ることは、これは当然であります。その一々を問題にする、そういうものではなくて、最終的に決定されたその段階において当否を議論されること、これが私は本来の正しい姿ではないかと思つております。

伺いつつも、私も、ただいま申し上げるような観点で審議を進めていただきたいと思つております。これはどうして修正に際するにできないか、こういうようなものも政府にはあるのではありませんから、その辺の点も十分御理解いただきたい。そうして各党で、やはりできるだけの公書立法でも申しますが、対策立法、そういうものができ上がることを、国民のために私も心から願つておる。かように思つております。ただ、ただいまのようないろいろの誤解もあるようでありまふけれども、いわゆる成案が固まるまでの途中における議論、それはなるべく避けまして、やはり最終的な結論で議論をしていただきたい。お願いいたします。

○国務大臣(小林武治君) いま公害罪法のお話がありましたから、私からも一言申し上げざるを得ないと、こういうふうに思つております。実は、私は、今度のこの公害罪法というのは世界的にもあまり例のない法律である、したがつて、初めから公害立法でなくて公開立法をやるうじやないか、できるだけたくさんの方の意見を聞くために、むしろ公開をして、批判を仰いで、そして立法しようじやないかといふことを、私、初めから申しておるのであります。この法案の用意というのには非常に早くできております。これはもう法制審議会から九月に出ている。その後の事情の変更もあると私はきのうこの席で申し上げたように、いわゆる直罰規定はつきりしてあげれば予防的な効果を相当やれる、したがつて、いわゆる刑事罰の対象を、そのその、ばく然として、あいまいにして、広くしておく必要はなからうと、こういうふうな考え方もあつて、ああいうふうに直した。これは私は誤解を招かないように、よく申し上げておきますが、この立法につきましては、純法律問題でありますから、総理とかあるいは山中担当大臣に相談いたしております。したがつて、これはどなたがお考えになつても、法律の条文などについて総理大臣が理解があるわけはありません、ことに刑事立法などは、これは私は

そういうふうな申し上げたい。したがって、そういうことは事前においても相談してない。そう事前において相談してないとなれば、直す際に相談するはずはありません。したがって、これは閣議に出す前までは、案は、これは法務省の原案でありますから、私の所管内にある事項でありまして、私が世論に聞いてこれを直すというところは当然で、これは私は、多少総理にお気の毒な感を持つておると、こういうことをやっぱりあらためて申し上げておきます。これは、あくまでも私どもはさような趣旨において修正をしたことであることを、あらためて申し上げておきます。

○佐藤隆君 総理に、もう一点お聞きしたいのですが、四十六年度予算は、三Kということになっておられます。それが最重点項目ではないかろうかと、こう言われておるのでありますが、公害予算について、ひとつそれ並みに、三K並みに四十六年度予算には対処したいというお気持ちがあれば、一言それを示していただきたいと思っております。

○国務大臣(佐藤隆君) 佐藤君も、大蔵大臣からしばしばこの席でお答えしていることはお聞き取りだと思っております。いわゆる三Kというのはなかなか扱いにくい難問題だと、かようには聞いておられますが、物価と公害問題、これを重点施策として予算を編成しますと何度も申し上げておりますから、三K並みでなくって、このほうは、わりにはつきりしているのですから、三K並みじゃなくって、やはり重点的にこれを取り扱う、このことを私からも確認しておきます。

○佐藤隆君 次に、土壌汚染防止法が提案、付託されているわけですが、カドミウム問題についてお尋ねをいたしておきたいと思っております。

これはいままでも非常に大きく取り上げられておりまして、関係地域の農民、米づくり農民には大きなショックを与えておられるわけでありまして、私の地元であります新潟県六日町周辺においても、この問題が、黒部、安中を引き続いて提起されておるのであります。農業問題は、地域分担の

明確化とか、そういうようなことについていろいろ議論されているときであります。それだけ、そうした中にこのカドミウム問題が出てきていくというところは、はなはだ残念なことでありまして、この六日町周辺というのには良質米の主産地というところで、実は、政府の施策に協力して自主流通米をうんと出そうと、こういうことで努力をいたしてきた。ところが、自主流通米には回せないような結果に相なってきた。こうなりますと、こまかいことではあります。政府買い上げ価格と自主流通米価格との差額は一体だれがそのリスクをしようのか、こういうこまかい議論もまた出てくるのであります。こまかいが、農民にとつてはたいへんであります。

そこで、私は厚生省に、まずお聞きしておきたいのであります。米にかかわる人為的汚染というのの一体どの程度を言うのか、食品衛生法上の問題もありませんが、それと、かね合せて、ひとつお答えをいただきたい、かように思っております。

○国務大臣(内田常雄君) 実は、このカドミウムというのは、土壌中微量には、どこでもあるものやうでございます。したがって、私どもが各種の調査をみずからいたしましたり、また、あるいは専門方面に調査を委託した結果を見ますと、カドミウム人為汚染の原因が全くないようなところから産出される米につきましても、○・三ないし○・四PPMぐらいのカドミウムを含有する米は産出されております。しかし、それ以上、○・三とか○・四以上のカドミウムを含有するやうな米が産出されているところは何らか人為的原因もあるかもしれないということで、私ども衛生担当、国民の健康を担当する役所といたしましては、それを実は警戒の端緒といたしておるわけでございます。そこで、○・四までは全く人為的の原因のない米として扱い、それ以上のものが生じた場合には調査を開始する、こういうことを、まず端緒といたしております。

○佐藤隆君 食品衛生法上は○・四PPM以上のものでは食用に供することができないような規定づけになっております。そこで、いま○・四PPM以上のものは、汚染米にあらざる汚染米というやうな考え方で、とにかく、まあ蓄積されていけばどうかと、多少の懸念があるというふうな理解していいと思っております。

○国務大臣(内田常雄君) いまも申しましたやうに、○・四以上の米が出た場合には、それを警戒地域の端緒としまして、さらにそれにいろいろな調査を積み重ねまして、それからカドミウムを要観察地域というものをつくります。しかし、それは、○・四の米が産出されるというばかりでなしに、実際に、おとなの尿中から排出されるカドミウムの量でありますとか、あるいはまた、米ばかりでなしに、ほかの副食物物も加えて、一日にその地域で食べられる食品中のカドミウムの総量というやうなものも調べまして、そういうものがあつた程度に達したときに初めてカドミウム要観察地域として、いろいろな、まず警戒警報というものを発してあります。しかし、こうして、実際私のはが専門の学者を集めて、それからばどの程度以上のカドミウムが入っている米は食品衛生上の許容限度を越えるかということを結論づけますと、結局は、いまお話がありましたやうに、一PPM以上のカドミウムを含有する米は、これは食品衛生として、摂取は厚生省としては認められない。したがって、○・四から○・一までの間は、それはその汚染の端緒をその地域について見るだけの資料でありまして、それは食べてはいかぬという米ではない。そうしたら厚生大臣そういうものを食うかと言われ、私は食いませんと、こういうお答えもいたしておるわけですが、しかし、学者によりましては、○・四を越えたものは一PPM以下のものでも厳密にその規制をすべきだという説をなす学者も、そういう人もおることはありますが、私どものほうの結論は、そういうことも考慮しながら一PPMと定めてあります。

○佐藤隆君 ここで通産大臣に一つお聞きしておきたいのですが、このカドミウム問題、汚染米の問題は、農林省、厚生省だけの問題ではなくて、先ほど申し上げましたように、たとえば自主流通に回そうとしておったに政府買い上げに回さざるを得ない現況であるというやうなことになる、その原因者である企業に対して、これはどういふ補償要求をしたらいいか、いろいろいまもめております。そういうことについて、通産省は、原因者である企業者側に対して適切な行政指導を強力にしなければいかぬと思っております。そのことについて、簡単に申し上げますから……。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは、南越鉱山というのでございまして、東邦亜鉛の山の問題であると思っておりますが、十五年ほど操業してありますので、蓄積があつたということでございます。現在の排水基準で申しますと、実際の排出量は基準の十分の一くらいでございまして、現在の段階で問題があるわけではございません。しかし、過去の蓄積との関係で、企業が事実上農民との間で負担をした、するといふ協定に達したケースは、幾つか実は、御承知のように、ございまして、これはやはり因果関係によることでもございまして、私ども、そういうときに、できるだけ両者の間に立つて、話し合いをつくすやうにという調停をいたしておるわけでございます。すでに現実話話し合いがついて、企業が負担したケースも幾つかあるわけでございます。

○佐藤隆君 次に、古米とか古々米処理というのは、農林省でいいたいへんな問題になっておりますが、ここではその議論はいたしません。なるべく適切な措置が早く講ぜられるやうにお願いしておきますが、こうした事態の中で、消費者に対する配給米の配慮というものは、まあ最近、食糧庁も、十二月二十日から一月の三十一日までです、全部去年はフィフティ・フィフティのやつを、今度は新米全部配給しようというやうなことを、食糧庁では公表しておられるやうであります。それが、それも非常にけっこうであります。いまの

昭和三十五年十二月十二日【参議院】

ような、汚染米のこの処理について、汚染米にあつたる汚染米、〇・四PPMから一〇〇PPMまでのいわば汚染米、これは一体食糧庁ではどういう扱いをしておられるのか。買入れはしているけれども凍結をしておられるというように私は聞いておりますが、一体これはどうなっているのか、お伺いしておきます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 要観察地域の米は、政府は買入れを許さず、これは指定倉庫に別個に保管いたしてありますので、配給のほうには回さないことにいたしてあります。

○佐藤隆君 私は、その消費者に対する配慮は非常にけつこうであります。もう一歩——いま御答弁のように、配給米にはそれは回しませんよと、〇・四PPM以上のものはそれは回しません、特別に保管してありますということでありまして、もう一歩進めて、そうした汚染米の凍結米の流通、保管状況というものを公表する、それがやはり消費者に対する親切な行政ではなからうか、こう思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまもここで厚生大臣からお話ございましたとおり、一〇〇PPM以下の米は食品衛生上有害とは認めておいでにならない、おわかりのとおりであります。でありますから、私どものほうとしては買いますけれども配給はしないというのには、有害であるということではないようでありまして、一般にそういうことについて不安をお持ちの方が多いようでありまして、いま七百数十万トンの米をかかえておられるような潤沢な倉庫の状況でありますので、そういう不安なものは、保管をいたしまして、厳密に区別して置いておく、こういうことをやっておるわけでありまして。

○佐藤隆君 非常にしつこいようであります。不安に思われておられるから配慮しておるのだと。そのとおりだと思います。だが、そこまでお考えになるなら、さらに、そうした不安を除くために、ひとつ、凍結米はこうこういう流通保管状況になつておるといふことを食糧庁をして適切な機会

に公表させるというのことは、これは親切な行政だと私は思うのです。いかがでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) それも御不安を除く一つかもしませんが、考慮いたしてみます。

○佐藤隆君 次に、産業廃棄物についてお尋ねをいたしておきたいのでありますが、最近、ポリエチレンによる牛乳容器がいろいろ問題になっております。あるいはプラスチックなどは新建材としても相当な成果をあげ、あるいは本の表紙にもプラスチック・ペーパーなんというところで使われておる。いろいろな点でプラスチックによる生活革命というものが行なわれておる現況であります。ところが、そのプラスチックやポリエステルというものが、あたかも公害をまき散らす元凶のような、犯罪人扱いをされておる。ちよつと行き過ぎた点があるのではないかと私は思うのです。別に私は業界から頼まれてやっておるわけでもなんでもありません。ただ、こうしたプラスチックの、じょうぶで安くて長持ちがして見てもいいというふうなメリットを持っていてるものを、ここまでくるとは長年の技術陣の英知を結集し、そして相当な努力、多額の金をつぎ込んでおる。その成果のあらわれだと思つておる。要は、この廃棄物処理の体制が欠けておつたということではないかと思つておる。そういう意味で、いまはプラスチックを耐久用のものと使い捨てのものとの二つに分けておつて、使い捨てのものについてはいろいろ議論になつておられます。そこで、これが焼いた場合に有毒ガスが出るとか、あるいは高熱による焼却炉の破壊、あるいは埋めても永久に腐らないというふうなやっかいな面を持つておるわけですが、この高分子物質の廃棄物処理体制については厚生大臣は何かお考えになつておられるのか。せつかくの科学技術の進歩に無用のブレーキをかけて、何か人類の進歩に水をさすような結果になる。もしそうしたら処理体制というものがうまく進まない、そういう結果にもなるのではないかと、こういう懸念がらお聞きしているのではありませんか、こうしたことについての研究体制等、もし具体的にどこでお聞

かせ願えれば……。

○国務大臣(内田常雄君) プラスチック製品は決して犯罪者ではなしに、人間生活の貢献者であります。これはたとえば私のめがねもプラスチックでございますし、万年筆もみんなそうだと、これなくして今日の国民生活というものは維持できないところまでできておりますが、しかし一方、最近の状況を見ますと、各家庭から出ますごみの大部分はプラスチック製品、あるいはその他の産業廃棄物だといつても過言でないような状態です。ごみ処理の体制というものはそれに着目してございまして、そこで今度公害関係法改正の際の一つの大きな柱として清掃法というものを根本的に改めまして、廃棄物処理法、廃棄物処理及び清掃に関する法律ということにいたしました。その際にも、一方においてはプラスチック製品が人間生活への功労者であることを認めながらも、その処理につきましても三つほどの方策を法律の中にもやはりとり得るようには規定をいたし、その三つの方策がとり得るようには私も助成してまいりたいと思つておる。一つは、まず、プラスチックを生産する事業者自身の責任というのを感じていただき、強める方策でございます。

もう一つは、それが消費者にどうしても回つてまいりますので、そうすると、一般の家庭廃棄物と一緒に出ますので、その処理についてどうするかという問題で、そこで仕分けをするとか前処理をするとか、またメーカー自身が、あるいはまた販売業者自身がそれらの製品、容器などを使ひ捨てられるようになった場合に処理しやすいような、そういう協力体制というふうなものをつくつていきたいと思います。それからまた産業廃棄物として出るプラスチック類につきましては、メーカーが一社だけでなしに協業体制もつくつたり、さらにまた必要な場合には、広域計画として都道府県がこれらの処理の体制をつくるというふうな三段階ぐらゐの方式を取り込みまして、功労者である

けれども、放置できないようなそういう状態に処理するということをお願い切つてはいたしてまいります。

○佐藤隆君 そうしたことがなるべく早く進められるようにひとつお願いをしておきたいと思つておる。

最近、主婦連と称する方々が、物価高や食品や薬品公害防止ということで独自の運動を展開しておられる。これはその熱意は私に買いたいと思つておられる。ただ、おしゃもじでやっておられたのが何かこのごろ試験管に変わつてきたというふうな私には見方をいたしております。こうしたことについて私、実は毒性実験とか、そうしたことを主婦連でも公表しておられるようですが、毒性がどの程度かどうかどうだとかいふことは実は私、化学にはしろうとでありますので、よくわからなからお尋ねするのであります。急性毒性のものならいざ知らず、体内で蓄積される慢性毒性について、これはもう相当整備された施設で相当長期の時間をかけて専門家が分析調査をしなければ学問的基礎の上に立つたきちつとした調査結果というのを出ないのじゃないか、こうもいわれておることを私は聞いておるのであります。まあ、柳町の鉛毒事件などもテレビに取り上げられたり、これもお医者さんがいろいろの結果を発表されたりいたしましていろいろ物議をかもしたことは御存じのとおりであります。そこで私は、政府がこうしたものについてのやはり研究体制といたし、こつちでも取り上げて何か結論を出す、あつちでもやつておる。さあ国民は、住民はどれを信用していいのか、まるで裁判所なしの裁判がやられておるみたいなのですか。一種の私は、大げさな表現であります。人民裁判が行なわれておるみたいなのだと思つておる。そこで、たとえアメリカの例をとらえてもFDAではこうしたことについては非常に思い切つた措置もやつておるようでありまして、何ぶんにも多種多様化したこの食品・薬品公害について、もう政府自

身でもやり切れないということでFDAが専門研究者を養成して、それを公正で権威のある民間財団法人のいわゆる民間研究所に送って、そうして官民合同の何をやっている、こういうことを聞いておられますけれども、いま食品もそうでありまして、食品についてもいわば食品ノイローゼみたいなものがありますから、こうしたことをひとつなくするために、何かそうした研究機関とか、そういうものを厚生省自身でひとつリードされてやほりせよという意味ではございませぬけれども、そうしたことをもし考えておられるならば、あるいは考えようとしておられるならば、その御意見をひとつお聞きしておきたい、かように思います。

○国務大臣(内田常雄君) 佐藤委員のお話し、まことにございませぬと思います。私も実は同じ思いでおられます。毒性には、いま御指摘のように、急性と慢性とがございませぬが、急性毒性のほうを扱います毒物及び劇物取締法というのがございませぬが、事のついでとては恐縮でございますが、この際これも見直すということ、今度の公害国会に改正法を出してございませぬが、急性毒性の問題についてもやはり欠けるところがあったことは事実でございますので、その穴埋めを今度の国会でいたします。

さて、問題は慢性毒性の問題でございますが、これは食品にも薬品にもまた公害などからくるものもございませぬが、私のほうでは、食品衛生調査会とか、あるいは生活環境審議会とか薬事審議会とていうような各方面の数々の方々の専門家を編成して、必要に応じていつもチームを設けておいて、いろいろのことやっております、また、その母体となりますところの国立の御承知の衛生試験所、また、国立ばかりではなしに、国が助成をいささかいたしまして、地方に衛生研究所というものを持っていたり、また、国立の予防衛生研究所というものもございませぬが、食品添加物の総点検、これは三百幾つあるものを、しかも色素の問

題で私がいつも総理大臣から実はお小言をいたしたのです。色素はできるだけ減らせよ、こういうお小言、薬はできるだけ減らせよ、こういうお小言をいたしておるので、取り組ましておるのでございませぬ。したがって、民間の大学とか、公立の大学とか、民間の研究所が助成しておられます環境衛生センターというところへ助成金も出して、アメリカのFDAの仕組みほどではございませぬけれども、それを小規模にいたしましたようなことも厚生省としてはやっております。やはり公害衛生研究所というふうなものを一つ作りまして、そして公害からくるばかりでなく、いま御指摘のようなことについてのものも根本的な調査、総合的な調査、シミュレーターを設置するというようなことまでやらなければ、その主眼連のほうの人民裁判のほうがいづれ先に来るというふうなことは、それはけっこうなことなんです。間違つた不安を国民に与えることは私は遺憾だと思つておられます。柳町の鉛害事件なども、あとで私も東京都と打ち合わせて調査してみよう、あれほどの血中の鉛といふものは出ないということ、非常に安心をしましたが、一時不安を与えましたようなことは御指摘のとおり、ああいうことがあちこちにありますと非常に遺憾なことになるので、私もできる限りそういう調査体制の整備をまとめてまいりたいと思つておられます。

○佐藤隆君 厚生大臣の言われた公害研究センターですか、そうしたものでひとつまた積極的に取り組んでいきたいという考えも持つておられるようでありませぬが、ひとつぜひ早めに具体化していただきたい、かように思います。なお、水銀中毒等の問題に関連して、水俣病等にも関連をしてお聞きしたいのでありますが、時間がございませぬのでお願ひだけしておきますが、農薬等についても水銀を含む製品の使用制限とか、あるいは代替品の開発、そうしたこともぜひ、

いま厚生大臣が構想を持っておられるようなそうしたセンター等で早急に解決をすることができれば、ひとついま期待をいたしておきます。次に、自治省関係でちょっとお聞きしたいのでありますが、公害対策については自治省では、公害対策本部を政府がつくる前から、その前に一つの構想を発表したり、なかなか積極的に組んでおられるというところはわかるのであります。しかし、冒頭申し上げました意識調査、地方庁の意識調査にもあらわれておりますように、金と人が足りない、こういうことでもありますが、私は公害行政関係職員、これについて国も地方も十分でないはずだと私も思います。そこで早急にこの量の確保と質の向上、こういうことについて考えるべきだと思つておられます。したがって、地方についてはひとつそのことについて自治大臣から、国については、公害行政関係職員の問題について公害担当大臣の山中長官からひとつお答えをいただきたいと思つておられます。

○国務大臣(山中貞則君) いまでも厚生省が一番よくやっておりますが、各省それぞれ地方職員の研修も実施をいたしておるようでございます。これもしかし公害データ・バンク構想の外辺の問題として、あるいは自治省等では自治大学等におけるそのような公害課みたいなもので研修をさせようという構想もございませぬので、いろいろの各省の構想を総合検討いたしました、地方職員の公害に関する技術やあるいは最新の観測方法や、それらの必要なデータ、技術等を身につけて絶えず最先端をいく公害対策の処理が、地方において権限とともに実行が期せられるような措置を国は講ずる必要がある、かように考えておられますので、私のほうで取りまともをしたいと思います。

○国務大臣(秋田大助君) 公害対策のために必要な技術者、職員を量質ともに強化していく必要は十分に認められます。量につきましては、地方関係においては行政の合理化、簡素化の線に沿ひましてひとつ合理的な増員を配慮いたしたいと思つておられます。質につきましては、研修等につきましても、

山中総務長官からお話がありましたとおり、自治省といたしましては緊急の措置として、自治大学等で特別のコースを認めまして、所要の研修体制を整備したい。また、地方におきましても、これからのひとつ整備を行なつておりましたが、これは従来、研修会等を行なつておりましたが、これはひとつ強化をしていただきたい。なお、これらの点にあわせて監視測定事務あるいは公害対策のシステム処理という点を考慮いたしまして、自治省といたしましては、地方に公害防止総合センターを設置したい。これは全県下に置きたいと思つておられますが、さしあたり五地区を選んできてやりたいというふうな考えを持っておられます。ここにおいても研修事務を行ないたいと思つておられます。

○佐藤隆君 もう一つ、公害に関する権限の委譲は都道府県あるいは都道府県知事も意識の中ではっきり出しているわけでありませぬが、市町村を対象にしてまでも進めるべきではないか、とりあえず自治省におかれては、たとえば指定都市は長野市とか、県庁所在地のいわば大きな都市です、そうしたところからでも考えたらどうかと思つておられます。一言だけ簡単に、もう一問あるものから。

○国務大臣(秋田大助君) 自治省は大体そういう方針でございます。そして今回の法律改正においてもその趣旨は各法律案に盛り込んでおられると思つておられます。今後政令、法令等の改正等につきましても、その点を大いに考えてまいりたいと思つておられます。

○佐藤隆君 最後に総理に一言御意見を承りたいのでありますが、わずか五分足らずの質疑でも、いろいろな各般にわたる議論が提起される複雑多岐にわたる公害問題であります。そこでこれを進めるにはもちろん総理の指導力が期待されたいと思つておられますが、それと相まって行政機構の問題が従来しばしば議論にも出ておられますし、御答弁もしておられるようでありませぬ。

に達成させるためには、これもどうもはなはだ申しにくいことですが、東京とか川崎とかまた四日市とかいうようなよごれている所は、二年とか三年とか五年とかの間に環境基準を達成させるという事は事実上できないこととございますので、環境基準に達成させる手段としての排出基準というものは、これは三年がかり五年がかりで強めていくような仕組みにされているようにございまして、いまもお話がございましたように、去年からことしにかけて、ことしの実は二月からきつくと排出基準ははばりましたが、そういうわけで、排出基準はどうか守られるけれども、環境基準には現在達していない、こういうこととでございます。もし排出基準に達していないということになりますと、今度改正ですと御承知のとおり直罰主義ですから、すぐに体罰、罰金がかかるということになりますので、やはり排出基準のほうはばつばつ縮めていく以外にない。そうしないと何十%が不合格ということになりますと、何十%が直ちに直罰で懲役、罰金、こういうことになりまして、常に指導しながら排出基準をだんだん締め上げていく、こういうこととございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

○田中寿美子君 その検査をしてパスしたあとで例の柳町公害も起こったし、光化学スモッグも起こっているわけなんです。ですからその理由を私は、一つ一つの施設の排出基準が守られていても、複合してからの環境基準にはとうてい達しない状況で、しかもそれは合格である、こういうことになるわけですね。

それで、今度の大気汚染防止法の第四条の三項で、第四条に少しこれは改正されているわけなんです。都道府県の排出基準の設定については知事に全面的に機能はまかせるとおっしゃいました。知事にまかせるのですけれども、これは厚生大臣及び通産大臣に通知しなければならぬとありますが、これはどういふことですか。

○国務大臣(内田常雄君) いまお話ししたの初めに自動車排気ガスによる大気のごれがございまして、

た。柳町等が問題になりましたのはたしかことしの春ごろでございまして、あのときにはまだ自動車の排気ガスなかならず中古車に対する一酸化炭素の規制というものができていなかったように私は記憶いたしております。その後新車ばかりでなしに、中古車につきましてもアイドリングタイムにおける規制をかけるというふうなことをいたしてまいりましたので、その後はかなり規制に変わってまいります。しかし、この規制もだんだん強めてまいります。一酸化炭素ばかりでなしに炭化水素等につきましてもローバイガス還元装置というものをつけなきゃならないようにこの九月にした。輸出車にはそんなものは初めからくっつけておいたけれども、国内車についてはおくれおたよう度、私もどうもかと思っておりますが、今度には輸出車も国内車もそういうこととされたのでありますから、その面での改善はかなり行なわれます。

ついでにお尋ねにも関連して申し上げますが、今度は自動車の排気ガスにつきましては、柳町その他の交差点等がよごれる場合には都道府県知事が、従来は道路管理者に対して道路の設計等に於いて改善してもらいたいという申し入れ等を通じて道路交通法の改正もいたしたそのものを提案されておるわけでございます。ところで、大気の一酸化炭素ガスにつきましては、全部実は都道府県知事にまかせておられません。硫酸酸化物につきましては、やはり国が当てはめまして、当てはめる際に都道府県知事の意見を聞いてやりますので、このほうは低硫黄重油との関係がございまして、そういうふうな相変わらざる国が当てはめをやってまいり、都道府県知事と相談して、その他の場合につきましても全部知事さんにおまかせする、おまかせした結果は知事さんから通産大臣なり厚生大臣のほうに御連絡を願う、こういうことといた

しております。

○田中寿美子君 いま一酸化炭素、自動車の排気ガスのことをおまかせしていただいたんですけれども、私申し上げたのは、事業所のばいじんまたは有害物質に關しての調査のことだつたわけですが、いま硫酸酸化物に關しては都道府県知事の意見を聞くというふうにおっしゃいますけれども、たとえばことしの初めにいままいりました事業所の、二万事業所の検査をなされたとき、その前にやつたときよりは排出基準をきびしくしたわけですね。その基準をきびくるときにもいまの大臣のお答えによりまして、都道府県知事の意見を聞くということになるわけですね。ですからお聞きになったんですか、それはどういふことですか、その基準値がそのときは少し高くなつてきびしくなつております、一地点七ですね、それを設定するのにはどういふ手続を踏めばいいわけですか。

○国務大臣(内田常雄君) 都道府県知事の意見を聞いております。ただし、私は都道府県と申しましたが、都のほうはなかなか聞いてくだらぬようでお答えがたい。おれのほうはこういうことと別的方式をとるといふことを条例でおきめになつておるようございまして、その辺多少まだトラブルが、といひますか、トラブルではございませぬが、議論、方式上の違いが残っておりますが、私どものほうで専門的に都につきましても、これを申しますと、実体的にはあまり問題はない、形式論上の問題のようでございます。

○田中寿美子君 都は聞いてくれないとおっしゃつたけれども、実は昨年の十一月末の実施のとき、いま言いましたように、九九・九%の事業所、これが国の指示によつて検査したらパスしてしまつた、それからその次はもう少しきびしくしたその基準を設定するとき、排出基準を設定するとき、知事さんに聞こうとしたけれども、東京都が協力しないかのようなおっしゃり方です。私が聞いたところによりますと、厚生省の係官からちよつと基準をもう少しきびしくしたいけれども、

れども、一体どのくらいにしたらいいかと、急ぐからというので電話一本で聞いてこられて係官が答えられた、たいへんずさんなやり方で基準がきめられたというふうな聞いておりますが、そういうふうなやり方で国の排出基準をきめるというふうなことは非常に困ることだ、それからいま厚生大臣がおっしゃいましたが、自動車排気ガスのほうのことですね、この柳町の場合ですが、これは鉛公害のあった、ちょうど騒がれたあのころなんです、ことしの五月二十七、二十八日ころです、一酸化炭素が連続して二十四時間一三・九PPM出ているわけですね。これは一酸化炭素に關する環境基準からいへばどういふことになりますか。

○国務大臣(内田常雄君) どうも私はこまかい数字はわかりませんが、一酸化炭素の環境基準は何時間当たりの平均が、たしか何時間単位における一時間当たりの平均値か何かが一〇PPMないし二〇PPMのほゞでございます。しかし、それを達成させるためにはこの自動車の排気ガスのあれは何と申してございませぬか、自動車のおしりから出る要するにその瞬間の濃度というものはPPMではなしに何%というので四・五%とか五・五%とかいふ強めなければならぬ、あれは何と申すか……(「排出口」と呼ぶ者あり) 排出口といふのじゃなしにもつと専門語があるのでございまして、それができましたのもたしか五月か夏の間でございまして、その環境基準のほうは先に出しておりました、その環境基準に達成させるための排出基準というものが、つくり方がおくれおたつたというところは先ほど申し上げたとおりでございます。最近はそのなかでアイドリング時については中古車まで規制する、しかし、フォアモード時につきましては中古車はできちゃつていふ車です。から規制のしかたがないというところはまだ落ち度があるのじゃないかと思ひますが、詳しいことは運輸大臣からどうぞ。

○田中寿美子君 いいです、時間が……。厚生大臣、一酸化炭素の環境基準くらい知つていただか

ないと困ります。一酸化炭素は二十四時間連続して一〇PPM出たはけけないことになっていくわけ、この五月二十八日は二十四時間連続して一三・九PPM出たはけです。ですから、一つ一つの自動車の規制をしましても、交通が非常にひんばんであそこにくさんのものが出ていくから、環境基準がなかなか守られないという状況の中で人間が住んでいられるからこれは重大なことだと思えます。その二十八日の日は四時から五時の間は七四・五PPMとものすごい環境の状況なんです。ですから基準を七、八倍オーバーしている、こういうのになぜこれに手が打てないかという問題は、これは国と地方自治体の権限の問題だと思っております。これは大気汚染防止法の旧法の二十一条——今度改正される前の二十一条です、地方自治体は、地方自治体の知事の権限が弱過ぎるわけです。知事は「意見を述べることが出来る」ということになってはいますね、こういう基準に關係してそういう緊急な場合が起こったときに、そして今度の改正では、二十一条ではこれはもう少し知事に権限を与えたということになっていられるんですけれども、これで見ますと、こういう事態が発生したときに、つまり「大気汚染が総理府令、厚生省令で定める限度をこえて」と認められるときは、都道府県公安委員会に対し、「知事が「道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する」のですね、だからこういう状況が発生して、知事はこれはどうかしなければならぬと思つて、これは都道府県の公安委員長のところにお願しなければいけないわけですから。そうすると、公安委員会は道路交通法によって措置をするということになるわけですね、これはおかしくありませんか。

○国務大臣(内田常雄君) それはむしろ山中大臣からお答えいただいたほうがいいのかもしれないけれども、いまの道路交通法による道路規制の問題は各都道府県の公安委員会がこれを所管をいたしておるためになつておるわけでありまして、国の警察についても同じで、自治大臣が警察権を持つていないのと同じような仕組みで、それがまた戦後の警察行政のあり方としていいところだとされておるわけでありまして、したがって、これは知事の権限を制限するからそうしておるのではなしに、知事だけでは、いま自動車をとめたり、迂回さしたり、ある種の標識をつけたりというふうなことはできないたてまえになつておるわけで、同じ庁舎ですから隣の庁舎におります公安委員会のほうに申し入れをしてそして措置すると、こういう仕組みに当然ならざるを得ないというわけでございます。

○田中寿美子君 これは山中長官に答えていたのですが、つまり、知事は道路交通法……、確かに非常にたくさん排気ガスを出したときに、自動車をとめたり何かしなければならぬ、その点では道路交通法によらなければいけないし、その点では公安委員長の権限だと思つて、しかし、公害に對して判断をして、そして空気が悪いか悪くないとか、もうこれはどの程度にしなければならぬというふうなことの決定権は知事のほうに置くべきであり、そして私が考えますに、この場合、こういうときには公害に對しては公安委員会及び関係行政機関と知事は協議して決定できるとかね。これは要請することが出来るようになってはいますね。協議してきめられるとか、何かそういうふうにするにはできないのですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは申し出るという言い方もあれば、あるいは勧告するという言い方もあれば、要請もありまして。要請というのは最も強い要請権と私は解釈をいたします。したがって、知事がデータをそろえて、観測資料によつて道交法に基づく措置をとるべきことを勧告した場合に、原則として公安委員会はそれを行なうというのであつて、それに対処するということであつて、対処できないという場合は、よほど明確な理由をもつて都道府県知事にそれが示され、地域住民の了解を得るような内容がなければならぬと思つて、理由がなければならぬと思つておるわけでありまして、それがまた戦後の警察行政のあり方としていいところだとされておるわけでありまして、したがって、これは知事の権限を制限するからそうしておるのではなしに、知事だけでは、いま自動車をとめたり、迂回さしたり、ある種の標識をつけたりというふうなことはできないたてまえになつておるわけで、同じ庁舎ですから隣の庁舎におります公安委員会のほうに申し入れをしてそして措置すると、こういう仕組みに当然ならざるを得ないというわけでございます。

○田中寿美子君 私は、たゞ一酸化炭素の環境基準なんというものは、決してこれは理想的なものじゃないと思つて、それからすべからず低いから、だから地方条例なんかもつと進んだものをつくつていられるのだというふうに思つて、今度はその地方である程度高めのものを制定してもいいということになつていられるわけですから、過去には、たとへば硫酸酸化物でも何でも国の基準のほうが低いものだから、ですから地方できめたことを引き下げる役割りを果たしていただくこと、こういうことを考えますと、

ます。それは都道府県知事にまかせられないのかというのが基本的な御議論だと思つておるのですが、これが都道府県内だけで車が出発して、都道府県内だけでどまるといふ流れを示しておるものならば、あるいは場合によつてそういうことも可能かと思つておるのですが、しかし、やはり車というものは全体の流れでございまして、ちょっとした事故でも非常な一大事故になつて、どのような渋滞が広範囲に及ぶかは、われわれも日常体験しておるところでありますので、どうしてもこれは道交法自体もそれを受けて行動することを定め、あるいは固有の権限内にある道交法の行使というものを公害の観点からとらえて、新たに公安委員会自身も常時それらの資料というものを都道府県知事その他からいただくというふうなことを明記いたしておりまして、今後はよほど違つてまいると私は考へておりました、これを、知事に固有の権限で車を全部とめてよろしいということを与えなかつたのは、単に歩行者天国とかなんとかいうものと性格を異にするという、いわゆる自動車公害の広範多岐にわたる態様を踏まえてのことでございます、他意はございません。

○田中寿美子君 私は、たゞ一酸化炭素の環境基準なんというものは、決してこれは理想的なものじゃないと思つて、それからすべからず低いから、だから地方条例なんかもつと進んだものをつくつていられるのだというふうに思つて、今度はその地方である程度高めのものを制定してもいいということになつていられるわけですから、過去には、たとへば硫酸酸化物でも何でも国の基準のほうが低いものだから、ですから地方できめたことを引き下げる役割りを果たしていただくこと、こういうことを考えますと、

○委員(長退席) 公害対策特別委員理事杉原一雄君着席) 環境基準というものはもつとほんとに人間の健康をそこなわない、暮らしを破壊しない、生活環境を破壊しないというところに理想をおいて設定すべきであると私は思つております。

○委員(長退席) 公害対策特別委員理事杉原一雄君着席) 環境基準というものはもつとほんとに人間の健康をそこなわない、暮らしを破壊しない、生活環境を破壊しないというところに理想をおいて設定すべきであると私は思つております。

そこで、もう少し例でやってみますと、国と地方との関係なんですが、カドミウム汚染米のことなんです。先ほどカドミウム汚染米のことが出ましたけれども、私が申します観点は少し違いますが、東京都内の多摩川流域でカドミウム汚染米が出ました。で、あの場合に、〇・四PPMから一PPMのカドミウムを含んでいるお米を美濃部さんが汚染米と指定した。そしてそれに対して、その分は自家保有米でもみんな買取りというのをききましたときに、買取りするという形は、よごれていない配給米と取りかえるという形です。と、そういうやり方をするのは食管法違反であると言われた。そうしてせっかく地方自治体が、東京都がそういう一歩進んで、さっきもお話しあったけれども、〇・四PPM以上の米は買取り上げてこれも配給しないのですから、要注の米なんです。ですから、それを汚染米として国の基準よりは進んだことをやりました。そうしたらこれは食管法違反であるということをお山中山さん言われた。もういまそのお考えは変えていられますか。

○国務大臣(山中貞則君) そのときは席に農林大臣がおられなかったので、私が答えたことでありますが、きょうは農林大臣おられますから、あらためて答弁してもらいますけれども、現行食管法の定めております法律並びに政令によれば、そのような場合には、公共団体であっても農林大臣の許可を得なければならぬと書いてございませう。したがって、許可を得てもらいたい、得なければ、許可を得ないでやれば違反になりますという法の解釈を言ったわけでございます。それだけのことでございます。

○田中寿美子君 山中長官、少しニュアンスが違いますね。この前、公害の委員会とき、私が質問したのに対して、なぜ〇・四PPM以上の米を汚染米と指定するのの理解に苦しむと東京都のやり方に対して攻撃されました。で、そのとき、食糧庁のほうでは、もうすでに東京都と話し合いの上で、きれいな配給米とかえるという案を立てて

おりました。ですから、食管法によりましても農林大臣の許可があるときには、それは国の機関あるいは国の指定する業者でなくとも米を扱っていいということがあるわけですね。その点、農林大臣、いま全国的にカドミウム汚染米が出ていて、そうして先ほど話があったように、〇・四以上のものは買取りでも深結しておくとお話しがありました。これに対して交換すること、きれいな米と交換するという方針をおとりになりますか。そしてこれは食管法違反でもなんでもないということを確認させていただきますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 地方公共団体が地域住民の福祉をばかします見地から米を買い上げることにつきましては、その買入れの対象の範囲、処分方法等、適切な運営がはかられますならば、食糧管理法上農林大臣の許可を受けてこれを行なうことができます。したがって、いまお話しのようなことは、おやりになる前に、その適正であるかどうかということをお出し出たにたい、食管法上の許可を農林大臣からお受けにならないければなりません。したがって、カドミウム汚染米もこの例外ではございません。

そこで、先ほど私が佐藤さんにお答えいたしましたような事例であります。〇・四PPM以上の米は汚染米であるとは申ししておりません。厚生省もそういってはおりません。もうここでしばしば申されたとおりであります。しかし、いわゆる要観察地帯とわれわれが指定いたしておりますので、必ずしも汚染であるとは申ししておりませんけれども、一般に御不安があるようでありませうから、そこで農林省ではいま保管しておる米もたくさんあることであるから、そういう方々に、もし御自分の保有米を気味が悪くから食、たくなものとお交換してあげましょう、こういうことを申しておるだけでありまして、したがって、私どもといたしましては、そういう御希望があれば交換をして差し上げる、こういう態度をきめておるわけでありませう。

○田中寿美子君 この問題一つとってみまして、地方自治体のほうが先行して国の基準よりは高い基準でやりました。それで、このことが一つのきっかけになって全国的にもこういう基準で汚染米としますか、それに対しての対策をとるといふことになるわけで、ですから、公害に対しては地方自治体が非常に積極的な態度を示すということが必要だと思えます。

○国務大臣(山中貞則君) その考えに沿って、基本法でも都道府県の公害対策審議会が任意設置でありましたものを必置制とし、そして新たに市町村にも任意で設置できるように審議会の構成でその方向を明らかにしておりますが、具体的に先ほど担当大臣から答弁がありましたように、原則都道府県におおるもので、さらにそれは市の公害立法の立場から見た特定の市については市にもおろして、さらにまた清掃法が現在市町村の固有事務であります。騒音、あるいはまた国会で提出をいたしております悪臭防止法等も、これは市町村固有の事務というよりな形で、その手近な問題についてはやはり市町村単位でやる、農用地にかかる土壌等もやはりその地域の問題であらうということの配慮をしておるつもりでございます。

○田中寿美子君 問題は、そういう場合に現状では市町村の財政の問題もあるし、それから専門家のなかの問題があると思えます。それで、先ほどから申しておりますように、国が相当の財政的な措置をして公害の防止のための負担をしなければいけない、そのことが地方のそういう権限を侵さないというやり方でやられることを希望したいと思えます。

で、もう一つ、国の事務といいますが、機関委任事務といましようか、国と地方の関係なんですけれども、カドミウムの米が東京都内からたくさん出ましたことが発表された当時、通産省のほうも全国的にカドミウムの排出をしておる工場の調査をして発表なされたわけですね。これは国の実施した調査なんですか。で、これは地方に対して一体どういふことを要求し、どういふ効果をおよぼすのか、ちょっと私もわからないので聞きたいのですが……。

○国務大臣(宮澤喜一君) カドミウムの実は全国の総点検をいたしまして、非常に状況が悪うございました。そこで、まず大きなメーカーに対しては、そこを通過して設備の改善等を行います。下請に對しても技術指導等をするようにという依頼をいたしましたわけでございます。それから別途に、メーカーが非常にカドミウムを使っておりますので、これは全国及び東京都の団体に対して調査の結果を知らせますとともに、改善をするか、ある集団で処理施設をするか、それともどちらもできないようであればカドミウムのメッキをやめなければならないのではないかと。

〔委員長代理杉原一雄君退席、委員長着席〕
御承知のように、処理施設が千数百万円かかるものでありますので、中小企業には少し無理だと思われたわけでございます。十月になりましたので、結果を点検いたしました。大体大きなメーカーにつきましましては設備改善等がなされておりますので、まずよろしゅうございませうが、小さなメッキの關係は、實際問題といたしましてカドミウムによるメッキはやめると、こういう結果になっております。なお、中小の中で集団で処理施設をしようというものがございましたら、これは金融その他の方法と大企業からの技術援助でそれはそれとしてやっていってほしいと考えているわけでございます。

○田中寿美子君 その改善方法の指導というのは都道府県を通じてですか、それとも地方の通産局、通産省が直接やられたわけですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 現実に処理施設の改善方法ということになりますと、やはり技術を持っておりまして大企業の応援を得ることが必要でありますので、通産局が県と連絡をとりながら現実の技術はそのようなものを利用させるというふうに考えております。

○田中寿美子君 そうすると、これは機関委任事務ではないわけですか。直接の事務ですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 仕事そのものは、法的には主務大臣が都道府県知事に委任しております機関委任事務でございます。

○田中寿美子君 どうもこの調査が一体どんな役に立っているのかということがたいへん疑わしい気持ちがありました。ただ指導するだけ、指導改善の勧告をするというだけではだめなんで、やはりこういうことは都道府県のほうが主体になってやらなければできないじゃないかという点、私たいへん国と地方自治体とが公害に対して取り組むときに、もっと全面的に、つまりこのカドミウム

の調査のとき非常にそう思ったのですけれども、ほとんど同時に並行して東京都の調査と通産省がやっているわけなんです。あんまりむだなことをしないで、ほんとうに実効があるというふうにしなればいけないのではないかと思います。

で、次に、無過失賠償責任の問題に触れたいと思うのですが、私、野党のほうでは、無過失賠償制度の法案を提案したのですが、公害というものは——これは総理大臣の御意見を伺いたいのです。この非常に被害者がたくさん出ておりますね、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくその他数えられない、認定されない人たちが一ぱいおります。東京都の調査なんか見ますと、区の職員四十歳以上二十人に一人が慢性気管支炎にかかっている。これを推定で計算していったら東京都内には五十万の慢性気管支炎症状のある人が出るといふ推定もできる。こういう状況で非常にい

ま公害の被害者は多いと思うんですがね。こういうものに対して対策を立てていくときに無過失賠償責任がなかったらほとんど救われないわけなんです。だから水俣病でもイタイイタイ病でも長い訴訟をやっている、なかなかその因果関係の立証ができないということ、まあ被害者が一ぱいいて加害者がいないというふうな関係、被害者だけが苦しんで、お金も使って命も失う、こういう不当なことがあるわけですから、無過失賠償責任制度というものは公害対策には絶対に必要だというふうには私は思うんですけれども、総理は何回かそのことを聞かれて、そしてなるだけはっきりした態度を出さないようなお答えをしていらつしやるんですけれども、将来に向かってこういうことを考えたいというふうに言っていただけじゃありませんか。

○国務大臣(佐藤栄作君) この問題ははいずれ結論が出てくることだと思います。ただいまのように、何か私が逃げていって、こういうわけじゃないんでございまして、ただいま検討はしております、その点を率直に申し上げただけで、検討ということの問題をずらして、こういうおしかりですけれども、いま検討中でございますから……。

○田中寿美子君 検討ということばだけでいつも出てくるわけですが、法務大臣なんかは横の問題を縦に考えて無過失賠償責任の制度を設けることを検討するということふうにお答えになっております。私は、これは民法の特例というふうな考え方ではいけないんじゃないか。もう公害というものは非常に大きな新しい見地で取り組まなければいけないんで、だから特例なんという考えでなく、公害に関して無過失賠償責任制度を設けるという態度がほしいと思っておりますけれども、それをさておきまして、今日までの日本の法律の体系の中でないことではないわけですね。ですから、たとえば旧鉱業法、明治三十八年に制定された、その当時から鉱山に関しては無過失賠償責任があるわけですね。で、これでおかしいと思っておりますのは、たいへん矛盾だと思っておりますのは、昭和十四年改正になってから一部分鉱業法の適用をはずしてしまつたわけ

です。たとえばこれは例をとりまして、大牟田にありまして三池製煉所なんか、ああいうのは、もとは鉱業法の適用を受けていたから無過失賠償責任があった。ところがもういまははずされてしまつています。現在神岡のイタイイタイ病を起している三井鉱山ですね、あれは鉱業法の適用を受けてますね。それから安中の東邦重鉛の製煉所も鉱業法の適用を受けられます。そうすると、鉱業法の適用があるということは無過失賠償を受けることができる可能性があるということになると思っておりますが、いかがですか、法務大臣。

○国務大臣(小林武治君) 鉱業法の適用がある事項については無過失の賠償責任が適用になる、こういうことでございます。

○田中寿美子君 だから、そうしたらいまの安中と神岡は、山中長官に伺います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 鉱業法が無過失賠償をきめられたのはやはりそれなりの沿革があるようございまして、つまり山というのはいかにも古く歴史を持つておりますので、そういう意味で鉱業と農薬との間には必然的にどうも調和できない鉱毒の問題、公害の問題がある、こういうふうな当時考えられたようでございます。今日の技術で申しましたらかなり防げるであつたかもしれないと思われような部分がある、これはもう不可抗力であるというふうに考えられたようでございます。

そういたしますと、不可抗力の場合でもこれはやはり現実には公害が生じますので、過失、無過失を問うというところは適当でない。そこで、無過失という制度が立てられたようでございます。今日でございましてはたかかなり技術が進みましたから、過失さえおかさなければ技術革新によって防げたような部分が突はあつたのではないかと思われますけれども、当時はそのようなことから過失、無過失を問わないということになりました。で、ただいま大牟田のお話でございますが、これはもし三井鉱山のことでございましてこれは鉱業法の適用を受けておるはずでございます。鉱業法の適用を受けるということは、御指摘のように無過失

責任を問われるということでございます。

○田中寿美子君 三井鉱山ではなく、三井製煉所ですね。これは工場法の適用ですね。だから私の言いたいののは、同じ労働者が、安中の製煉所で働いている、あるいは三井の神岡鉱山で働いている場合には無過失賠償責任を受けることができ、そうして三井の三池製煉所に働いている場合は工場法の適用だから無過失の賠償責任は受けられない、こういう矛盾があるのはおかしいではないか。つまり無過失賠償責任制度というのはもっと幅を広げるべきではないかということなんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは事実をもう少し調べる必要がございますけれども、三井の製煉所は工場法の適用を受けておるはずでございます。安中も受けております。ただいま製煉所で適用を受けておるものはいわゆる独立製煉所といわれるものがそうでございます。

○田中寿美子君 独立製煉所、たとえばその山から石を掘つてそこで製煉している場合には無過失賠償の責任を受けられないというのはなぜですか、そこは非常に矛盾しているのではないですか、同じ労働者ですね。一方では無過失賠償責任が受けられるが片方では受けられないというのはおかしい。つまり私の言いたいののは、だから無過失賠償責任制をもっと広げようということなんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 鉱業法及び鉱山保安法によりまして無過失賠償責任を問うのは鉱業権者であるわけでございます。つまり、地中の埋蔵物というものは国有というたてまえでございます。その上に鉱業権という権利が設定されるという考え方でございまして、それに対して無過失賠償責任を問うわけでございます。ところが、独立製煉所というのは鉱業権者に属さないものでございまして、鉱業権を設定したことに伴うそのような責任を負わせることができない。これは法律問題かと思つてますが、そういうたてまえで独立製煉所は無過失賠償責任の対象になっていないというふうな法的には聞いております。

○田中寿美子君 法律で、違つた定義のもとで働
く労働者というのはそれは同じ労働者で片方では
死んでも、あるいはひどい災害にあつても賠償
を、無過失賠償責任を受けられないという矛盾が
たくさんあると思つてます。その点きのう法務大
臣、縦に、個々のケースについて無過失賠償責任
を検討するおっしゃいました。それはたまたま
どういふものをいま検討していただけるのか、実際
に検討していただけるかどうか、縦に個々のもの
というのとはたとえばどういふケースの場合なら無
過失賠償責任に当たるという検討をしていらっ
しやるのか。

○國務大臣(小林武治君) いまの公害取り締まり
の行政法規がたくさん出ております。その中の公
害の態様について検討を願つたことを申して
おるのであります。また山中大臣は、あるいは
物質でもせよはせぬか、そういうふうな態様でも
考えられるが、もう一つ物を指定してもできるの
ではないか、そういうことも言われておつたので
あります。そういうふうな考え方をいま検討し
ておるところであります。

○田中寿美子君 もう少し具体的に、それでは山
中長官説明してくださいませんか。縦に、たとえ
ば個々のケースというのはどんなものか。
○國務大臣(山中貞則君) たとえば毒物劇物取締
法とかあるいは薬事法とか、こういうものはやは
り直接、物そのものが毒物、劇物というのですか
らなじむのではないか、あるいは薬事法等もやは
り人が飲むものが薬ですから、そういう角度から
検討ができればいいかというふうなことで、こ
れは一、二の例であります。そういう角度から
の検討とごとの御答弁申し上げましたように、
有害、有毒物質、さらに亜毒性まで加えるかどう
かはこれからの検討でございますが、こういうよ
うな物質をとらえて、これにかかると公害が起こ
つた場合には、これは無過失責任としてそれぞれの
規制法が全部無過失責任をその物質について受け
ていくという形がとれるかどうか、これら
の検討をしておるところでございます。

○田中寿美子君 ということは、つまり、たとえ
ば薬とか食品などについて、そういう無過失責任
制を考へて、もう検討の段階にあるということ
ですか。

○國務大臣(山中貞則君) そのとおりでございます
すし、念頭にはカネミ油でございますが、ああ
いうことなんかも、やはり違つた形の一つの公害
であるところを考へていくべきだといふ考へも頭にあ
るからでございます。

○田中寿美子君 カネミのことをおっしゃいます
と、あれは無過失というより過失はもう非常に
はつきりしていると思つて、おかしいけれど
も、食品とか薬品では、そういうことがたくさん
あるだらうと思つて、ぜひそれは無過失責任制
をそこらでも確立していただきたいと思つて
います。

そこで、その場合に費用の負担の問題になりま
すが、公害防止費用と、それからそういう費用の
負担なんですが、原則は公害防止費というものは、
公害排出企業が負担すべきである、これはたびた
び言つていられます。ですから私もそう思いま
す。そこで、それに關連して国と地方の負担の問
題なんですが、産業廃棄物の防止法案の中で、私は
先ほどの御意見ちょっと違つたと思つて、産業
廃棄物と家庭廃棄物を含めた一般廃棄物というこ
とがございませぬ。産業廃棄物の中で、先ほどプ
ラスチック製品というものは人間にとつて非常に奇
手している、だから、これを重視するのはおかし
い、ただ、これは非常に廃棄物としては膨大な量
にのぼりついであります。思つて、廃棄物全
体、どのくらい年間出ているかおわかりになりま
すでしょうか。

○國務大臣(内田常雄君) 年間と申しますより
も、このころでは産業廃棄物等を含めまして、一
日に百万トン以上になっております。そのうち
で、家庭から出る家庭ごみといふものは五、六万
トン、六、七万トン程度でございます。その
他の数十万トンの部分の中にそのプラスチックも
入つておると、こういう状況でございます。

○田中寿美子君 つまり、家庭ごみは五、六万ト
ン。それでプラスチックの關係の廃棄物というの
は大體どのくらいの割合になっておりますか、全
体の産業廃棄物の中で。

○國務大臣(内田常雄君) おおむね家庭廃棄物と
いいますか、家庭から出るごみの中には一〇％ぐ
らい現在でも入つてゐる。しかし、この割合はふ
えるだらうと私もは憂慮をいたしております。

○田中寿美子君 先ほどプラスチックはたいへん
便利で人類に貢献しているという話がありました
けれども、同時にこれが非常に大きな公害を起こ
すわけでございます。いまたとえ、東京都で
焼却しているものの中で、一〇％ぐらいがプラ
スチック類ですね。もし、これが一五％までふえたな
らば、いまの焼却炉ではもうとうていやり切れな
い、まず非常に高熱を出すということ、それから
同時に鉛化ビニール製のものは非常に有毒なガス
を発生するわけですね。ところがこれを今度の産
業廃棄物法案では、防止法案ですか、家庭廃棄
物、家庭から出るものを一般廃棄物というふう
に分類して、そして産業廃棄物のほうは企業に負担
させる、だけれども一般廃棄物のほうは国と都道
府県が、あるいは市町村まで負担するように
なつております。これはおかしくないかと思つ
て、つまりプラスチック製品を使うというの
は、これは企業の必要で使つて、そして私どもが
買いますものはそういう容器に入つてくるわけな
んです。これは私たちが家庭でつくり出したもの
じゃないわけですね。だから、これを廃棄するため
に起こつてくるこの公害を防ぐために回収し
て焼却する費用、それは企業が負担すべきものだ
と思つて、いかがですか。

○國務大臣(内田常雄君) プラスチックが事業者
の産業活動の過程で発生するものは、もちろんこ
れは産業廃棄物といたしまして事業者の責任と、
こういう原則に立っておりますが、ところが、そ
のプラスチックはもちろん事業者がつくり出すけ
れども、つくつたものは、いまお話のように一般
の家庭用品等になつて家庭に持ち込まれ、廃棄物

になるときには家庭から出てくる、こういう状態
にございます。それをどうするかということにな
りますと、そこで今度の法律の中でも非常にそれ
が議論になりましたが、まず、私どもはそういう
ものが家庭に出ることができるだけ少ないような
状態をつくり出してもらうこと、それからまた
家庭に出ました場合には処理しやすいような状態
のプラスチック製品であること、また第三番目
にはそれらの家庭から出てくるプラスチックにつ
いては、もともとその生産者なりあるいはそれ
を容器に用いた事業者というものは、その処理に
ついては何らかの協力の方法を講ずべき方向に指
導してまいらうということにしかできないんじゃない
か。そこで、たとえばこれは化粧品からも出ま
すし、百貨店の買ひもの袋からも出るわけござ
います。そういうものにつきましては、まずそ
ういふものに使われるのを許可する際に、許可の
規定があります。食品衛生等に関連いたしますもの
につきましては、それをあとどう始末をしてくれ
るんだ、たとえば、牛乳びんとヤクルトのびん
とかいふようなものもあります。化粧品品のびん
とかいふものもありませんが、どういふ始末をさせるべ
きか、それか、協力しますかといふ案を立
てさせまして、それが納得すべきものでない限り
は使用の許可をしない。これは廃棄物処理のほう
ではございませぬ、別個の食品衛生法その他の
法律でその際取り締まらう、こういうことに
いたす。こういうつもりで、法律のたてまえもそ
んなふうなことで組んでございます。

○田中寿美子君 使用許可制までいかれたんです
けれども、私、お尋ねしているのは、企業が何か
生産する。そしてその生産したものを消費者に売
るわけなんです。売るときに、その包装にプラ
スチック製品を使う。こういうことですから、こ
れは企業にとつて必要なものなんです。だか
ら、これが廃棄物となつて出てくる。これ
は特に高熱の処理をするような焼却炉も必要なこ
とですが、それはいまのところほとんど地方自
治体で十分それに立ち向かえるだけの設備を持

つて、このころでは産業廃棄物等を含めまして、一
日に百万トン以上になっております。そのうち
で、家庭から出る家庭ごみといふものは五、六万
トン、六、七万トン程度でございます。その
他の数十万トンの部分の中にそのプラスチックも
入つておると、こういう状況でございます。

ていないんですね。だからやはり、消費者を通じて出てくる廃棄物もその回収をしたり、焼却をしたりするところまで、私は企業に義務づけるべきではないかと思うんですけれども、山中長官いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) その激しい議論はいたしました。牛乳とかヤクルト等ですと、毎日配達されるものですか、ワンウェイでそれをやりた場合、ワンウェイはよろしいが、毎日回収しない場合、何らかの回収なり、その処理の方法を考えて、条件をつけて、その上でない許可はできません。ところが化粧品品のびんになりますと、回収その他の義務を負わせようと思いません、Aのメーカーの化粧品の容器をB、Cの化粧品会社に責任をどういうふうにして負わせるか、あるいはいろいろな商店の包み紙等について、これも商店という事業活動のほうから消費者のほうに入ってくるのでございますが、それらをどうするかという点になりますと、実際問題としていまお説のように責任を負わせられません。そこで、一番極端な場合には、もうその処理がめどがつかないものにつきましては、もう初めから使用を許可しない、牛乳びんのように、こういうこと。それからまた市町村のほうへたまったものを、家庭廃棄物とプラスチック物とに分けるようなこともしていただいておりますが、そういう焼却炉もいたしますが、そういう際に、そういう焼却炉の建設運転等に対しては、企業の協力を求めるというふうなことは、私は行政指導でやるべきだろろうと考えております。

○田中寿美子君 いま厚生大臣が言われましたけれども、ちょっといまヤクルトのことをおっしゃったんですけれども、これは一日に二万一千九百トン大体出ているわけですね、四百万トンのプラスチック製品の中でそのくらい出ている。そして相当もうけているわけですよ、あそこはね、当然焼却炉なんかをつくるに協力させていいはずですよ。だから、やはり方は、一つ一つの化粧品品のびんだとか、あるいは薬もありますね。それか

らお酒なんかもこのごろ非常にそれこそ高分子化学製品の中に入って、飲むようになっていっている。それから、ガス管なんか、これは非常に塩化ビニール製のもの。だから、こういう商品をつくる、生産する企業に責任を負わせるという方法は技術的にいろいろあるはずだと思ふ。だから、すべて一般廃棄物というものを国と都道府県に負担させるということになりまして、みんな税金から出ていくわけですから、この辺はもっと検討して、いま言われたような形で企業に負担をさせる方向に持っていったらいいと思ふ。まあ、その使用許可制をとるといふことも私は今後必要だろろうと思ふ。

で、最後に、先ほどちょっとと人民裁判なんということが出たんですけれども、公害に關しては、住民の参加ということが非常に必要だと思ふんです。で、現実に鉛公害の話が出て、あれは何かあの辺の医者がやったとか、いろいろ言われますけれども、一番被害を受けるのは地域に住民なんですから、住民のその程度の非常に強くて、そしてそこから公害がわかってくるわけですね。ですから、そういう意味では、住民の知恵あるいは住民の参加を求めるのでない、今日のこのものすごい公害を克服するといふことは非常に困難だと思ふんです。ですから、いま各地で、発電所に対して住民が反対に立ち上がっているとか、あるいはコンビナートに対して反対に立ち上がっているとか、あるいはいろいろな問題ですね。これに対して、あるいはいまちやうど臼杵でもやっていますけれども、あるいはあつちやうど臼杵でもやっています。一般の住民とそれから漁民が立ち上がるために、こういうのが最初にあつて公害は問題となつてくるんだと。そういう点で、住民の公害の運動に対しては総理大臣なんかどういふふうの評価をしていってほしい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 人民裁判だとか、あるいは公害摘発だとか、こういうような、産業と自分たちの生活、これを対立的に考えて問題を処理しようという、そういうことは、私は賛成しない

ものです。ことに、私自身いろいろ考えてみまして、全国的に見ると、ある場所によっては非常に地域的住民の協力を得て、理解のもとに企業が成り立っている、そういう土地もござります。また別に、極端な対立抗争の形で企業が成り立っている、そういうところもありません。しかし、それでは対立抗争の形では企業の成功はできない。このことを考えますと、これは何と云っても地域住民の理解のもとに、協力のもとに企業が成り立つんだと、こういう意味で、やはり公害防止もそういう意味から出なければならぬ。それには私がいざしば申しますように、生活優先、そこに立って、そして企業が問題に取り組みれば必ず地域的な協力を得る、問題を起こさないで話がつくんじゃないだろうか、かように私思ふ。

たいへん卑近な例を申しますと、山の中、あるいは非常に産業に取り残されたところ、そういうところでは、われわれは十分理解をもつてそういう産業を育成強化するから、私どものところにも来て下さい、こういうような地域がないわけではございません。そういうようなところに、やはり企業家自身が地域住民の利益、これを第一に考えて、そして会社の経営に当たれば、たゞいまのような問題もよほど解消され、少なくなるのではないだろうか、かように考えております。

○田中寿美子君 住民の協力という点でなんですけれども、衆議院のほうでも監視員の制度をもつてつくりなればいけないという議論がされたようなんです。確かにいま公害の状況を監視して、そしてその現実を把握しないと対策が立てられないのですから、非常に必要なことなんですけれども、これはとてもちやうどやそつとでできることではない。だから監視員も当然ふやさなければなりませんけれども、また、自動的の観測のできるような施設設備を全国的にこれを置いてもらわなければならない。

それから、それだけでなく、住民は自分たちの公害に非常に敏感に反応しているわけですね。たとえ、騒音なんというのは、これは伊丹の空

港の人たちのところへ行つたときにもそうですけれども、騒音の測定器が置いてあるところで、とまどきそれを見にくるというのではなく、その地域の学校のPTAの人たちが二十四時間連続して一月なら一月継続して測定器でとっている。こういうようなことをした場合には、あれは通産省じゃない、どこでしたかね、ちょっと忘れちゃったけれども、そんなしろうとがそういうことをするようでは補助金はやらないぞなんというふうなことでおどしつける。これはよくないことです。住民に協力してもらおうといふことは非常に大切なことなんです。尼崎の団地に参りましたときに、その団地が、神崎川の付近ですけれども、水と空気と両方から家のといなんかがどんどん腐食していく。そういうことは、つまり、あそこに亜硫酸ガスその他悪い有毒なガスがあるのだから、その住民は、きょうは非常に頭が痛い、のどが詰まってせきが出るというふうなことが、大気の汚染に應じて出てくる。そこでそういう自分たちの受け取った感覚からグラフをつくっていたんです。ところが、これは決してばかにしてはいけません。ところが、後に尼崎の市役所に行つて、その大気の測定グラフを見せてもらつたら、住民の感じてつくつたグラフと非常に似ているのでした。だから、やっぱりそういうことを考えますときに、公害の対策に關してさつき対立してはいけませんと言われたけれども、自分たちの生活を守るために立ち上がる住民運動もあります。その結果、コンビナートがござい、火力発電所が設置されようとするときに、よりよいすぐれた防止協定を企業とその地域の住民との間に、あるいはその自治体との間に結ぶことができるようになるわけですよ。そういう意味では、政府ももちろん全力をあげて財政の措置もしなければいけないし、それからいろいろ対策を講じてもらわなければならない。本腰にならなければいけない。しかし、地方自治体の権限も大幅に今後は持たせていく。そして、同時にその地域に住んでいる住民の知恵だとか協力を大いに求めていく。こういうこと

にすべきだと思います。最後にそういうことについて、の総理大臣の決意といいますが、伺わしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) たいだいま田中君の言われることについては、私もさようにあるべきだと、かように考えます。ことに地域住民の理解が大事だと思ひます。この理解を得るために、あらゆる機会に十分連携を緊密にすること、そうであれば企業も成り立たないんだと、かように思っております。どうも大衆運動、これが破壊的な方向にまいますと、いろいろな批判を受ける。これは地域住民の真のやり方ではないだろうと、かように思ひますので、そういうことのないような建設的な協力、そういう意味の積極的な摘発、その他も御遠慮なしにやっていたください。

○田中寿美子君 実際に行つて見てください。(拍手)

○委員長(占部秀男君) これで午前の会議を終わります。

午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(占部秀男君) たいだいまから連合審査会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。村田秀三君。

○村田秀三君 私は主として農用地土壌汚染防止法を中心いたしましたので、その問題点、そしてそれに関連する諸問題について、関係各大臣に質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に総務長官にお伺いをするわけでありませうけれども、公害基本法には、今回土壌の汚染が追加をされること予定をされておられるわけでありませう。しかしながら、今回出されたそれに対応する法案については、農用地に関してのみ法案が提出をされておる。で、考えまするに、この地

球は水、空気、土壌によって成り立っておりますわけでありまして、水と空気には相当重点をかけておるわけでありませうけれども、事、土壌に関しては今回初めて対策される、しかも、それが農用地に關しておる。しかし、土壌というのは、空気や水は流動するわけでありませうから、まあずつと先の将来のことを考えれば別でありますけれども、事の、土壌の問題は、これは制限基準とかというなまぬるいことではだめでございまして、少なくともその総体、総量について考えなくてはならぬという問題もある。一度汚染したならばもう永久にこれは解消しない、こういう問題であるわけでありませうから、これは基本法の精神、そこに表現されております土壌の汚染ということののつとつて土壌の恒久対策を立てる必要があると、こう実は考へておるわけでありませうが、今回農用地に關してのみ出されたということについてひとつお伺いしたい。

それからもう一つ続けてお伺いするわけでありませうが、衆議院の農林水産委員会の審議の経過を見ますに、農林大臣は、将来は林地も含めて検討を加えるということでありませう。これは前向きに検討するということでありませうと思ひんでありますけれども、その点が総務長官として確認をできるのかどうか、お伺いをいたします。

○国務大臣(山中貞則君) 基本法第二条で土壌の汚染を定義づけ、さらに、それを受けたものとしての農用地の土壌汚染防止法とさらに農薬取締法になぜ限つたかという考え方でございませうが、これは、土壌というものは、地上全部が土壌でございませうけれども、まず土壌そのものが汚染されたときに人間にとつてどういふことに影響が出てくるのかという問題をとらえますと、それはいわゆる農用地というものに栽培される農産物の結果いたしましたもの、あるいはそのものが食物となつてわれわれ人間や動物に入つてくるものとき初めて問題が提起されるということになるわけでありませうから、やはり農用地、すなわち人間

が、もしくは他の動物等の飼料その他も入れて食べる場合、食する場合という、体内へ入つてくる場合を考えました場合に、それを耕作する土地はすなわち農用地でございませうので、そういう意味から農用地の土壌汚染防止法といたしたわけでありませうが、さらに農用地のいわゆる土壌そのものの蓄積や媒体を伴わなくても、農薬その他によつて直接果実やその他、あるいは稲わら等の汚染等がいわれておるもので、これらの問題は農薬取締法の一部改正という両面からの体制をもつて進めていくのが適当であろうと判断をいたしました次第でございませう。

林地については、したがつて農薬の角度から入つていくのが至当であろうと目下のところは考へておるわけでありませうが、農林大臣の所管の法律でございませうので、農林省の御意向等を受けて本部はその調整に当たりたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案は、現実に問題となつておる農用地の汚染に起因する農産物の汚染及び農産物の生育障害に対処することといたしたものでありませうが、いまお話のございました農用地以外の林地等につきましては、その汚染による被害の実情の有無等を調べて、こういうものも追加してまいりたいと思ひます、こういうこととございませう。

○村田秀三君 次に伺ひたいと思ひますが、この法律の内容を見ますと、その汚染地域、防止する地域、これをまあ指定をすることになるわけでありませうが、この法律の運用上、いわゆる防止する方向で主として対処するの。まあ内容的に見ますならば、原状回復ということも当然あるわけでありませうが、どこに主眼を求めておられるか、これについて農林大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣(倉石忠雄君) この法律の何と申しますか、構成は、いまお話のようなことでありませうが、この法律で農用地の土壌の汚染の防止、これが対策、それから土地利用のあり方等について規定をいたしておることは御存じのとおりでございませうが、これらは汚染の度合い等、地域の実情に即して適切な措置を講ずることが必要でございませう。したがつて、土壌の汚染が進行中で、これを防止する必要がある地域につきましては、御存じのように第七条の規定によつて都道府県知事がきびしい排出規制等を行なうことといたしまして、必要がある場合には農林大臣が行なう勧告の規定も考へておるわけとございませう。

○村田秀三君 私はこれは問題の立て方を確かに二つに置いておると思ひます。予想される地域、これを防止するということ、そしてまた現在汚染されておる地域より以上の汚染防止とともに、原状を回復するということが含まれておると思ひます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、土壌汚染は、一度汚染されるならばこれはもうどうにもならない。であるとすれば、新たに汚染地域を拡大しない方向で重点を移していくべきじゃないか、こういうことを考へておるわけでありませうが、それに対する御見解はいかがですか、農林大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) お説のとおりでございませうが、予防につきましては、これは私どもの立場だけでなく、他の省にも関係することとございませうが、それぞれ排出基準等によつてこれを規制してまいりませう。先ほどお話のございましたように、人命に危害があるもの、あるいは農産物の生育障害を生ずるようなもの、そういうことにつきましては、私もそれぞれ対策をしなければなりません。たとえばカドミウム地域等については、客土等の対策事業をいたして、そしてさらに、米はなかなかむずかしいでありませうが、他の作物に転換して営農ができるようにというふうなこともやつてまいれるような仕組みをいたしておるわけとございませう。

○村田秀三君 それでは、まあ大別いたしましたその二点について具体的にひとつお伺いをしてみたいと思ひますが、予防、防止対策でありませうが、

す。で、これを考えてみますと、水であるとか、空気でありますならば、いまの水質汚濁防止法ないしは大気汚濁防止法、これをも私も問題は問題にしておりませう。これは制限方式ではないかぬのだ、総体、総和の対策を立てる必要があるんだという事は、先ほど田中委員も触れたところでありませうけれども、この土壌に関しては絶対——極言をいたしますならば、そういう対策が必要ではなからうかと、こう思うわけです。それに対する御見解があれば後ほど出したいと思いますが、御見解けれども、いずれにいたしましても、これは防止するという事を優先的に考えるべきであるという事であるならば、私は工業立地の問題も含めて今後は考えていかねばならないんじゃないかというふうな思っています。そこで、まあ私は絶対という事ば使いましたが、今日の状態では確かに不可能でありませう。だとするならば、これを検討し得ないまでの技術の開発というものが将来可能なのであるかどうかということを含めて、工業立地に対する今後の計画なり、そういうものが全国総合開発計画とあわせて考えてどういふ影響をもたらすのであろうか、この点について経済企画庁長官と通産大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) まあ村田さんがいま御指摘になりましたいろいろと物質もございませうが、これはある意味においては特定の物質でございませう。全産業ということでもございませう。私たちがしましては、御存じのように新全総等でも地方工場、地方に工場分散等、いわゆる国土再編という見地から考えを進めていきたいと、こう思っておりますが、もちろんこれはこの公害の分散になってはいけないわけでございます。でございませうから、一方においては、この規制の制度というものを今回のように改めて、地方の、知事というものに権限を与えるという事で規制体制を一方において整備いたしますし、そしてその上に立つて、その制約の上に初めて工業立地というものが考えられることとございませう。先ほど通産

大臣からカドミウムのメッキ工場の話が出ましたけれども、やはりああいう措置もとられておるような際でございます。でありますから、これを立地の土から考えまして特に推進するとか、そういう考えはもちろん持つておりませう。そしてまた一方、規制を強めますと、どうしても立地が制約されてくる、こういう面は、これはもうやむを得ない結果が出てくると思っております。でありますから、要約すれば、結局、工業立地というものはあくまで公害問題というものを前提にして、そうして考えられていかなければならない、こういうこととあります。

○村田秀三君 次に伺いをいたしますが、先ほど触れましたが、これは絶対に農用地に特定有害物質が流入してはならないという事を前提に考えるわけでありませう。その場合に、この法案の中に緊急措置といたしまして、たとえば農林大臣が関係各大臣、そしてまた都道府県知事に対して要請をし、勧告をできるというふうに修正はされましたけれども、しかし、私はこの問題については緊急命令が発せられるようにする必要がある、このように実は考えております。それはどういふ観点から申し上げますかというならば、過去にも実は例があるわけでありませうけれども、その有害物質が流入しているという事を明らかに承知をしながら、それを公表されておらない、ないしは対策を立てておらない、こういう実例というものが現実にあるわけでありませう。したがって、私はそのような場合のことを考慮いたしまして、緊急命令が発出できるような措置というものが必要である、こう一つ考えます。それに対してはどのように考えておりますか。これは農林大臣もそのように考えますか。これは農林大臣もそのように考えますけれども、総務長官、御答弁をいただきます。

○村田秀三君 これは衆議院で修正をされておりますから、これ以上触れるつもりはありませんけれども、さような意味で、ひとつこの体系の中で機を失しないような運用ができるように、これは要望しておきたいと思ひます。

それから、法案の中に、地方自治体は測定調査をして、そうして公表をするという義務を課せました。しかし、私はこれだけではまだ不十分なような感じがいたします。と申しますのは、一度汚染をされましたからの対策では、これは私は対策を先取りするという事にはならないわけでありませうから、そういう意味で各企業が常時測定、分析をして、それを公表する義務、これをむしろ各企業に与えることのほうがより適切な対策を立てることができると考えておるわけでありませうけれども、この点についてはいかがですか。これは総務長官ないしは通産大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 水質及び大気両方とも測定の問題につきましては、企業に測定を義務づけているわけでございます。その方法あるいは記録のしかたは省令で定めることになっておりますけれども、義務づけておるわけでございます。ところで、常時ということになりますと、自動測定というふうなことになるを得ないわけでございます。とにカドミウムなどを現在測定分析いたしますのには、専門の学者がかなりの長い時間機械を使つて初めて測定ができるというのが世界の技術のいまの水準でございます。行く行く簡便な自動測定記録計というふうなものができませうと、たゞいまおっしゃいましたような目的に沿うわけでございますけれども、ただいまの技術水準では自動測定あるいは自動測定の記録計というふうなものはできておりませうで、現実にはかなり長い期間と人手を使つて現実のカドミウムの分析などをしておる状況でございますので、仰せられますことは、行く行くとしては私は望ましいことであると考へておりますけれども、現在直ちに実行ができませんというふうな承知しております。

○村田秀三君 この辺のところは私はきわめて重要だと思ひますが、実はわが福島県にも汚染地帯があるわけですね。二、三の企業をたずねまして、いろいろ話を聞きますけれども、うちのほうは出ていないはずである、大かたの企業がそういう答弁をなさる。が、しかし、現実にはその地域一帯は汚染をされている、こういうこととあります。それで、これはまあ私も調査を記録しておるこの義務づけは承知いたしておりますけれども、もう、こういう問題があるわけですね。たとえば、人の見ておらないときとか、あるいは立ち入り検査をしておらないときであるとか、こういうときに大量に有害物質を放出するといふようなことが言われておる。しかし、そのことを聞きませうと、いや、そういうことは決してない、こう言うのでありますけれども、しかし、それを証明する何ものがないわけですね。だとするならば、これは常時やはり測定をして記録にとどめ、それを公表することが、私は住民の信頼をむしろ回復する、そういうところにも発展をいたしますし、同時にまた、新たにできませうところの事業者負担法によります分担金の配分の問題からいたしまして、私は当然そのことが必要になってくると、こう思ひます。したがって、いまのところ技術的に不可能ではないかというふうな——不可能というよりも、非常にむずかしいというふうな話でございませうけれども、これはもう必ず実施をするということではなければ、事業者負担法をつくつてみたりいたしまして、私は何もならないんじゃないかと、こう実は思ひます。そしてそのデータによつて、いわゆる農用地の問題にしろ、大気の問題にせよ、水質の問題にせよ、すみやかに対処できるというふうな私は体制をとらなければならぬんじゃないかと、こんなふうな思ひしておりますが、総務長官どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) たしか通産大臣の言われたのは、物質によつてはなかなか常時観測等に技術的にむずかしいものもあるといふふうな言われたと思ひますので、原則は法の示すとおり、そ

れを義務づけておるわけでありすから、当然その義務を守らなければ、守ったことよって、排出基準というものが、みずからそれを律するためには守る努力をしなければ、今度は直罰を受けるわけでありすので、自分自身の企業のためにもこれを守って、常時観測し規制をしていかなければならないというたてまえになっておるすから、やはり企業自身の自己防衛のためにも今後は守っていくだろうと私は思っています。

○村田秀三君 それを公表してはどうかと、こういうことです。その点はどうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど申し上げましたのは、いま総務長官の言われたとおりで、たとえ自動測定で記録をグラフのようにやっているとということになりますと、技術開発を待たなければなりません、法律に定めておられます程度に測定でございす、これはできずすし、やらなければならぬわけでありす。で、それを公表すること自身、私は、こういう段階になりました、別に差しさわりのあることではない。現に紛争などが起こってまいりますと、これはもう企業は当然公表もいたしますし、また市町村なども公表するようにとすることを求めるわけでございます。法律上の排出規制をする義務のあるもの、及び常時測定し記録をする義務のあるもの、これは私は企業の秘密というふうなことは関係がない、公表をして差しつかえないものだと思います。

○村田秀三君 農林大臣にお伺いいたしますが、対策地域の指定要件ですね、これについてお伺いをいたします。

まあ特に一つ触れていただきたいことは、先ほど佐藤委員の質問の中で、つまりカドミの場合、人為的な汚染の限界、これについて厚生大臣が四・四PPM以上というふうな意味の発言をなされたわけでございます、これともいふ関連がございますので、ひとつお伺いをいたします。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまそのお答えの前に、さっきの調査のことをちょっと申し上げたい

と思ひますが、農林省では従来から農用地の土壌を対象に組織的な調査を実施いたしておりますので、今後はこの結果をもとに、土壌の汚染状況について全国的な概況調査を行なうつもりでございます。で、汚染が懸念される地域につきましましては、さらに細密な調査を実施いたしまして、対策地域の指定、対策計画の樹立を行なうこととしておられます。これは国、それから県の調査体制につきましましては、農林省から各県の農業試験場には従来から土壌調査に關しては経験豊富な者どもを配属しておられます、これを継続してやっておるわけでございます。県にもそれぞれございすことは御承知のとおりでありす、ただいまお話しすることは、一・〇PPM以上を含有する米は食べてはいけない、こういうふうな厚生省から公表されておられますわけでありす。そこで、それから下の〇・四PPMと一・〇PPMの中間のところを要観察地帯ということにいたしまして、先ほどお答えいたしましたのは、その地域の米は、厚生大臣がここでおっしゃいましたように、自分は食べるかと言われれば食べると、こうおっしゃいましたけれども、そういうことのようにありすけれども、それは、そこで米をつくられた人が不安を感じられるというならば、これは私どものほうで保有米を交換してあげても支障ありませんと、こういうことを言っておるわけでありまして、その地域を要観察地帯としておられます、それでなおその含んでおる度合いが進行するような状態にあるかどうかということにつきましましては、それを調査した上で、やはり厚生省と相談して対処いたさなければならぬと、こう思っておるわけでありす。

○村田秀三君 どうも私が聞きましては、この対策地域を指定するわけですが、その指定の要件ですね、たとえば汚染地域、農林省の資料によりますと、大体三万七千ヘクタールあると、こういうことになっておられますが、しかし、この法案はカドミを中心であること、そこで私は申し上げますのは、厚生省の基準に基づく要観察地域、

それだけを対象にするとか、あるいはそれ以外に公害源のある工場周辺の一帯、これを対策地域に指定するのとか、そういう意味のことを聞きたかったわけですね。その点はどうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) ちょっと政府委員からお答えさせますが、よろしくございすか。

○政府委員(中野和仁君) お答え申し上げます。当面問題になっておられますカドミウムにつきましましては、おそらく要観察地域を中心に指定することになるかと思ひますが、農林省では、先ほど大臣お答えになりましたように、ことしからすでに調査に入っております、調査のまともり次第、地域はもう少しふえていくというふうな考えております。

○村田秀三君 まあ私の要望といひますか、意見を申し上げますが、これは自然の汚染含有度ですか、自然の汚染というよりも含有度、これは〇・七であるということをお聞きしておるわけですね。それでその最高値、ほんのわずかな地域だけけれども、〇・四であるということが言われておる。その〇・四を中心としたことが言われておる。厚生省の、つまり自衛的な汚染の限界というふうな定められると、これは私は問題があるかと思ひますし、当然この指定地域の中には、その周辺に工場があつて、その流水なり、ばい煙の飛沫する範囲、飛散する範囲、こういう地域一帯を対策地域にしなければ、私は実効があがらない。先ほどいわれる予防、防止に重点を置くのかということ、な聞き方をいたしましたが、それとこれは重大な関係があるわけですから、そういうことについてひとつ私は要望を申し上げておきたいと思ひます、農林大臣いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまも政府委員からもお答えいたしましたように、私も、ただいま御指摘のような地域につきまして、逐次調査を進めてまいりたい。もちろんそういうことでございますので、私どもは、ただいまの提案いたしております法律でしておられます対策地帯等も、その結果だんだんふえていくかもしれせん。

○村田秀三君 どうも、はっきりとものを申していただきたいわけでありす、そういう方向でひとつぜひ対処してもらいたいと思ひます。

そこで、今度はその防止事業のうち、かんがい排水の事業があるわけですね。ところが、このかんがい排水の事業でありますけれども、考えてみますと、これは養鱈の例であります、養鱈は日橋川の上流に位置しておる。そしてその排水、これが影響を与えておる。そこで先般汚染要観察地帯に指定をされました地帯以外の下流、これにどのん汚染土壌が蔓延しておる、こういう傾向に実はあるわけですね。したが、もしもこれを徹底的に防止しようとするならば、このかん排事業というのは私はきわめて重要であろうと存じますけれども、しかし、これは単なる水源転換であるのか、あるいは、ずつと下流、つまり新潟などのことを考えた場合には、これはきわめて私は不十分である。つまり日橋川に工場汚水、排水を流出させないということが私は大事であり、これをやるためには、流域下水道といひますか、これをやはり完備しなげなればならぬというふうにか、これをやるわけでありすけれども、農林大臣はどの程度のことをひとつ考えておるのか。そしてまた建設大臣にもこの点ひとつ、私は相当膨大な費用といひますけれども、とにかく上流地帯に、際申し上げなければならず、つまり汚染する企業、汚染源を立地するといひます、これはつまり流域下水道といひますか、そういう積極的な大がかりな対処をしないと、問題の解決にはならぬというふうなことを考えておるわけでございます、この点ひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げます。

従来は環境を維持するための指定水域というものがあつたが、今度は全面的に全水域について汚濁防止をする、こういうことになりました。したが、いま、まず第一に、御指摘のとおり、河川流域に工場等が立地した場合には、まず

それだけに対処していか、あるいはそれ以外に公害源のある工場周辺の一帯、これを対策地域に指定するのとか、そういう意味のことを聞きたかったわけですね。その点はどうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) ちょっと政府委員からお答えさせますが、よろしくございすか。

○政府委員(中野和仁君) お答え申し上げます。当面問題になっておられますカドミウムにつきましましては、おそらく要観察地域を中心に指定することになるかと思ひますが、農林省では、先ほど大臣お答えになりましたように、ことしからすでに調査に入っております、調査のまともり次第、地域はもう少しふえていくというふうな考えております。

○村田秀三君 まあ私の要望といひますか、意見を申し上げますが、これは自然の汚染含有度ですか、自然の汚染というよりも含有度、これは〇・七であるということをお聞きしておるわけですね。それでその最高値、ほんのわずかな地域だけけれども、〇・四であるということが言われておる。その〇・四を中心としたことが言われておる。厚生省の、つまり自衛的な汚染の限界というふうな定められると、これは私は問題があるかと思ひますし、当然この指定地域の中には、その周辺に工場があつて、その流水なり、ばい煙の飛沫する範囲、飛散する範囲、こういう地域一帯を対策地域にしなければ、私は実効があがらない。先ほどいわれる予防、防止に重点を置くのかということ、な聞き方をいたしましたが、それとこれは重大な関係があるわけですから、そういうことについてひとつ私は要望を申し上げておきたいと思ひます、農林大臣いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまも政府委員からもお答えいたしましたように、私も、ただいま御指摘のような地域につきまして、逐次調査を進めてまいりたい。もちろんそういうことでございますので、私どもは、ただいまの提案いたしております法律でしておられます対策地帯等も、その結果だんだんふえていくかもしれせん。

第一にこれらの工場は全部廃棄物について規制を受けるわけですが、そしてそれが水質汚濁をしないような措置をさせることがまず第一にできます。

その次に流域の全体を河川法上の二十八条、二十九条、これを受けて、われわれはきれいな水にこれを保持する責任がございます。そういう観点をも含めまして、都市市街地区については公共下水道、それから都市については都市下水道、それから流域下水道の三つのでたえて、この環境基準を維持するための措置をするのでございます。御指摘のように流域下水道については、将来は全面的に全流域についてこれを整備することが望ましいことでございます。しかし、現在われわれが策定しております昭和四十六年度から始める五年計画では、そのうちの特に四十九水域のうち二十五水域については五年間でこれを全部整備する。その他の二十四水域についてはおおむね八年間かかると思っております。そういう観点から、二兆六千億ではこれは必ずしも十全でございせん。そこでわれわれ、長期計画としては、昭和六十年までにおおよそ十五兆円の投資をすることによって都市下水道を完備し、その上に、御指摘のような日本におけるおなる水域については、大規模環境基準を維持することができ程度までは整備したい、こう考えておる次第でございます。

○村田秀三君 次に、汚染を防止する事業ですが、時間もなくなりましたが、端的にひとつお答えをいただきますが、法文の表現といたしましては「客土その他」となっておりますね。しかし、すでに汚染された地域は、特に水田の場合、これは土壌の交換をいたしませんと効果があるかないかと思うんですね。当然土壌の交換、これが入っておるかどうか、ひとつお答えを農林大臣にお願いいたします。

○国務大臣(倉石忠雄君) 交換が必要な場合にはそれもいたします。客土でよろしい場合には客土の事業もいたします。両方でございます。

○村田秀三君 それから最後になりますが、被害者の救済問題です。事業者負担法等できましたが、しかし、いままお解決されない問題は、つまり汚染地域に生産される作物の補償、まあP P M以上の米はこれは政府が買わないわけでありませぬ。それからあと見えない問題といたしましては、たとえば汚染地域の河川、つまり汚染要観察地域に指定はされないけれども、汚染が発見されたというその地帯の自主流通米等は動かさないわけです、売れないのです。そういう問題も出てきておる。ないしは野菜の問題、先ほど田中委員が申し上げましたが、まあ物件、トタンであるとか、ないしは子供の自転車、おとなの自転車ないしは小さな遊び場のブランコの鉄骨までもこれはさびついてしまおうという、そういうような問題も出ておるわけですね。こういうものの解消のためには、これはその被害者、住民組織が会社と折衝をする、交渉をするという一つのルールというものを、ひとつこの際確立してはどうか。単にこれは、先ほど総務大臣が申されましたような言い方ではなくて、一つの慣行、ルールとして、そして工場と地域住民が信頼関係を発展させることができるような措置が必要だと思っておりますが、その点総務長官どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 先国会に成立しました公害紛争処理法に基づく中央、地方の公害審査委員会、そういうところがそれらの話し合いの窓口のあつせん、仲裁等をしてくれるものと思っておりますが、さらに農用地に関しては、先ほど農林大臣からもちょっと言われましたように、今後銅、亜鉛等の物質による取壊減取補償というようなもの等についても法律で定めていくわけでございますので、政令で定めてまいりますので、そのような事業も可能になるかと思っております。

○委員(占部秀男君) 塩田啓典君。
○塩田啓典君 私はいま海洋汚染防止法を中心に海洋汚染の問題、これを中心に関係大臣に御

質問したいと思っております。
海洋国日本にとって、われわれのたん白源である海洋が年々非常に汚染されておる。わが党のたび重なる調査によれば、東京湾あるいは大阪湾、洞海湾だけでは、あつた、瀬戸内海も全面的に赤潮現象等今年夏も二十万匹のハマチが死んでおる。そういうような状態の中で今度の法案が提出されたわけでございますが、そこで私は総務長官にお聞きしたいのでございますが、この海洋汚染防止法によつてはたして海がきれいになると考えておられるのか、そのあたりの長官の考えをまずお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(山中貞則君) この海洋汚染防止の法律は、国際条約において国内体制整備としてはアイスランドに次ぐ体制の整備、すなわち油濁については国際法そのものを受けておるわけでございますが、さらにわが国の周辺並びに日米会議等を通じて見て感じた考え方等から、さらに海洋に対する投棄物についても、廃棄物についても規制をしようという一歩進んだものでございます。しかしながら、これがはたして海が全部きれいになるかといえ、法律の上ではきれいになることを目指しておりますが、現在の廃油処理施設の利用状況、あるいはまた夜陰等にまぎれての廃油等のたれ流し等の現象がどうしても見られる今日において、一挙にきれいな海が取り戻せるにはまだほど遠いものである、まだいろいろの今後われわれとしては国際的にもこれは考えなければなりません。まず日本自身がさらによりよいものを求め、まず日本列島の周辺の海をきれいにする義務を果たさなければならぬと思っております。

○塩田啓典君 たいだいま総務長官も、この法律だけでは海はきれいにならないと、そういうお話であったわけでございますが、私も確かにそのとおりの思っています。

そこで、私は運輸大臣にお聞きしたいのでございますが、今回のこの法案を私たちが審議しようと思つていろいろ勉強したわけでございますが、ところが、この法案の中には、政令で十六カ所、

運輸省令が四十四カ所あるわけですね。考えてみれば、いろいろ内容を見てみますと、非常に大事なところが全部政令になっておる。たとえばいま総務長官は海洋投棄を禁止したと言われましても、例外規定がある。一応は禁止してはいるけれども、例外規定がある。一応は禁止してはいるけれども、例外規定がある。一応は禁止してはいるけれども、例外規定がある。一応は禁止してはいるけれども、例外規定がある。

○国務大臣(橋本登美三郎君) たいだいま総務長官がお答え申しましたように、この海洋汚染防止法だけでは、もちろん完全にきれいになるかといえ、問題があります。それは一つは、これは法律以前の問題ですが、いわゆる国民道徳の問題が一つあります。それから一つは、御承知のように、油を流すことを原則として禁止いたしますけれども、ビルジ等の問題等が、これは最小限度の問題が一つあります。それから一つは、廃棄物処理法等によつて陸上で処理されるものが大部分であります。この法律は、船によつて油もしくは廃棄物を海に投棄してはいけないという法律でありますから、したがって、陸上で処理せられるものが、どういふ形で今度は例外規定でこれを海洋に捨てるものを認めるか、こういうことであります。お話しのように、陸上で処理できるものは、これは完全に処理しなければなりません。ただ、ものによつては、たとえば尿等につきましては、なお現在下水道の完備が十分ではありませんので、ある一定期間は、やむを得ずこれを最小限度の処理をした上で海洋投棄を、場所あるいは排

出方法等に規制を加えて、これを流さざるを得ないという点もあります。あるいはまた、政令でこれらにきめるわけでありますが、この幾つかの政令がありますもの、一つは今後の科学技術の開発発によって、将来はこれが――当分の暫定的に捨てることのできるものでも、将来これが技術開発によつて捨てなくてもいい、いわゆる復帰完結といふ点か、これを処理し得る能力がどうかもしらぬ。こういう問題もあるのみならず、いろいろの点においてこまかい規定を設けなければならぬ。それを法律に盛り込むことは、一つにおいては困難があるのと、そういう技術開発の将来から考へて、これを政令に譲るほうがよりベターである、こういう見解で、政令にゆだねる点が多数あることは、まことに遺憾ではありませんけれども、やむを得ない事情と御了承を願いたいのであります。

○塩田啓典君 たいだいまの運輸大臣の答弁は、私は政令で定めるのはいけないということを言っているのじゃない。政令なら政令でいいですから、その政令の内容をちゃんとこへ出して審議をするのが当然じゃないか、この法案が通つて、そしてもうわれわれ国民の知らない間に、そういうなことを海へ捨てるかどへ捨てるか、そういうことをやっぱりかつてにきめられたんじゃないかぬと、そういう点で、本来こへ出して審議するのが当然じゃないか。それに対して、どうしてもそれは時間的に間に合わなかったのだと、そういうことならまた話はわかるわけですけども、そういう点はどうなんですか、運輸大臣。

○国務大臣(橋本登美三郎君) いまこで全部実際上は注意しておらぬことは遺憾でありますけれども、ただ一つ、あの法律の中で、これら政令をきめる中では、学識経験者、専門家によつて、こういうものはこうしたいという点もあります。そういうような点がありますので、ここで具体的にあるものはある程度明らかにすることはできませんけれども、いずれ近く開かれます、関係委員会において大体的な内容的内容は示したい、かよう

に考へておるわけでありませぬ。あつてはひとつとに譲りたいと思ひます。

【委員長退席、公害対策特別委員会理事杉原一雄君着席】

そこで次に、この政令の問題でございしますが、これは運輸大臣及び厚生大臣にお聞きしたいのですが、この第十條には「何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。」けれども、その第二項の適用除外の規定がある。これは「廃棄物処理法第五條第三項又は第十一條第二項の政令において海洋を投入処分する場所とすることができるものと定めた廃棄物その他政令で定める海洋において処分することがやむを得ない廃棄物の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準に従つてする排出」はよろしいと、非常にわかりにくいのでございしますが、要は、政令で定めたのは、政令で定めた海域に政令で定めた方法で捨てるのはよろしいと、このように書いてあるわけでありまして、何を海に捨てていいかということですね。これはやはり厚生省所管の廃棄物処理法の政令によつてきめるようにわれわれは承知しているわけですが、この点についてはどういふような方法できめるのか、また、これはどういふものが一体あてはまるのか、その点、厚生大臣にお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 私は、実は驚いたことがあるんですが、従来の清掃法では、これは、たとえば尿にいたしまして、特定地域、つまり市街地なんかの地先二百メートル先であれば捨てるもよろしいと、また瀬戸内海とかの域、あるいは東京湾、大阪湾等で禁ぜられた区域以外に捨ててもよろしいということになつておつたわけでありまして、これは私は憂うべきことだと思ひます。ところが、今度幸い海洋汚染防止法の制定と、それから私どものほうの清掃法の改正による廃棄物処理法というものの全面改正に

よりまして、原則としてそういうごみやし尿などの汚物は海に捨てられないことになつたわけでございますが、しかし、そういうことをいたしましても、直ちにできるかという、し尿にいたしましても、原則として下水道の終末処理施設が完成するとか、あるいはまたし尿単独の処理施設が完成するとかいふことでない限り、どうしても海に捨てなければならぬ面が何年間はやはり残らざるを得ないわけでありませぬ。そこで、原則禁止でありませぬが、海洋汚染防止法のほうの政令で、どこならば捨てることを暫定的に認めるといふ地域を御指定くださるはございませぬし、捨てる場合の方法はこういうことの方法によるべしという政令ができるはございませぬ、その方法に従つて捨てることに相なりますが、一方廃棄物処理法のほうにおきましても、捨てる場合のその基準、排出基準といひますか、物質基準を私のほうで、つまり一応無害なものにして、そして海洋汚染防止法で定める区域及び方法によつて捨てる、こういうことになつて、両方の政令を相まつてやるわけでありませぬ、私どものほうでは、たとえばし尿について申しますと、いま考へておりますことは、海洋において浮遊物が発生しないように、きたない話でございませぬが、夾雑物を除去する。それから海洋においてし尿の沈降性を良好にする。それからもう一つは、海洋中ですみやかに分解し、あるいは海底に滞留しないように、海洋の自然浄化力に見合った量を投入するといふようなことを政令で書きまして、これだけのことをやるから海洋汚染防止法でもこれに見合った方法なり地域を御指定くださると、こういうことになつておつた。

○塩田啓典君 それで、総務長官に私の問題につきましてひとつ提案したいのでございませぬが、たしかに政令でできることというのは非常に大事なことであり、しかも、非常に専門的な知識も必要だと思ひます。きのう総務長官も、世界に冠たる海洋汚染防止法だ、そういうふうに行われましてたけれども、やはりそうなるかならないかというの、結局は監視体制の問題もありませんが、政令の内容もあると思ひます。そういう点でまあやっぱりそういう漁民の人の意見も聞かなければならぬ、あるいはそういうごみを持つていてる人の意見も聞かなければならぬ。そういう点で、やはりこういう政令をきめるための、たとえば海洋汚染防止審議会とか、そういうようなものをやはりつくる。これはこういう名前じゃなくていいですけども、いづれにしても、やはり水質審議会のような一つの各界の意見を取り入れたそういうものをつくる必要があるのじゃないかと、そのように検討すべきだと、私はそう思ひますけれども、総務長官の考へどうでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) 非常に建設的な提案であります。

【委員長代理杉原一雄君退席、委員長着席】

海洋日本としてそういうような英知を集めた形でもろもろの基準を定めていくことは非常に注意すべきことだらうと思ひます。法律をつくる過程においていろいろと法律ごとに審議会をつくつたらどうかとの意見もありましたが、やたらに繁雑に、ことに地方自治体等によつて審議会をつくつてもどうかという点で見送つた点等もございませぬ。ただいまの御意見等は、今後政令等を定めるときに、やはりとても行政担当者のみでは結論を出し得ない問題等が確かにあると思ひますので、十分念頭に置いて、本部においてもそれを掌握してまいりたいと思ひます。

○塩田啓典君 それではこの問題は、先ほど運輸大臣も、各委員会の審議においては政令の内容も示すと、そういうことではございませぬ、もう公布すれば六カ月以内に適用されることもあるわけですから、その点を要望して次に移りたいと思ひます。

これも運輸大臣にお聞きしたいのでございませぬが、この海洋汚染防止法の成果は、やはり監視体

制をどうするか、これは先ほど山中長官も言われたとおりじゃないかと思うんですがね。これがやはり私たちが十分かどうか非常に心配しているわけですが、そういう点、運輸大臣として監視体制はもうだいたいどうなっているか、その点、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(橋本登美三郎君) 私は海洋汚染の問題、公害問題がやましく言われまわしてから、今年の春であります、すでに海上保安庁としては海上公害監視センターというものをつくりまして、実験的な措置を講じております。二、三回ほどこれを取り締まりをやりました。その結果は全く思わしくない状態があらわれたわけでありまして、この汚染防止法が通りますれば、当然これは監視ということが法律上規定されておりますので、積極的な監視体制を組織しなければなりません。現在巡視艇等あるいは飛行機等の整備がありますけれども、これで十分かといえますれば、質的にやや劣るところがありますので、本年度YS等も注文いたしまして、長距離監視体制もつけるように考えております。のみならず、人員をこれにも必ずしも十分じゃありませんが、来年度におきましても、ある程度の要員の要求をいたしておりますので、これらを十分に組織化して、そうしてできるだけ完全体制をしいてまいりたい、かように考えております。

○塩田啓典君 ここで、大蔵大臣がお見えになっておられますので、大蔵省にお聞きいたしますが、来年度の海上保安庁の体制について運輸省から予算要求が出ておられると思いますが、そういう予算要求の程度はやはり確保できるのかどうか、もしその内容がわかっておれば、それを教えていただきたいと思っております。

○政府委員(藤田正明君) ただいま予算の編成中でございまして、その内容をいま申し上げませんが、またどのようによいのかとも思いますが、ただ本法の趣旨に沿って、運輸省と十分検討の上で、前向きにこれを処置したい、かように考えております。

○塩田啓典君 この点はなかなかここで幾ら問答をしても、本年の初めの予算委員会においても私ここで同じように問答をして、大蔵大臣が善処しますと、そういう話だったけれども、実際はそういっていないわけですね。私は、だから、そのことをあまりお聞きしようと思いませんけれども、ひとつ運輸大臣も、そしてまたきょうは総務もいらっしやいませんから、総理の代理として総務長官も、この海上保安庁の体制のことをもつと真剣に考えてもらいたいと思っております。

いま、人命救助の体制も不備である。これもほんこの前申しましたように、船は高速化する、どんどんふえる、けれども海上保安庁の船は非常に古い。御存じのように、かるふるにあ丸の遭難のときにも、夜間であるために、海上保安庁の飛行機は出動できない。米軍機の力によりやく助かったわけですね。また福島県の小名浜港外における貨物船の沈没のときも、風速が二十メートルあつて行けるために、大型ヘリコプターがあれば救うにけるけれども、それがないうちに、みすみす十五人の人がなくなつておられるわけですね。そういうように海難救助の体制も非常に弱い。その上、今度はこの法律の改正によって、適用される船が、私の計算では、いままでは大体まあ二千五百隻ぐらいの船でありましたが、今度はもう適用範囲が広くなりましたから、五トン以上を見ましても大体倍の五千隻の船を監視しなければならぬ。そういう点を考えるならば、そして最近の日本近海における油濁、油による事件というのはほとんどふえておられるわけですね。それでその検査率というのは昭和四十三年は六〇%、昭和四十四年は五〇%と、だんだんそういう検査率は下がつておられる。だれが油を流したかさっぱりわからぬ。そういうようなのがやはり現状じゃないかと思つておられる。そういう点で、昭和四十五年の予算を見ましても、海上保安庁の航空機購入費は四千万円、小さな飛行機一機なんです。ところが自衛隊はどうか。これは四百億なんです。千対一な衛隊の航空機購入費は四百億なんです。

○国務大臣(橋本登美三郎君) 御意見もつともであります。御承知のように、いまや公害問題、人命救助は内閣の姿勢の最も大きな柱でありますからして、できるだけ予算は大蔵大臣の理解のもとにつけてもらいたい。また、私自身も積極的にこれをつとめる覚悟であります。

○塩田啓典君 その点、総務長官どうでしょう。あなたもひとつ公害担当の大臣として、やっぱり側面からどんどん応援していただかないといけません。

○国務大臣(山中貞則君) 対策本部ができましたので、閣議の了承を得て、各省から大蔵省に出してあります。来年の公害対策予算要求を私の手で総括して、対策本部の考え方というものを査定に当たつて大蔵省に提示してまいります。それについて整理調整をいたしますとともに、ただいまのような問題とか、あるいは下水道予算とか、いろいろ重点事項については、さらに公害対策本部として、予算編成の過程において別途な立場で、大蔵省との間にまとまつた日本の四十六年度の公害予算というものはどのようにバランスがとれ、そしてどのような姿勢を示すに足るものであるかについて説明のできるような予算にまとめたものと考へておられます。

○塩田啓典君 次に、これも運輸大臣に対する質問でございますが、問題は廃油処理施設ですね。これがほんとうに拡充されなければ今回の法律も実行不可能になるわけでありまして、そういう点で、この廃油処理のこの法律どおり行なうためには、それに十分な廃油処理施設設備がなければならぬ。そこで船が待たなければならぬというのであれば、これは非常に料金も高いわけですから、問題になると思つておられる。そういう点で、廃油処理施設の年次計画はどうなつておられるか。また、それを必ず実現できる、その点に問題点はないかどうかですね。その点、われわれも非常に心配しているわけですが、運輸大臣のひとつ考へをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(橋本登美三郎君) 前に御承諾いたしました、承認を願ひました海水の汚濁の防止に関する法律、これは国際条約に基づいた法律であります。その法律が通りました際に、四十七年度までの間に全国で三十四港、五十五カ所の整備を進めてまいつておられます。しかしながら、今回は百五十トン以下のいわゆるタンカーでも、できなくなりましたから、したがつてその隻数がふえてまいります。そういう関係上からして、従来の計画を変更いたしました。これをやはり四十一年度まで追加をしまして、これをやはり四十七年度までに完成させたい、こういうスケジュールを組んでおります。これによって大体の、能力は上下の差がありますからして、多少の余裕がないといけませんので、少なくとも五〇%以上のキャパシティは余裕を持っておる、こういう、そうして完全を期して準備を進めておる次第であります。

○塩田啓典君 じゃあこの点につきましては、詳しい点はひとつ委員会等に資料を提出して、検討さしていただきたいと思つておられます。

それから次に、これは海洋汚染の問題につきましても、まあ農林大臣にお聞きしたいと思います。御存じのように、赤潮現象、これは家庭下水、あるいは工場排水、あるいは尿尿、そういうもののために海水がだんだんと富栄養化して、プランクトンが異常発生すると言われておりますが、こ

の赤潮現象が、東京湾とか、伊勢湾とか、大阪湾だけではないに、ことしの夏は瀬戸内海全域にそれが広がって、先ほども申しましたように、二十万匹の養殖ハマチが各地で死んだと、そういうような現象が起きているわけでありまして、この問題について農林省としてはどう対処するつもりであるのか、その点をお聞きします。

○国務大臣(倉石忠雄君) お話しのよう、本年、瀬戸内海、伊勢湾等で発生いたしました赤潮につきましましては、現在農林省の水産研究所が中心になりまして、関係各県、それから大学等の協力を得まして、その発生原因、仕組み等の調査、研究を進めておる最中でありまして。これまでの研究の結果によりますれば、ただいまお話がございましたように、工場排水、それから尿酸投棄等によります窒素、それから燐等の、何と申しますか、栄養塩類の過剰の増大が赤潮の発生しやすい環境条件をつくっておるのではないかと、このように見られますので、現在国会で御審議を願っております水質汚濁防止法、廃棄物処理法案等の成立を待ちまして、水質規制、それから廃棄物等の投棄の、捨てることの規制等の強化をはかってまいることが肝要であると存じております。

なお、赤潮につきましては、発生の仕組み、予防の方法、それから防止対策などにつきまして研究すべき問題が多いと存じますので、今後私どものほうの水産研究所を中心いたしましたして、各界の御協力を得て、調査研究を進めてまいりたいと、このように考えております。

○塩田啓典君 ひとつこの問題については農林大臣、農林省としても、これは非常に漁業全般にとつての大きな問題じゃないかと思うのです、そういう点でひとつ真剣に取り組んでいただきたい、このことを要望いたしておきます。

それと、その原因の一つでありますいわゆる尿酸投棄ですね、この問題については総務長官とそれから厚生大臣と、どちらにもお聞きしたいと思うのですけれども、大体今回の海洋汚染防止法の改正によりまして、結局、その尿酸投棄の部分

は政令にまかされるようになっていくわけですが、九月八日の衆議院の産業公害対策特別委員会でも、総務長官も、この海洋の尿酸投棄というの全面禁止の方向でやっていたかなきゃいけない、そういうような答弁をされているわけですが、具体的な、大体海上の尿酸投棄というの、何年までになくすのか、急になくなるといふのはちょっと不可能ですから、何年までになくすというふうな、そういうふうな計画を持ってやっておられるのか、その点をお尋ねいたします。

○国務大臣(内田常雄君) 現在、まことに残念なことでございますけれども、くみ取り尿酸の約一六%ぐらいを海洋投棄をしておるわけでありまして。それも、さつきも申しましたように、特別地区の地先二百メートル以上ならぬということ、ずいぶん乱暴なことだと私は思いますが、これはぜひ、ここに建設大臣がおられますが、公共下水道をやはり完備して、終末処理をつくっていただくこと、私どものほうがやはりくみ取り尿酸につきましても尿酸処理施設をつくりますことと相まわっていかねば、とうてい海洋投棄を解消するわけにいきません。ちょうど昭和四十二年から昭和四十六年度、明年度までを最終とするそれらの清掃施設の五カ年計画というものができておりますが、私は来年度もこの終末処理の待たないで、来年度から新しい事柄に即じて、尿酸処理につきましても、実質的に五カ年計画をつくりまして、昭和五十年程度を目標といたしまして、これはまあ下水道のほうがおくると困るのでございますけれども、それを条件として、五十年程度には海洋投棄をないようにしたい、こういうことで進めたい所存でございます。

○塩田啓典君 厚生大臣、あなたも、もちろん尿酸投棄をやめるには下水道ができません、ね、そんなことはきまきましているわけですから、だからその点をちゃんと話し合せて、下水道ができないから海洋投棄しなければならぬ、だ、そういうことをいつまでも言ってもらっては

困るわけですよ。われわれの要求としては、やはりそういう点をよく建設省とも話し合せて、厚生省と話し合せて、そして何年までには捨てるを禁止するのだ、そういうちゃんとやっぱり計画を持って、しかもその方向に従ってやっていたかなければいけないと思うのです。特に、いま瀬戸内海におきましても、一年間に二万トンタンカーの五十四は半分が捨てられておると言われておりますが、瀬戸内海は特に潮の流れが、入り口が狭いために内海と外海の入れかわるの、学者の説だと言われておるのです。そうすると、ここのほうに捨てても潮が引いたらここの中に寄って、またここの中に寄って、狭い瀬戸内海を動くばかりです。それがやはり一つの大きな赤潮の原因とも言われておるわけですね。そういう点で、これは厚生大臣にお聞きするよりも、ひとつ総務長官に、あなたひとつ公害担当の大臣として、あなたも、委員会においてちゃんとそのことを約束しているのですから、長期計画を、いつまでだんだんだんだんこれをなくしていくのだ、昭和五十年までになくすると、もつとこまかい計画を立てて、その点をひとつ建設省ともよく話し合せてもらいたい、私はそのことを要望したいのですけれども、その点どうでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) 私たちが国際指標を比較するときに一番いやな思いをするのが、下水道の普及率もさることながら、水洗便所の普及率の比較だけは頭が痛いことになっております。したがって近代国家としてはなかなかどうも恥ずかしい話でございますから、われわれとしては、下水道の計画といたしましては、厚生大臣の申しましたような計画とが合うことに努力することはもちろんのこと、今回の下水道についても、終末処理施設を備えていないものは下水道と呼ばないことになりましたし、そのために、少し乱暴かと思いましたが、その処理施設を備えた下水道の流域の者は水洗便所に変えなければならぬという、やや個人の自由を強制するような法律までつくった

わけでありまして。もちろんこれらの人たちが自己資金でやるについては、融資その他の措置を講ずることは前提にしてはありますが、やはり水洗便所の設置の義務づけ等はやはり新しいわれわれの決意の一つのあらわれでございますので、これは私たちがしても国際的に顧みて恥ずかしい、文化国家の仮面をはがされて醜態をさらすというところが、ない日本に早くするようにしたいと念じております。

○塩田啓典君 いまそういう総務長官の答弁でございますので、ひとつ建設大臣も、ここではもうそのことをひとつしっかりと協力して、よく公害の一元化と言われているわけですから、そういう批判を受けないように、そのことをお願いしておきます。

それから次に、ビニールが非常に最近、先ほどの委員会でも質問ありましたように、ごみの一割がビニールだと、そういうのがどんどん海に流れて、最近淡路島とかあるのは山口県の大島あたりでは、そういうのが海の底にあって、これが腐らなために漁業に非常に大きな被害を与えておる。先般漁民の方にお話を聞きますと、ビニールが海底をおおうと海底の生物が死滅するそうです。貝類もいなくなる。大島あたりでは一日千キロとれておったのが、いまは二、三キロしかとれない、それとつたのは貝じゃなくてビニールとか、それからあくたが一生懸命にとれる、それが現状であります。また、そういうビニールがスクリーンに巻きついたり、まだ巻きついたらのははずせば取れるわけでありまして。ところが、今度はエンジンの冷却水のパイプに詰まる、そうすると、エンジンがオーバーヒートするわけですね、魚をとったところがビニールだけだ、そういうふうな状態で、これは腐らないためにだんだんだんだん少量が蓄積されていくわけですね。そういう点で、私は、そういう自然還元不可能なビニール類等はたとえ少量といえども、それはもちろん少量といふのも限度があるでしょうけれども、たとえ少量といえどもこれは海洋投棄は禁止しなければならぬ

わけでありまして。もちろんこれらの人たちが自己資金でやるについては、融資その他の措置を講ずることは前提にしてはありますが、やはり水洗便所の設置の義務づけ等はやはり新しいわれわれの決意の一つのあらわれでございますので、これは私たちがしても国際的に顧みて恥ずかしい、文化国家の仮面をはがされて醜態をさらすというところが、ない日本に早くするようにしたいと念じております。

と、私はそう思うのですけれども、総務長官、どうでしょう、その点は。

○国務大臣(山中貞則君) もちろん原則的にはそのような精神が今回の海洋汚染防止法の中に入っているわけですが、しかしそれらのものも含めて、単に海底のものばかりでなくて、これらの広域に、処理しにくいものについての処理事業を所在市町村だけでは困難であろうということから、今回の清掃法の改正によって、広域の清掃処理事業が行なえるようにというような配慮等は、そこらでいたしているつもりでございます。

○塩田啓典君 それで、実は第十条、これは運輸大臣にお聞きしますが、海洋汚染防止法の第十条第二項の一番目には、「当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ、ふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物の排出」はよろしいというようになっているわけですね。だから、船員の日常生活に必要な、もちろんそういうビニールも日常生活に必要なそういうごみになるわけですけれども、そういうものは捨ててもよろしいと言っているわけですけれども、私は、たとえ少量といえども、一つの道徳的な意味においても、そういう自然還元の可能なものはいいけれども、不可能なものはやっぱり陸に持ってきて捨てると、そのようにちゃんとここに明記すべきではないかと思うのですが、そういう点、この法案は納得いかないのですけれども、その点運輸大臣はどうですか。

○国務大臣(橋本登美三郎君) 原則としてビニールを海中に捨てないということは厳格に私も実行したいと思っております。問題は、ビニールの廃棄物としての処理方法の開発等がありましようが、お話しのように、これは溶解するものでもないのでありますから、あるいは圧縮するなり、将来技術開発によって有害物を伴わないような処理のしかたが当然これは開発されなければならぬ、こういう意味からいってぜひこれは実行したい。

なお、ただいま、船からのものでもこれを禁止してはどうかというのをごもっともではあります

けれども、船といえども一人乗る船もあるし、何百人、何千人乗る船もありますので、これを一がい法律の上で規定することは困難であります。しかし法令の中で、いわゆる百人もしくは三百人、これはものによって違いますけれども、ある程度の人を乗せるものに対しては、これを規定からはずして、何らかの船内で処理する、そこで処理工場がありませんから、まとめてこれを陸上を持ってくるというような形での法令の規定を行ないたいと、かように考えております。

○塩田啓典君 まあその点は、非常にいまの運輸大臣の答弁は、私、納得いかないのですけれども、それはまた委員会に譲りまして、実際に漁民の人が魚をとると、網にビニールがかかるわけですよ。それをまた海に捨てると結局海がよごれる。だから漁業組合によっては、そのビニールをかます一ぱい幾らと、そして買えばそれだけやっぱり少なくなるわけです。そういうようにやっぱり漁業組合が一生懸命努力しているところもあるんです。私はこういうようなビニールは、やっぱり固なり地方自治体において当然それは買ひ上げるぐらいの努力をすべきだと、そのことを要望したいと思っております。

それからもう時間があと一分でございますので、最後に、実はこの法案には海をきれいにするという要素は何もないわけですね。そういった海の底にあるビニールを掃除したり、あるいはヘドロがたまる——工場のヘドロはいいですけども、河川と下水道からのヘドロもたまる。そういうものが赤潮の発生の原因ともなっているんです。そういうやはり掃除をするという要素が入っていない。どこも各省としてはやるようになってないから、自治体が細々とやっているところもあるわけですが、そういう点もひとつはつきりきめてもらいたいということ、それともう一つは、いわゆる油によるノリの被害とか、赤潮の被害、そういうものは全部加害者がわからないわけですね。そういうものは結局いまの法律では全然補償の道もないわけです。これは一年間に瀬戸内海だけでも三十

数億円の被害を受けているわけでありませうけれども、そういうような被害に対する補償の問題も、いままでそういうのは責任がないからわからないんだと、そういうように終わっているわけですけれども、そういうような問題もひとつ公害対策本部としても、また農林大臣としても前向きに検討していただきたい。そのことをひとつ要望いたしまして、ちょうど時間でございますので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(占部秀男君) 杉原一雄君。

○杉原一雄君 まず第一番に、公害行政を今後どう強化していくか、そのためには行政の一元化についてどのような方向でこれから臨んでいかれるかということについて、いま御苦勞なさっている総務長官から回答を貰いたいただきたいわけでありませう。

すでに対策本部が昭和四十五年の七月三十一日のできまして、閣議の中でその設置についてある種の申し合わせができていますけれども、しかし行政機構としてはきわめてあいまいな機構と、機能面にももちろん財政的な面でもかなり総務長官は御苦勞なさっていると思っております。私はこの問題の決着点として、われわれが主張しております環境保全省をつくってもらいたい。そのことによって環境破壊の防止の行政を統一的に、能率的に強力に展開してもらいたいという期待を含めながら、いまこの問題に対する質問を進めているわけでありませう。で、労働省が先般調査した結果等を見ましても、有毒物質だけでも全国一萬三千六百六十五工場、七五%が現在たれ流しになっている。きわめて重大な警告を実は発しているわけでありませう。要するに行政面ではまさに手おくれである。われわれの日ごろ使うようなことばを使いたくありませんが、これは非常事態宣言を発してもしかるべきときに直面していると思っております。とりわけ公害の現状等につきましましては、その内容がき

わめて多様化し複雑化していること、大気汚染しかり、水質汚濁しかり。なおまた地域的に見ましても、公害といえば大都会、大工場地帯というように考えがちでありますけれども、逐次周辺に拡大をしつつあるということもいかならない現実だと思っております。そして最近特に地方に局地的な公害がどんどん発生し、しかもそれは行政の手が届かない、まさに野放しの状態になっているという事実は枚挙にいとまがないくらいであります。木曾川にしろ、高知の江ノ口川にしろ、宇都宮の田川にしろ、長野の佐久市における農薬の空中散布等における被害の実情等、非常に多く問題を起こしております。こういう状況の中で、冒頭申し上げたように、行政機構の一元化なり強化の必要を痛感いたします。それにつきましても、長官としては、人手がない、独自予算は不十分だ、こういうぐちもあるかと思っておりますが、委員会を通じて率直にそのことを申し述べていただいで、公害対策本部がいつの時点で拡充強化されるのか、あるいはまた廃止されるのか、そしてまたわれわれが期待するような環境保全省に変わっていくのかどうか、そうした点についての答えを、きのうからきょうの間では判断中というふう聞いておりますが、もっとはつきりやはり長官独自の一つの構想なり意欲を明示してもらいたいと思っております。

なおまた、行政の対象としてわれわれはとかく基地公害等はかなり弱いのではないだろうか、この辺のところは長官の行政を進める過程の中で緊密に強力にこの問題に対処しておいでなのかどうか。もしその事実等があるならば明確に示していただきたいし、かつまた十四の法律が出た中で、いま塩田委員が指摘したように、海の底の問題、アメリカ等で二百メートルも深い海の底の問題についてもやはり環境破壊の防止対策がニクン大統領の指示によって行なわれつつあるという事実等も伺っておりますから、そういう空と海と、そしてまたオブリミットにとかくなりがちな基地公害等につきましても行政の一元化という観点において今日までの長官の努力なり、

機構的にそれは当然掌握しているという事実等もあるならば、そのことを実は明確にさせていただきたいと思ひます。希望を含めながら大臣の所見を伺ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これは出発の当初の構想においても、当然各省のそれぞれの独特の、単独の権限として持っております行政法規を越えて調整するには異常な権力が必要であるということとを考へましたので、異例のこととしてこれを総理府に置かずに内閣官房に置くことにいたしました。そして総理大臣が本部長であることによつて、内閣総理大臣たる本部長は内閣法の定めるところに従つて閣議で決定された方針に基づいて各省庁の長である大臣を指揮できるといふ立場をはつきりと、ただいま申し合わせ事項と申しますか、幾つかあります中の第一にそれを掲げたわけでございます。そのことの御了承を各省大臣が賛成していただいた上で出発いたしました。手勢わずか三十四、五名でございますので、文字どおり三カ月あまり不眠不休に近い努力を重ねておるわけでございます。しかしながら今後はこれらの法律が整備された後の実行の問題が大切であることは、法律を最終的に提出をきめました閣議において総理からも強い指示を受けております。これは私をはじめ関係各省の長たる大臣が、それぞれ自分の持つております法律の実効をあげるのに懸命の努力をしなければならぬと思ひます。だがしかし国民の間に今日までばらばら行政の批判があったことにわれわれは決して耳を傾けないわけにはまいりません。そうすると、いまの対策本部の機構というものが、単なる調整機能だけでよろしいかどうか、実際の行政の実務というものはこれはタッチしないのだという姿でいいかどうか。かりに基本法や紛争処理法やあるいは企業の費用負担法等を所管したとしても、それは決して実務ではない、このようなことを考へますときに、私自身がやらないと言へば、これは男らしくありませんし、悲鳴を上げたことになりま

すから、絶対に言えませんが、しかし国家のために何か必要かということに静かに思ひをいたせば、スウェーデンの環境保護法にしても、イギリスの環境省にしても、あるいはアメリカの環境保護法にしても、われわれとしてはやはりここらでも、日本ももう一つ考へてみる時期がきておるのではないかと。すなわち、一元化された行政の機構というものが独立して、政治の姿勢を明らかにし、責任を持つべきではないかということも考へておるわけでございます。しかし、それは総理の決断するところでございまして、最終的には総理の決断による法律を国会で承認する手順を踏んでいただくわけでございますので、ただ、私自身の体験から出ました感想を申し上げただけでございます。

○杉原一雄君 意欲なり、長官の期待が述べられたわけですが、ただ具体的に本部をいつの時点で、これは解散というのをおかしいですが、別な形でほかの機構にこれを移しかえるといったような点について、総理の判断ということなんでしょう。副本部長としてのいままでの業務の遂行の経過から、それを何かこう、めどを一つ置いておいて、これで長い間なにしたからくたびれたと、こういうわけにはいかぬだろうと思ひますがね。その辺のところを、言いくいでしょうけれども、もしあつたらめどをひとつ示してください。

○国務大臣(山中貞則君) 一応出発の当初は、各省のベテランを集めまして、まず過去の私たちが持つております法律の不備な点、あるいは今日の持つております法律ではどうして補完できない点等の検討、立法等に重点を置きましたので、それらの作業に夜を日に継いだ日時を重ねてまいりましたわけでございます。ここで、一応まだ悪臭防止法、あるいは今後残された、いろいろ議論されております——形式はどうなるかわかりませんが、挙証責任転換等に関する立法等が残っております。今後は実際上の予算や行政の執行の問題に移ると思ひますので、この対策本部の機構は早晩変更しなければならぬと考へます。しかし

ながら反面、国会で基本法並びに企業の——防犯事業費事業者負担法について、所管が総理府ということになりますので、いずれにしても総理府にそれらの機構がなければなりませんので、総理府に、国会が終わりましたならば、来年度予算編成までに公害対策室というものを設ける予定ではおるわけでございます。

○杉原一雄君 少く小さい問題になると思ひますが、実はきのううちの橋本委員から労働大臣に質問をした中で、大臣答弁の中で、労働監督官の立ち入り、常時監視体制をしくということ、労働基準監督官を公害対策に使えば効果がある。公害防止に適応させる機能を与え、大幅な増員をはかりたいと労働大臣からの答弁があつたわけですが、これをいま長官のほうから、そのことについて具体的な対策、考へ方がそれに付随しているのかどうか、裏打ちがあるのかどうか、そのことをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これは衆議院における法務委員会の公害法の審議の際、小林法務大臣より、そのようなものも必要である旨の答へが出たことに端を発しまして、閣議で議論をいたしました。そして、国会で所管大臣の約束したことであるから、これの実現に向かつて努力をしようということになりました。その際、労働大臣からは、労働基準法に基づく監督官の権限が非常に行使しやすいから、これをそういう方面にも使えるように、あるいは増員できるようにしようという意向もあり、あるいは厚生省からは、当然食品監視員とかその他の者が現存してあるので、単に工場保安という立場だけの能力なり何なりの範囲しかないので、公害防止の実態について監督する能力がないのではないかとというような意見等がいろいろあつた結果、対策本部においてこれを来年度予算編成まで預かるということになりました。私としてはこれを預かりまして、いま作業を命じておりますが、これを国の職員とするか、あるいは都道府県のそれぞれ置かれておる公害対策

関係機構の付属の職員とするか、あるいは都道府県における保健所の職員の機能の中にこういうものも考へていくか、身分やその場所やあるいはその権限の範囲等についても検討を開始しておるところでございますが、何ぶんにもおとといこの論が始まったばかりのことでございますので、事柄の必要性はわかりませんが、ここですぐこゝまで来ておるといふ結論を出すまでには至つておらないというところは御理解いただけるかと存じます。

○杉原一雄君 ある新聞が、腐敗した社会には法律が多くあるということを言つて、私ら、いま法律を審議してゐるんですが、かなり勇気をそなつたわけですが、ただここで、十四の法案はすでに総括されて提出されておるわけですが、いまきのうきょうの論議の中でもちらほら長官のほうから出ておりますが、悪臭防止法の提出の時期と案はでき上がつておるよう何つておりますが、それはいつなんだということを明確にひとつ答えてください。

○国務大臣(山中貞則君) これは国会、なかなしく衆議院の御意向によつてこれが提出できないという実情にあるわけでございます。私たちは、これは法律上の国会と政府との明定された権限に触れることではありませんが、一応、今国会が短い期間のしかも公書臨時国会的な様相のものであるから、十二月の三日の朝までに全法案を耳をそろえて出すものがあれば出すように、それに間に合わなければ出さないという一応の衆議院の議院運営委員会における話し合いがあつたようでございます。そこで私としては再三お願いをいたしておりますが、悪臭防止法というものは、たいへん典型公害の中にも悪臭をうたわれておるが今日まで法律がなかった。なぜなかったかといへば、非常に立法技術が困難である、測定基準、規制基準のつくり方がむずかしい、不可能に近いからほうっておかれた、しかしようやく今回は、公害国会が締め切り日だということで、一生懸命急がせた結果、約束を少しおくらしたものの、でき上が

て、法律案ができております。閣議でも要綱はすでにきめておりますというところでお願いをいたしておるわけでございますが、まだ衆議院段階で議論なり何なりと受けるからというお答えが、出まらぬので、法律上は提出をいたすのは私たちがこの政府のほうに権利もあるわけでございますから、提出をいたしてもよろしいのでございませうが、やはり国会との合意なく一方的にそのようなことを行なうのはどうかと思ひまして、せっかくできておる印刷されている法律をそのままあたためておるといふ次第でございます。

○杉原一雄君 次に第二の問題として、環境権をぜひとも確立してほしいという願いをこめて総務長官に同じく質問をしていきたいと思ひます。すでに衆議院段階において環境保全宣言に関する件、これが決定を見ておるようでありませう。この宣言等につきましてうたわれている精神は、国民それぞれに良好なる環境を確保されるその権利があるということを高々とうたわれておると思ひます。そのことと政府はこの権限案にもありますと、公害対策の一その推進をはかるとともに、さらに広く人間の環境保全のための諸施策を施すべきであると思ひますが、その点、決議を受けながら長官のほうの決意、そのことをまずお伺いしてみたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) あの決議はどうか聞いておりました、相打ち決議みたいな書き方がしてあるんです。しかし、それは与野党の立場のことであらう表現をしたんでありませうが、問題は私たちがこの公害対策というものが、そういうことが起こった事柄に対して対処することから始まっていた感はこれほど否定できません。しかし、諸外国はやはり人間の住む環境というものを、まずそれをよす者、破壊する者に対して挑戦しようという姿勢から出発しておりますことについて、はわれわれは謙虚に反省しなければならぬと思ひます。あの与野党の共同宣言的な決議を聞きながら、私たちが謙虚に受けとめると同時に、日本の公害対策というものが単に基本法の第一條

で、憲法の条章を受けて、健康にして文化的な生活をする、これは国民の権利として基本法の中でも確認をするということだけで、それが受けとられぬということであるならば、われわれはやはり新しいことも高い次元からの日本の美しい島、あるいはわれわれの環境を子孫に、あとあとの者に伝える責任が私たちにありますし、伝えるためにどうしたらいいかは、いま私たちが後代の国民から問われておると考えなければなりませんので、それに対してはそれこそ党派を越えた、思想を越えた問題として真剣に研究を重ねることにやぶさかであつてはならないということをお考えおる次第でございます。

○杉原一雄君 いまうしろのほうでたいへん問題になっておるようでありませうが、長官の発言の中に「相打ち」とかという表現がございまして、後ほど答弁の段階でもう一度その見解を明瞭にさせていただきたいと思ひます。

現場に、いわゆる環境破壊を防止するために第一線非常に活躍して苦勞しておいでになる四日市の海上保安部の警備隊員長田尻さんが、はからずも「世界」の新年号の中でこんなことを訴えているわけですね。「企業への守護札と化した水質保全法」水質保全法は、法はあるけれども、まさに結果的には逆に企業の守り神になってしまつていふ感じが、さういふことを対談の中で強く訴えておられます。「環境基準に対して私が言いたいの、ほんとうは環境基準なんて、いまさら事あらためていばりたてたことではないのですよ。それは理想的にはあくまでもPHは中性で、BOD、COD、SSはゼロで、毒物はゼロ、要するに青い海だと言えればそれでいいのです。それをそのおの条件つきのものを環境基準として作るの、すでにそれも妥協値だということでは、このように彼は訴えているわけですから、これは現場の海を守るお仕事をしておる中からいふのはほんとうに工場を怒りをおぼちまけておるわけですね。でありますから、この思想

の基底にあるものはやはり環境権、われわれは生きる権利があるんだ、みずからの生活を守る権利があるんだ、同時にまた、いろいろな問題をかもし出すような企業の側、環境破壊をする側のものはそれに対しての責任があるんだ、言いかえるならば、環境破壊からみずからを守ること、みずからの当然の権利だということをお強く訴えておられると思ひます。この人の終わりの発言の中に、「私たちが公害捜査で感じたことは、単に六法全書だけでは成就できないということですね。まず第一は海水汚濁防止のための明確な答えを持つこと、そして工場側に対して、その答えを提示すること。二番目はわれわれは、海水汚濁に対するほんとうの怒りを持って、この表現は実務者として腹に据えかねた私は表現だと思ひます。「工場側の姿勢に迫っていく。海水汚濁は環境破壊の最たるものであり反社会的な犯罪である」といふことを、われわれが燃えるような使命感を持って対して行く。この二つがなければいかんと思ひます。」でありますから、これは住民にかわつて行政の末端機構で海の汚染を防止するために、真夜中でも四六時中苦勞しておられる人から訴えられたことでありませう、こうした形の中でわれわれが守られておるという事実を、私は個人の努力とか誠意とかということだけにおまかせするわけにいかない。ただ問題は、その出発点はあくまでもアメリカの上院のネルソン議員が言ったように、すべての国民は正当な環境を享受することができるといふ、奪うことのできない権利としてこれを認めるといふ、つまり公害行政を担当する側の者も、またわれわれ住民も、そうした原点に立ち返っていくべきであらう。そのことが佐藤総理の今日までの発言の中にも読み取れるのでありますけれども、この海上保安部の職員の声に、総務長官がこの委員会を通じて答えていただきたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) 先ほどの私の答弁の「相打ち」といふことは不穏当でございますから、取り消します。

ただいまの海上保安部の第一線の御苦勞願つておられる方の率直なる感想、これは私も率直に拝聴いたしました。運輸大臣も御感想があると思ひますが、今回の海洋汚染防止法では、海上保安庁というものが現在の機構ではもう手一ぱいになるほど非常に重要な新しい任務と負担とを背負わされることになると思ひます。したがつて、それらの人々には自分たちの仕事にさらに一その生きがいを感じていただくと同時に、それらの方々がつらい思いをされないような配慮を私たちがしなければならぬんだということを感じながら承つた次第でございます。

○杉原一雄君 次に、無過失責任の問題について法務大臣にお答えをいただきたいと思ひます。

私は結論を先に言えば、無過失責任の体制を確立してほしいということですね。それは先般衆議院の連合審査の席上に、後ほど新聞で見たのでありますが、わが県のイタイイタイ病に苦しんでおられる被害者が出席しておつたのであります。あの神通川のイタイイタイ病、その被害者の小松みよさん、約四、五十年病気に苦しんでおられたのであります。彼女は夫婦の交わりを断絶され、貧乏と戦いながら、幸い地元のお医者さんがかつての地主であつたということで、萩野さんのあたたかい治療法にすなおに反応しながら治療された結果が、東京まで来れるような状態になつたのであります。が、いかにせん、身長が約三十センチ縮まつたまま、これは取り返すことができないわけですね。こうした小松みよさん等を含めて、実はいま五百数名の方が富山地方裁判所に裁判を提起して、すでに二年半になります。ちょうど十一月二十一日、富山地方裁判所における公判に出席いたしました。たぐいまれなこのマンモス裁判であります。原告の皆さんは、おそろしくきょうは岡村裁判長の口から、鑑定申請を却下され、事実上の結審が言い渡されるものと信じて行きました。はたせるかな、岡村裁判長は、いわゆる被告——三井金属が提起しております鑑定申請、裁判引き延ばしのそのやり方が、もののみごとく却下

されました。しかし瞬間、四、五分たつてから、あらためて被告の側から裁判官の忌避を要求されたわけでありませう。私その傍聴の過程の中で三井金属側から出たいろいろな反論を耳にいたしました。昭和四十三年五月八日、萩野博士に言わせれば、イタイイタイ病患者はもとより、日本のこうした問題における歴史的な記念すべき日だと思つてしまつて四三・五・八、これに対して三井金属はこのような誹謗をしていくわけですね。園田厚生大臣が、当時イタイイタイ病は公害であり、しかもその発生源は神岡鉱山であるという断定を下したにもかかわらず、三井金属は裁判の過程において、原告のはうはこれを鬼の首を取つたように言つて、だがしかし、地球の地殻を見なさい、鉄あり、鉛あり、カドミウムあり、そういう形で地殻は構成されていくのだ。どこにカドミウムがあるか、神岡であるという断定がどこから出てくるのだ、自民党も墮落しているけれども社会党も墮落しているじゃないか。こんなことまで——三井金属の弁護人ですから三井金属でいいと思つて、そういう誹謗を受けて、私は実は歯を食いしばつて聞いておつたところでありませう。ただ、ここで法務大臣として、やはり決意を固めていただきたいことは、この裁判提起の法の根拠は鉱業法の百九条なんです。つまり、きのうきょう明らかにされたように、原子力法と同様に無過失責任をうたわれている鉱業法です。その鉱業法でさへも、このように因果関係を理由にして三井資本は逃げ回つていくわけですね。いんや、いま公害罪法等をおつくりになつていろいろ議論はされていくもの、結局このような形で、無過失責任をうたわれている法であつてさへも、あるいはもっとおそろしい原子力の法においてもそのことがうたわれているのだけれども、きょうの言明等におきまして、あるいは薬事法その他の法においては、近くこのことについての方向づけをしたいという言明等があるわけですが、私は十一月二十一日、忘れることのできないこの裁判所の傍聴をしながら、腹の底で力強く決意したこと

は、なかなか資本というものはおそろしいものだ、一筋なわけではいかない。だからいま改正されようとする方向では、なわが細いのではないかと、もっと強くこれを縛つていく、つまり国民全体が検察官になると——それは無過失責任でありませう。国民全体が検察官になつて、公害発生源に対して、またこの際企業と言つておいていただきますが、発生企業に対しての監視を怠ることのないような体制をしくことがきつて必要だ、行政の側面でも法の秩序の面でも、その点を私強く表現するところが、いまの時点でもおそくないのではないだろうか、このように思いますが、法務大臣の見解を伺いたいと思つておられます。

○国務大臣(小林武治君) これはたびたび私もお答えをいたしておりますが、要するに過失責任というものが民法の大原則であり、したがつてこれに對して無過失責任は例外中の例外である、かような考え方からして、これらも今後の法制の問題として、やはり時代に合つていくように検討していくという事は当然でございますが、この段階におきましては、私は前から申し上げておられるように、個々の公害の態様そのものについてひとつ検討をしてまいりたい。また場合によつたら、もうその個々の排出とか水とかいふ問題でなくて物質そのものをとらえて、これを出してそれが因果関係で結果を生じた場合には無過失の関係を考えよう、こういうようなことを申しておるわけでありませう、これは順次これから積み上げていくこれらの問題に対する例外というものを考えていくと、すなわちいまの段階においては、ただ包括的に公害といふふうなことでなくて、公害そのものについて非常に概念が不安定であり、また今後どのような公害が出てくるかもしれない。こういう事態においては、ぜひこの際は一ひとつ個々の問題について具体的にこの問題を研究してまいりたい。こういうことを申し上げておるのでございませう、その具体的研究の結果が、これが数が多いことになる、あるいは横にある程度共通点が出るというふうなことになるれば、さうなまた立法も考

えられる。この際においては、何よりもひとついふと、ま申すような鉱業法とか原子力法とか、こういうものの形においてひとつやつてもいい、こういうことを申し上げておるのでございませう。いまの裁判の關係は、いろいろこれはわれわれがいまこれに對して言及すべき筋合いではないのでございませう、鉱業法の問題は無過失責任であるが、因果關係の証明というふうなことに非常な大きな重点があるようございませう、いずれにいたしましても、この問題はわれわれとしては外部で静観しておる以外にはこの際は道はない、かように考えておられます。

○杉原一雄君 それでは法務大臣、午前中、山中総務長官がわが党の田中議員に對して、結局、とありあえずこれから努力目標として非常に有毒な有害な物質の取り締まり等について、たとえば薬事法、あるいは劇物取締法等については、無過失責任制のことをうたい上げていきたい、努力していきたいという約束をいただいておりますが、これは十分法務大臣も了承の上だらうと思つて、いかがですか。

○国務大臣(小林武治君) 私もとえば水銀とか何かです、物質をとらえていくのも一つの方法ではないかと、かように考えておられますが、いづれにいたしましても、われわれは真剣にひとつ公害対策本部を中心としてこの問題の結論を出したい、かように考えておられます。

○杉原一雄君 この際、政府を責める形でのみ発言しておられる感じが与えますが、実は逆に、私日本鉱業三日市製錬所の関連の富山県におりませう、実はこのカドミウムの問題で日本中——柳町の鉛公害等も含めて、公害問題が非常に大きくとらえられるような私歴史的な一つの分岐点だと思つておられる。ところが、七月の九日の参議院の公害対策特別委員会において宮澤通産大臣から、この日本鉱業三日市製錬に對して今日までの取り締まりは弱かった、法律的にも弱いのだ、だから鉱山保安法の第二条の附則を生かして、施設としてのいわゆる鉱山保安法の適用をやる、こうい

う言明をいただいて、自後技術的ないろいろな指導を三日市製錬に行なわれたわけでありませう。八月二十七日にこれが鉱山保安法の適用を果して受けて、企業はいま七億二千万ほどかかまして改善施設に努力しております。約四五%まだ操短をしておるわけですが、四日の日に私このことを考へて、実は会社を視察してまいりました。で、九九%カドミウムの排出その他は防げるという自信のある所長の言明、そしてまた死の川となつた黒瀬川がいま現に魚が縦横無尽に泳いであります。私は法の運用と適用いかによつては、企業はこのように姿勢を示す、問題を住民の声にこたえる形で前進しつゝある。そしてまた汚染土壌の問題につきましても、農民は約七十町歩の汚染土壌であります、指定地でありませう、さういふところではひとつできるだけおつくりください、農民の皆さんに工場が言つておるわけですね。つくりだされた結果、一〇以上の結果が出れば私のところは全部めんどろ見ます、そして農民省が買上げていただける分についてはそれは農民省に買上げていただきます、農民の皆さんおつくりくださいということ、黒部市長を介して部落ごと了解工作をいま取りつけておられるわけですね。事のよしあしは別として、費用もこれだけ出されるという事実をここで言えるのではないかと。さういふ点から考へても、私はやっぱり、佐藤総理はかなり気にしておつたようでありませう、地域住民の激しい要求行動が会社をこのようになつた追いつかぬ、それを裏打ちする通産省の法的な処置があつたからこのようになつたと思つておられるのであります。さういふ意味で、やはり無過失賠償責任の問題等はあつたやその問題ではなくして、字句の問題ではなくして、行政の基本的な姿勢の問題だ、このように思いますが、これに對して法務大臣はいかがですか。

○国務大臣(小林武治君) これは私も皆さん論議、説くところは十分参酌いたしまして、今後の検討をいたしたい、かように思つておられます。

○杉原一雄君 先ほど法務大臣が神岡鉱山とイタイ病との因果関係は十分でないの、そのように係争になっているのだとおっしゃって、後ほど文部大臣にも質問する予定をしておりましたが、実は衆議院で問題になった教科書というものはこの本なんです。この本の中にイタイ病のことを書いています。この病気の原因も長い間わかりませんでした。婦中町のある医師が、これは秋野さんです。二十年もかかって調べ、それは神通川の上流にある鉱山が、鉱山というのはいつかありません。神岡鉱山です。川に捨てたカドミウムという鉱物のためだということがわかりました。ここに因果関係は明確にしており、公害病として認定しているのです。八日、公害病として認定しているのです。これをもちしてもなおかつ裁判が二年半を経過し、最高裁までいけば何年たつかわかりません。しかも訴えている人、現在公害病患者は九十八名おります。イタイ病患者。このうちことしになつてから何人が死にました。おそろく決着が出るまでにはたたくさんの人はまだこの世から去っていかうだろう。私はだから被害者にこうしてくれというふうなことも、きのうきょうのあたり明確に皆さんの答弁もあつたから繰り返しません。この事実をはかり念頭に置いて、公害罪等につきましても政令その他の運用の面で十二分の御配慮をいただきたいということを要望いたしまして、次に、公害行政の権限の地方協議の問題であります。

このことは幸いにしてわが党の加瀬完委員のほうから質疑があり、かなり問題が紛糾いたしました。統一見解等の形になって、いわゆる機関委任か固有事務か、こういう問題が実は出てまいりまして、かなり問題は直截簡明になりました。簡明になったということは解決をしたということではあります。問題はやはり政府のものの考え方の中にはまだまだそういう点では固有事務としてこのように仕事を担当を地方に権限委譲するということ等について、まだまだ踏み切れないような問題があるように思いますが、この点については地方自治体を指導しておいでになる自治大臣のほうから今日までの国会の論議の経過から考えて、一体県知事なり市町村の責任者がこのような法体系の中で仕事ができるのかどうか、あなたの立場でどうお考えになつておられるか、それをお聞かせください。

○国務大臣(秋田大助君) 公害対策事業が国及び地方公共団体ともに責任を持つておる、ことに全国的な基準を設け、それに基づきまして実行をする点につきましては、国に第一義的な意義があり、かつ権限を地方に委譲しておるという点は、申し上げたとおりでありまして、これは第一義的な責務が国にある。同時に地方におきましては、やはり元来公害の問題は地方住民と直接相対する地方公共団体の事務でございます。また責務でございます。この点においては地方に第一義的な責任が免除されないものがむしろあるのでございます。そこで、国が機関委任をいたしました点につきましては、当然その財政的援助につきましても国に責任があるのは当然のことでございます。同時に、地方であるものにつきましても、地方においてこれが財政的な支弁、責任として持たなければなりません。同時に国もこの点について責任があるわけでございます。これは従来、公害対策を実施するために必要な経費につきましても、国の支出金、補助、負担金等でもなつてまいりました。足らざることを地方交付税あるいは地方債でまかなつて、今この法律の改正に基づきまして権限委譲によりももちろん国が機関委任したところがあるし、その点については必要な経費をそれぞれ強化整備してまいらなければならぬと思ひます。そこで地方に要する費用のうち、いろいろの防止事業、公共土木的なものに関する財政上の特別の措置が問題になるのをごいまして、この点につきましてもやはり国の責任というものを私は明確にするためをとりまして、地方で従来あるというものを国の上の国がやはり補助、負担の体制というものを総合的に見地において強化をしていただく必要があると思ひます。で、この点につき

ましては、しばしば私からも、また山中長官からも申し上げましたとおり、ただいま関係官庁においてせつかく検討中であり、所要の結論を得ますならば、次の通常国会において御検討を願ひ、御審議をわづらわしいと思ひますが、要するに第一義的な責任はもろろんあります。地方にもあります。同時にその地方のあるものについても、国も公害対策の重要性にかんがみまして、ひとつ補助体制というものをまた負担体制というものを強化すべきものであると心得ております。

○杉原一雄君 自治大臣ね、きょうの新聞によると、東京都の議会の中で、これは本会議じゃございませぬ。先ほど田中さんも触れたと思ひますが、衛生経済清掃委員会、ここで光化学スモッグ論が治療費の問題でかなり論争しておるわけでありませぬ。だから当該会側は、原因発生源が明らかでないものから、これは都ではめんどう見切れないという形では逃げられておるわけですか。ところが見出し等にもあらわしておるように、議員の皆さんが都の弱腰に非常に憤激しておる、こういう記事であります。事実のほどは実はわかりませんが、そういう状態におおろくなるでしよう。でありますから、これは私は大胆な権限委譲の問題と、加瀬委員が要請いたしておりますのと、やはり大蔵等からの、国家でめんどうを見る、財政的にめんどうを見る、こういう点について、この予算措置等において最大限の配慮をする必要がある、こう思ひますが、いわゆる地方自治を指導する自治大臣として、これについては都合が悪いということがあるのですか、どうですか。その点、いまのことばで尽きておるように思ひますが、いま一度お聞きします。

○国務大臣(秋田大助君) この総合公害に関する点は非常に複雑、微妙な問題もありませんが、ただいま申し上げましたような検討によりまして十分関係方面とよくこれは前向きな態度で検討してまいりまして所要の結論を得たいと思つております。

○杉原一雄君 次は公害防止事業負担の問題であります。これは総務長官にひとつごめんどうですが御回答いただきたいのでありますが、いまの光化学スモッグの話ではないけれども、けつちの持っていていごころがない。非常に末端の行政当局は困るわけですが、大前提として、発生源者は多くの場合は企業でありますから、企業がこれを負担するという大原則を大黒柱として長官から確認をしていただきたい。そういう中から、あとで自民党の木村さんが心配したように、中小企業等の問題等もございませぬけれども、原則を確立していただくことが行政を進める場合に私は非常に大事だ、そのことは逆に、法規制とも合わせて企業の大黒柱、そうしたもうけ優先の経営方針が大きく変わるであらうと思ひますので、これは多くを論ずる必要はありませんので、端的にお答えをしたいと思います。わけでありませぬ。だから、塩田さんのように海の底にビニールの紙をだれが放棄したかわからない。しかし、これは必ず責任者がおるわけですか。プラスチックの問題も出ました。家から出るごみのような形をとるけれども、プラスチックのそれを利用しているものは、牛乳びんを回収する労働力不足の関係から、あるいはヤクルトその他の会社、工場がこれをしてるわけですから、これはもちろん負担の責任があるし、また、これを製造した側も、その終末はどうなるかというのを考えると、やはりそこには一つの問題の責任を負うべきである。要するにそうした発生源者のこうした防止事業に対する負担の責任を原則的に、ここで簡単にございませぬが、総務長官から確認をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) まず公害は出さないための防止施設に要する費用は全額企業の負担であることに一点の疑いもありません。さらに公共事業として行なうための公害防止事業費事業者負担法案においても、やはり国が、企業がどだけ負担をするかをまず最初に定め、残りに対して国と地方公共団体が持つという形式をとつておること

は明瞭でございます。

○杉原一雄君 次に、公害と教育の問題にしようとして文部大臣から答弁をお願いしたいと思います。

まず、学校教育環境が公害によって非常に汚染されていると思えます。私また現場も見てまいりました。そしてまた、十一月十日ですか、文部省が出した教育白書、「わが国の教育水準」のあらましの中にもその点を若干触れているわけですが、学校環境ということの中に、近年学校環境は悪化しており、小学校の二三％、中学校の二五％が通学途上の危険、それから騒音、大気汚染等の被害を受けている。これに対して交通安全教育、防音工事等の対策が講ぜられてはいるが、国、地方団体、産業界、学校が一体となって早急に対策を立てる必要があるとまとめてあるわけです。でありますから、ここで私は計数上のトータルをいかに伺つても、そこからは政策が出てまいらぬと実は思っていますので、いま文部省に掌握されたデータの中で、基地公害も含めてこれは子供にとつてはかわいそうだ、こんなに学校環境が、校舎あるいは運動場、学習を進める上においてたいへんな状態であること等があったら、具体的に示していただき、しかも、それに対して、国、市町村、いわゆる設置者あるいはPTAなどが協力して改善に努力しつつある実例等があればまず聞きたいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) 数字は持つておりませんが、時間の関係上省きますが、何を申しましても、私どものところでは騒音それから大気汚染、これがおもなものと申すわけでございます。その中で特に新潟県の東山ノ下でございますが、これは四十五年の六月三日に調査をいたしました、これは工場群の中にあつて大気汚染による被害を受けていたので、空気清浄機、冷房設備を備えることにいたしました。もう一つは、千葉県浦安町でございますが、これも四十五年の四月三日に調査をいたしました。地盤沈下による不同沈下のため校舎に損傷が生じたので、原因と修復方法についていま究明をいたしてまいります。

それからもう一つは、三重県の四日市塩浜でございますが、四十三年の八月四日調査をいたしました、これは工場群による大気汚染の被害を避けるために、これは被害のない場所へ学校を移転いたしました。それから兵庫県の芦屋市宮川小学校でございますが、高速道路からの騒音の被害を受けるため校舎の窓はアルミサッシに取りかえ、現在防音塀の設置等について検討中でございます。これはまあ新しい事態だと思つております。

○杉原一雄君 いま文部大臣からの報告の中で、塩浜中学校の報告があつて、はつとしたんであります。かつては四日市ぜんそくの中心地であつて学校が二重窓になる、何とかして子供の健康を守る学習環境をつくるという努力をして、いわゆる三要素が発散してあるSO₂その他の大気汚染、そして、また部屋の中では、三要素の空気清浄機を使つておるといふ、きわめて皮肉な資本主義の姿を暴露してあるわけでありまして、幸いにして、七百メートル程度距離を離して移転をされたという点で大きく問題の解決された報告があるわけですが、ただ、私の見る限りでは、いま申し上げた新潟の東山ノ下小学校の問題はいまの報告では実は解決されておられません。でありますから、事あらためてお聞きしようと思ひますから、文部大臣にあがつてきておる報告は、たまたまもつと実情報告には即してない。だからその点は十二分総点検をしていただいて、文部省の側では、未来の主人公である子供の問題ですから、全力を傾けて実は努力していただきたい。

ついででございますが、それに応じて公害病の子供たちが出るわけです。あるいはそうした生徒の医療、厚生大臣が子供のガンの問題については、国費でめんどう見るというところまで、国会で言明されたように伺つておりますが、公害病というきわめて近代的な、そうしてきわめて困難なこの病気の治療等につきまして、大臣の努力によって全額国庫でめんどうを見るという努力を、できればお約束ができたお約束していただきたと思ひますがいかがですか。

○国務大臣(坂田道太君) 新潟の問題につきましては、なお十分調査をいたしまして、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思ひます。それから公害によります疾病につきましては、単に児童生徒のみでなく、その地域の住民一般にかかりのあるものでございまして、また大気汚染その他の影響を受けやすいのは、児童生徒ばかりでなく乳幼児、高齢者なども同様でございますので、地域住民を対象とした一般公衆衛生の立場からとらえることとなっております。したがいまし、現在、大気汚染、水質汚濁に起因する疾病の救済は、公害にかかる健康被害に関する特別措置法によって措置されており、同法の適用を受ける地域における児童生徒についても、医療費等の支給が行なわれることになっております。

○杉原一雄君 それでは次に、公害と教育の問題であります。先般文部省からいただきました高等学校学習指導要領というのが私の手元にはあります。しかし、冒頭に大臣が言つておられるように、これは昭和四十八年の四月一日から実施されるものであります。この中で公害問題にさかれていますスペースはごくわずかです。そういう中で、いま四十八年四月一日から高等学校では公害教育の問題で大手を振つて学校の教師がやるという結果にはなると思ひますが、しかし問題は、今日この時点で国会が示しているように、きわめて公害問題は重大です。この重大なときにあたりまして、やはりその間をつなぐ指導、いわゆる行政指導と申しますか、あまり干渉してもらつといけません。指導のあり方、同時にまた現場の教師の創意工夫によつてこのなまなましい教育の現実に対して教育を進めていく創意工夫、そうした問題等についてあなたか配慮が必要であると思ひます。かつまた、きのうの新聞等によりまして、文部省は教科書並びに指導要領について使用前にズレを直すのだというのを部内でおまとめになったようでありまして、それ等のことについて文部大臣の見解をちょっと聞きたいと思ひます。

○国務大臣(坂田道太君) 御指摘のとおりでございます。今回、国会で審議されております公害対策基本法の改正案の趣旨に照らしてみますと、指導要領あるいは教科書等が必ずしも十分でない記述が見受けられます。したが、いまして、この際、以上のような観点に立ちまして、学習指導要領や教科書の関係部分について検討するとともに、学校において誤りのない公害教育を進めていく必要があると考えるわけでございまして、具体的にこのたび作成しました学習指導要領や指導書等について記述内容の不十分な点についてはすみやかに修正を行なうとともに教科書についても同様の観点から総点検し、不十分な点については教科書の発行者ともまた著作者とも十分連絡の上、正誤修正の取り扱い等を措置していきたいと思ひます。

○委員(占部秀男君) この際、午前の会議で加瀬委員からの申し入れがございました件について申し上げます。理事会で検討をいたしました結果、山中国務大臣に一度答弁をしていただくことにきまされました。山中国務大臣の発言を求めます。

○国務大臣(山中国務大臣) 答弁いたします。政府は、今国会で公害対策基本法の第一条を改め、国民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を第一目標に今後の公害対策の諸施策を進める決意であります。したが、公害対策の施策の推進にあつて、国が第一に責任を負うことも当然であります。この場合、地方自治体の御協力を得なければならぬことは申すまでもございませぬが、さきに申し上げたとおり、第一次責任が国にある以上、そのための財政負担を地方に押しつけるようなことがあつてはならないことも当然であります。公害対策の推進に伴う財源責任については、公害対策基本法第二十三条の趣旨を尊重して、国において必要な措置を講ずるようつとめることをはつきり申し上げます。

○杉原一雄君 じゃ大蔵大臣、今のは間違ひございませんか、明確に答弁してください。

○大蔵大臣 今のは間違ひございませんか、明確に答弁してください。

○國務大臣(福田赳夫君) ただいま総務長官からお答えのとおりに考えます。つまり、基本法、二十三条の精神ののっとり努力をいたしたいと、かように考えます。

○委員長(占部秀男君) 内田善利君。

○内田善利君 私は、端的にまた具体的に質問をしていきたくと思ひますので、具体的に端的にお答え願ひたいと思ひます。

まず第一に、土壤汚染防止法についてお伺ひたいと思ひます。今度の農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案の中に、第三条であります。が、「人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産され、」云々という文字があります。これは、人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産されるというの、たとえばカドミウム汚染米で言えば、〇・四PPMから〇・九PPMまでを含むのか含まないのか、まずこの点からお伺ひたいと思ひます。農林大臣に願ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 一、〇PPM未満〇・四PPM以上の米は、法第三条に規定いたします。人の健康をそこなうおそれがある農産物に含まれるのかと、そういうお尋ねだと思ひますが、要観察地域内の一、〇PPM未満のカドミウム含有米は食品衛生上安全と見られますけれども、現在の米の需給事情及び消費者感情を考慮して配給しないこととしておるのであります。これは先ほど厚生大臣もおっしゃいましたように、〇・四PPMと一、〇PPMの間はそれだけではないわゆる汚染米であるというふうにはなっております。

○内田善利君 確認しますが、〇・四から〇・九PPMまでは汚染米ではないが、この今度の法案の条項には該当すると、こういうことでございませぬ。

○國務大臣(倉石忠雄君) いわゆる汚染米と申さずは、一、〇PPM以上の米は食べてはいけないと、こういうふうには厚生省から言われておりますので、それ以上のものを汚染米とわれわれ

は理解しておるわけでありませぬ。

○内田善利君 それならば、この三条の、人の健康をそこなうおそれがある農産物というの、カドミウムによって汚染された農産物と、こういうふうには解釈していいわけですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 厚生省が申しておりますのは、一、〇PPMが限度であると、それ以上の米は人の食糧に適しない、人の人体に害のあるものであると、こういうふうになっておりますので、私もそのように理解いたしておるわけでありませぬ。

○内田善利君 どうも大臣の答弁はわからないのですが、この三条の、人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産されるというの、それでは一、〇以上の米を言うわけですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 先ほどの御質疑にもお答えいたしておるのであります。一、〇PPM以上が人体に害があるという厚生省のほうの指定でございますので、それ以下のものは汚染米であると思っております。そこで近くその一、〇PPM以上の米が生産されるおそれが明らかない地区は対策地域に含めることを予定いたしております。と、こういうふうには申しております。

○内田善利君 「おそれ」何をさすのですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) いま私どものほうで申しておりますのは、したがって、〇・四PPMと一、〇PPMの間はそれだけではないわゆる汚染米であるというふうにはなっております。先ほど厚生大臣が、それなら人体に害がないなら、おまへは食べると言われれば食べますかということをお尋ねしたとお話がありました。私ども同じような理解を持っております。一、〇PPM以下は汚染米とは思っておりませぬ。

○内田善利君 それはわかるのですが、「おそれ」は何ですかと聞いています。

○國務大臣(倉石忠雄君) いま申し上げておりますのは、その一、〇PPM以上の米が生産されるおそれが明らかない地区と申しますのは、いままでは

出ております地域でなお一、〇PPM以下の地域であつても、やはりいろいろな関係で、そういう隣接しているとか何とかいうことで「おそれ」のあるような地域は対策地域に含めることがいいんではないかということ、そういう予定をいたしております。

○内田善利君 それでは、人の健康をそこなうおそれがある農産物というの、〇・四PPM以上、〇・九までを「おそれ」というんだと、このように確認していいですか。——そうしますと、この〇・四から〇・九PPMまでは汚染米ではないと、このように厚生大臣も言明されました。ところが、私がかちこちで聞いたところによりますと、たとえば安中の〇・六PPMの玄米ですが、これをハツカネズミに使って実験されたある学者のお話によりますと、〇・六PPMの安中の米で、じん臓に九・九六PPM、また肝臓には二・一七PPMがたまつておると、こういう事実は、ネズミは、ハツカネズミあるいはこういう変用の実験に使われるマウス類は人体とほとんど変わりない、こういうことではございませぬ。そうしますと、われわれの体内にも〇・四PPMから〇・九PPMまでのこの米は、やはり発病はしなくてもじん臓あるいは肝臓にはどんどんたまつていくんじゃないかと、こういうふうには思われるわけですか。そうしますと、先ほど厚生大臣はこの米を食べるといふことでしたけれども、二十年あるいは三十年この米を食べたらこれはおそろしいことだとだれしもが思うことじゃないかと思つておられます。あまりにも簡単に食べるとおっしゃっておりますけれども、私はこういうことにもう少し慎重な発言をしていただきたい、このように思つておられます。厚生大臣いかがでしようか。

○國務大臣(内田常雄君) 一、PPM以上という許容量をつくりましたのは、決して厚生省だけの思ひつきではございませぬ、関係の学者の方々——中には異論を唱えた方もおるといふことを先ほど申し上げ、また内田委員もあるいは御承知かと思ひますが、一般的の学者の最大公約数と申しま

すか、最小公倍数は一PPM以上をこれを許容量超過汚染米とすると、〇・四以上というものは、そういうものが米に含まれるような地帯は何かそのカドミウム汚染の原因がある地域の端緒として捜査をすべしと、そうしてそのほか、その地域の人の健康や尿中のカドミウムの含有量、あるいは米以外のその食生活の状況その他を調べ、まして必要の場合には要観察地域として指定をする、こういうことにはいたしましたので、要するに〇・四以上あるものは警戒警報だ、こういうことではございませぬ。

○内田善利君 〇・四から〇・九までは警戒警報だということですが、現に厚生省はこの〇・四PPM以上を暫定基準として今日まで危険な、あぶない、そういう米だということではあらわれない、そういうことでも米のほうも、食糧庁長官も先ほど答弁なさつておりましたが、〇・四から〇・九までのそういう「おそれ」のある米はいま農家の人たちの希望によつて交換しておる、そして倉庫にいま保管しておると、嚴重に区別して保管しておるということではございませぬ、これは一体いつまで保管されるつもりなのか、また、日本全国でいま何トンぐらい保管されておるのか、この辺おわかりでしたら教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(龜長友義君) お答え申し上げます。現在、政府で保管をいたしております汚染米は三千五百トンでございます。なお、現在配給しておらないが、将来どうするかというお話でございますが、私どもは主食用以外の用途に向けられるような保障があればこれはそのようなことでは分をいたしたいと思つておりますが、一般的にいつまでということ、私どもは現在配給をしない理由は消費者の感情並びに現在米がたぐさんあるということも考慮して、そのような措置をとつておるのでございませぬから、こういう事情がある間は配給をしないと思つております。

○内田善利君 三千五百トン、またそれに準ずる地域が千トン、大体四千五百トンの米がいま倉庫に保管されておるわけですが、これを一人一日に

三百グラム食べると計算しますと、一人で一千万日分の米がいま日本の倉庫に眠っているわけですね。こういった米に對し、しかもこの倉庫に保管している保管料一切が大きい計算しまして、人件費あるいは運搬料を除きましても大体この金額が六億八千九百四十万円というお金が保管料に使われている、これは国民の税金です。そういったお金でこういった保管をしておるわけですが、結局、農家からこうして交換によって政府に保管した米が毎年毎年これは加わっていくわけですね。こういったことに対してどのように農林大臣はお考えになっているのか、聞きたいと思いま

す。
○國務大臣(倉石忠雄君) いまお答えいたしましたように、汚染米ではありませんけれども、一般に報道された関係もあって、保有米でそういうものを持つていらっしゃる方で不安をお持ちのような方には御希望によってこれはかえてあげるといったようなことで、いま御報告のようなトン数が在庫しておるわけですが、これははいますぐにとどうということも考えてもおりませんけれども、そういうものが人間の食糧以外のこと、支障のないようなことで用途があります場合には、もちろんそういうものも同様に処分をいたしたいかなければなりません。これは在庫米八百万トン近いもの一部でありますから、それぞれこういう在庫米を処理する計画に従って、人体には害のない方向にできるだけ利用してまいりたい、こう思っておるわけでありませう。

○内田善利君 あちこち回りますと、農家の方々が、一体、われわれのこの〇・四から〇・九までの米は政府が交換した、しかしわれわれの米は一等米であったけれども、交換していただく米は五等米ですと、だからなかなか私たちが出し渡りま

す。と、そうして〇・四から〇・九と指定された地域の方々は、一体来年は作付をするのかどうか、そういったこともひとつ明確に教えていただきたい、そう言うて非常に農家の方々は悩んでいるわけですが、この点について農林大臣にお

伺いたいと思ひます。
○國務大臣(倉石忠雄君) これはいわゆる要観察地帯において土壌の将来に對する汚染度、そういうことへの考慮のもとに、必要があれば、これは具体的に各地によって違つておられますけれども、客土等をする事によつて改良していくというようなことをやつてまいらなければなりません。
○内田善利君 いま、要観察地域ということをおっしゃつたわけですが、九州の大牟田も非常に米が汚染されておるわけですが、きのうの県の発表によりますと、米が、四十四年産米ですけれども、八七%が汚染されておる。しかも、主婦の尿からは七七%マイクログラム、これは非常に多い量で常人の約三十倍、こういった尿の中からもカドミウムが発見されておるわけですが、私は、委員会においても、何回も、早く大牟田は要観察地域にすべきだと、こう言つてきたわけですが、きょうの結果が出ておりますが、非常に大きな結果が出ておりました、この人体の健康調査によりまして、大体三〇マイクログラムがもうすでに健康調査の対象になるわけですが、これ以上は、五〇マイクログラム以上が一名、四〇以上が二名、三〇マイクログラム以上が五名、二〇マイクログラム以上が十一名というふうな非常にたくさん

の要観察者が出ておるわけですが、この大牟田について厚生大臣はどのように考えられておるか。要観察地域にする意思があるのかどうか。この間も委員会でも質問したときには、担当者の方から、近いうちに要観察地域にしますということばを得ておられますけれども、いまだもつて、いつ要観察地域になるのか、この辺の言明をいただいておりますが、どのように考えておられるか、お聞きしたいと思ひます。
○國務大臣(内田常雄君) 土壌汚染防止法が発効し、施行になりますと、そのほうの手續に移るわけでありませうが、それまでの期間におきましては、いまの要観察地域という現行の行政上の指導方

針を私どものほうで続けざるを得ません。また、厚生省としては、する必要があると考へます。大牟田につきましては、御指摘のとおり、最近、私どもとしては、十分要観察地域として指定するに足るだけの資料が集まりつつありますので、これはいまま政府委員のほうからも連絡がございまして、指定する段階に近くならざるを得ないと、こういったことでもございまして、ここで指定の方向で措置するという事を申し上げておきます。

○内田善利君 非常に政治的な発言でございませうが、ならざるを得ないということでありませうが、私は一日も早くこの大牟田汚染地区を要観察地域にしていただきたいと、このように要望いたします。
それから先ほど厚生大臣は米が一PPM以上ということですが、この米の一〇PPM以上という事は、暫定基準が〇・四——これは普通の非汚染地区が大体〇・二PPMぐらいなんです。最高が〇・三PPMなんです。〇・四以上になると異常になつてくるわけですが、カドミウムの汚染状況はですね、それが、一PPM以上にならないと健康はそこなわれなと、〇・四から〇・九まで私は食べますという事なんです、厚生大臣は水の環境基準は御存じのことと思ひます。これは〇・一PPMです。水は一日に大体二リットルは平均飲むわけですね。ところが、米は三〇〇グラムは一日に食べる。これが一PPMということとは一体どういふことなのか、この辺をもう一度お答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(内田常雄君) 一PPMの許容限度では低過ぎるというふうな御意見のうちに承ります。厚生省が専門的の学者の方々に御集まりいただきまして出した一PPMというものは、相当高い安全率を見たものだでございませう。それは、その地域の住民は、もちろん米だけ食べるのではなく、いまお話しの水も飲むことを前提として、また、その他の野菜等に相当高く含まれるであろう食料、副食物等もとるといふ前提のもと

に、しかも、農家の方々でありますから、普通の都会人よりも米食が多いというふうなことを前提といたしまして、一PPMというのが食用米としての許容限度と、こういうことをきめましたので、決して甘いものとは私は大臣としても考へません。
○・四というのは、先ほども申しましたように、〇・四そのものはまだ要観察地域指定の要件ではございませぬので、〇・四以上の米があるようなところは、何か人為的原因もあるだろうから、さらに幾つかの要件について取り調べて、そうして少なくとも三つぐらい、先ほどもお話しがございまして人間の血中あるいは尿中のカドミウム濃度、あるいは大気中の濃度等、要件をそろえまして、はじめて要観察地域にする、こういうことでもございませぬので、そのところは、〇・四ということの意味を御理解をいただけると思ひま

す。
なお、一部の学者の方では、一よりももつときつゝ〇・四そのものを食料の許容限度にすべしというふうな意見の方もございません。現に国会の参考人としておいでになつたときにも、そういう意見を聞かされております。しかし、その学者の方が属する大学の研究所で調べられた全体的資料によりまして、何らの人為的原因のないところにおきましても、カドミウムの一般汚染というものは、幾つかの資料がございませぬけれども、高いところでは〇・四をちょっとこえておる。これは、岡山大学の非汚染地域の調査によりまして、高いところで〇・四ちょっとこえておる。私どものほうやイタイイタイ病研究班などで調査をいたしましたところでも、〇・二とか三とかというふうなものもあらわれているような状況でございまして、したがって、一般状況のもとにおいてもそういう程度の汚染——汚染といひますか、そういう程度の含有はあるんだと、こういうことと私は理解をいたしております。

○内田善利君 水だけじゃない、米だけじゃないということですが、この法案は、特定有害物質は政令で定めるということですが、お聞きするとこ

ろでは、カドミウムに限ると、こういうことですが、どういふわけでカドミウムだけに限ったのか、この点をまずお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 いままでの公害政策というのは、私は全部後手だったと思うんです。水俣にしても、神通川のイタイイタイ病にしても、田子の浦にしても、全部後手だった。もう、いまは、日本全国まるで後手後手で、公害の実験国みたいに考えられる状況になっております。水俣にいたしましても、あるいはイタイイタイ病にしても、水俣病が合計百二十一名、そのうち四十六名は亡くなっております。第二水俣病が合計四十九名、これは政府が公害病と認定された患者でございますが、六名亡くなっております。イタイイタイ病が九十八名、そのうち二名が亡くなっております。それから四日市が五百七十一名、亡くなつた方が十名、川崎が二百六十名、また、大阪が九百八十名と、このようにたくさん、政府の皆さんが公認された患者数をあげただけでもこのような状況であります。この後手の政策をやめて、公害対策は先手先手でやっていたらいいと、そのように思うわけですが、カドミウムだけにしない、私は重金属も入れていただきたい。特に、あちこちの私たちが調査した土壌の汚染状況では、銅、あるいは亜鉛、あるいは鉛、また砒素と、そういうふうにもう土壌はあちこち汚染されております。読み上げますと、塩尻がカドミウム、鉛、亜鉛、砒素、鉄と、鉛に至りましては三四・六P

PM、あるいは警備町に至りましてはカドミウムが六五PPMです。これはもう日本で最高です。米が二・二PPM、あるいは安中がカドミウムが二六・三、あるいは富山が五三・二、鉛が警備町では九七〇PPM、あるいは三七五PPM、あるいは亜鉛に至りましては一九九PPM、あるいは二一〇PPM、非常に大きな数値を示しているわけですが、こういうカドミウム以外の重金属について、たとえこの法案にありましても、生育を阻害するような重金属の研究を農林省ではなさっていないんだらうかと、このように思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○内田善利君 先ほどことばが足りませんでしたけれども、農畜産物を通じて人の健康をそこなうおそれがあります物質と、それからただいまお話のございました長時間にわたつて土壌中に残留して農作物等の生育障害の原因となり物質、こういうようなものがござりますが、その中心となるものは、たゞいまお話しございましたように、カドミウム、銅、亜鉛、鉛、砒素などの重金属類でございます。そこで、政令を指定するにあたりましては、まず、人の健康上大きな問題となつておりますカドミウムをとりあえず指定いたしましたわけですが、次いで、農作物等の生育障害上問題となつております銅、亜鉛を指定する考えでいま準備をいたしております。

なお、鉛、砒素等につきましては、人の健康に關するものでござりますので、これも慎重に検討して追加してまいりたいと、このように考えているわけでありませう。

○内田善利君 早急に検討していただきたいと思ひます。

それからカドミウムの汚染の規制ですけれども、これは米で一・〇PPM以上が人の健康を阻害するということですが、そのほかの白菜とかかとかそういう植物に対する規制はどうされておるか、米だけが一・〇以上なのか、ほかの人間が食べる植物についてはどのように規制されるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○内田善利君 厚生大臣、いつまでそれをやられるか、お聞きしたいと思います。

○内田善利君 厚生大臣、いつまでそれをやられるか、お聞きしたいと思います。

○内田善利君 厚生大臣、いつまでそれをやられるか、お聞きしたいと思います。

○内田善利君 厚生大臣、いつまでそれをやられるか、お聞きしたいと思います。

○内田善利君 厚生大臣、いつまでそれをやられるか、お聞きしたいと思います。

○内田善利君 厚生大臣、いつまでそれをやられるか、お聞きしたいと思います。

○内田善利君 厚生大臣、いつまでそれをやられるか、お聞きしたいと思います。

○内田善利君 厚生大臣、いつまでそれをやられるか、お聞きしたいと思います。

○内田善利君 厚生大臣、いつまでそれをやられるか、お聞きしたいと思います。

○内田善利君 厚生大臣、いつまでそれをやられるか、お聞きしたいと思います。

も、われわれ人間が食べる以前に、きのう話がありましたけれども、魚の例から土壌の例になりまして、まず工場が毒物を排出する土壌が汚染する、そしてそれらに植物が汚染する、それを食べると、こういう段階に分けられました。やがて土壌の汚染、土壌に基準を設ける、こういうことが一番いいのじゃないかと、このように思つたわけですが、その点は、農林大臣、どうなんでしょうか。

○内田善利君 土壌の汚染の基準を設定されませうか。

○内田善利君 土壌の汚染の基準を設定されませうか。

○内田善利君 土壌の汚染の基準を設定されませうか。

○内田善利君 土壌の汚染の基準を設定されませうか。

○内田善利君 土壌の汚染の基準を設定されませうか。

○内田善利君 土壌の汚染の基準を設定されませうか。

○内田善利君 土壌の汚染の基準を設定されませうか。

はどうなっているのか、お答え願いたいと思います。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

の項目がありますが、この「水の状態」に色を加えるということですが、その色の基準のきめ方はどのようにして具体的にやられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

あったところの工場の排水はそのまま置かれるのか。この点についてお伺いしたいと思います。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

○内田善利君 次、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思ひます。

Mというものができるようになるわけでございます。こういう形で、若干時間かかるものもござい

○内田善利君 八〇〇PPMになるといつて平気な顔をしておられますが、先ほど申しましたように、二〇〇PPM以上で魚は全部死んでしまふんです。大体そういうCOD、これは四十四年の二月、この排水基準はきめられておりますけれども、全くこれは住民、国民の生活を無視した排出基準です。これはもう企業がサルファイトバルブを、亜硫酸バルブをつくる以上はやむを得ないという考え方、こういう考え方でつくられた排出基準ではないかと、このように思ふんですが、この点いかがですか。

○政府委員(宮崎仁君) この基準のきめ方の考え方を申し上げますと、確かに排水口で八〇〇PPMという非常に高い数字でございますが、環境基準としてきめられた、陸岸からある範囲内、そこでもって八PPMというところの環境基準が確保される、こういう形でこの新しい法律によって上乗せ基準がきめられることになりましたが、先ほど大臣が答弁をされましたように、もつときびしい基準をきめられるかどうか、今後の問題としてはあると思ひます。

○内田善利君 八五〇PPMまで認められるわけですが、日本全国一律に水質汚濁防止法できめるわけですか。全国一律の線がこんな一三五〇PPMまでのところに持つてこられたんでは、これはたまたまな思ふんです。あくまでも環境基準は一〇PPM以下なんです。そういう線は、私には排水基準はきめるべきじゃないかと、このように思ふんです。そうでない、もう日本の海域はよごれる一方です。ひとつこの点よろしく御検討をお願いしたい、このように思ひます。

○政府委員(宮崎仁君) 御指摘の点はまことに

○内田善利君 御指摘の点はまことに

○内田善利君 御指摘の点はまことに

○内田善利君 御指摘の点はまことに

○内田善利君 御指摘の点はまことに

○内田善利君 御指摘の点はまことに

す。環境基準を一番ゆるいところで一〇PPMにいたしておきます。この一〇PPMの環境基準というものをその近傍にあるところのたぐさんの排水口にアロケートするわけでありませう。その結果といたしまして、平均的に、全体としてその環境基準を一〇ぐらいに持っていきたい。ただし、その排水口の中にはいま申し上げましたように、技術的な理由その他ですぐ落ちないものがございます。ですから、全体として薄めて、できるだけ環境基準に持っていきたい。なお、その環境基準がやはり今日の事情におきましては、御存じのように、五年ぐらいかかるものが多いと、こういうことで環境基準を達成する、そういう前提でござっております。でございますから、われわれもできるだけ環境基準の全体に合うようにするために、特定の産業、特定の工場があまりひどいものを出すということは絶対にこれは困ることでございませうから、今後、バルブのように、実は技術的にもいろいろ問題のあるものがございますが、これも逐次基準を上げてまいり、こういう予定にしております。

○内田善利君 最後に、水質汚濁防止法でどうして総排水量を考えに入れなかったかと、排水基準だけじゃなくて排水量も考慮に入れるべきだと、このように思っております。と申しますのは、たとえばこれは洞海湾の場合ですけれども、ある工場から三万八千二百トンの一日の排水量があるわけです。三万八千二百トン。そして、その中のシアン濃度が〇・二PPM。〇・二PPMのシアンが出ておる。これを計算しますと、七千六百四十グラムのシアンが出るわけです。一日三万八千二百トンの排水量で〇・二PPMのシアンであるならば、七千六百四十グラムの総量でシアンが出る。そうしますと、この総量は、犬の場合の致死量が五ミリグラムです。これで割りますと、百五十万の犬が死ぬほどの一日にですよ、死ぬほどのシアンが排出されておる。あの洞海湾はそんなに動きません。毎日毎日これが蓄積されたんではもう洞海湾は死ぬ一方です。きのうは魚が死んだ場合

のたとえがあつておりましたけれども、あそこには魚は一匹もおりませぬ。あるところに行きますと、P.H.は一から一・八というやうなひどいところで、手をつけたら、つめのすぐ近くがひりひりして、魚は一、二分でひっくり返って死んでしまふやうな状況になっておられます。これはいまシアンだけを例にあげましたが、そういう排水量のことを考えれば、水質基準設定の場合にはP.H.だけでなく排水量も考慮に入れるべきである、このように思っておりますが、この点いかがでしょうか。

○國務大臣(佐藤一郎君) 水質基準を確保するために量の問題が非常に重要であることはお説のとおりでございます。そして私どもが排水基準をきめずには当然一定の量を前提にして想定をいたしております。今回また特に衆議院の修正もあつて、届出事項に量も入ることになりました。この届出事項に量も入ることになりました。このように、当然一定の量を想定したということ、ただ量を直接の規制の対象にするということ、相当やはり水の量自身は動くものでございませぬ。ですから、ただいま御指摘のやうなときには当然基準そのものをきびしく変えなさいといふこと、ですから、量を前提にしてできるだけ基準を設定し、そうしてもしも相当量が変わるやうなときには当然基準をさらに切り下げていく、こういうことを前提にいたしておるわけでありませぬ。

○委員長(占部秀男君) 高山恒雄君。

○高山恒雄君 総理大臣が見えないので山中長官にお聞きしたいんですが、公害法として十四の法案を出されたんですが、こういう多くの法案を出されて、衆議院でも短時間の間にこれだけの法案を審議するというには問題があるという意見も出ておつたことはよく承知いたしておりますが、したがって長官としては、この十四の法案をこの短時間の間に解決するといふ考え方は、先ほど前者の質問がございましたように、基本的な

もの考え方には私にもつとウエイトを置いて具体的なものを織り込むべきではないか。それは現実的に起つておられます四日市等の問題等ですね、これは一体その解決がつか見通しがあるのかないのか、これをひとつまず長官にお聞きしたいんです。いまのような状態のまま、環境基準だけでこれを是正することができるといふ自信のもとに基本法の中にも無過失責任というものを織り込まなかつたのかどうか、こういう点について考え方を伺したいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) 確かに公害罪でも複合汚染をとらえられておりませぬし、ただいまの無過失責任の問題もまだ立法がされておらないことについては私もそのとおりだと思つておられます。しかし、基本法の中にとらえませぬのは、やはり基本法第二条にいう典型公害の現象に対処するということとございませぬので、それぞれやはり大気汚染に発するものは大気汚染、あるいは水質その他のものによつて起こされるものであつて、それらのものが個々に法律が動きまゝから、第二条に複合的な形のものを取り込むにはちよつと法律として表現できないやうな感じがするわけでございますが、しかし、かといつて私たちは複合して起こる汚染、ことに大都市等における光化学等もそういう現象でございませぬから、これらに対してもできるだけの努力をして、法律ができるものはしていきたいと思つておられますが、いまのところはたいへん技術的に困難である点がございませぬ。

○高山恒雄君 公害問題を考えますときに、大きく分ければ三つあると思つておられます。産業の公害あるいは過密化の公害、いわゆる水道下水のおくれですね、水質のおくれ、こういうふうな大きく分析することができると思つておられます。その中の複合災害といふものを政府が責任持つて解決をつけるというこの考え方が出ない限り、この公害の処置はできないのではないかと私は見解に立つわけです。いまお聞きしましたら、複合的な公害についてはまだ検討中だといふことをおっしゃつておられます。それでは、せつかくこの

十四の法案をおつくりになつたけれども、結果的には今後の処置、今後の規制、これをきつておつたにすぎないと私は思つておられます。一体、現実的に起つておるあの悲惨な状態をどう救うかといふ基本的な理念が出てこない限り、公害問題の解決にはならないと、こういうふうには私は考えるわけです。その点はどうかお考えになっておられますか。特に企業から出る大気汚染ですね。しかも、御承知のように政府は、基本的な産業に対する考え方というものは、できるだけ税金の面でめんどうを見、電気税でめんどうを見て、そうして奨励して鉄鋼団地をつくつた、染色団地をつくつた、あるいはまた化学団地をつくる、すべて政府の奨励のもとに今日これだけ発展した、世界で三番の生産国になつたんだと、こう言つておられる。ところが、それを国民が犠牲になつてやつていくという点については納得いかないわけですね。しかも十四の法案を出された。出されたのに、それらを解決する法案が盛り込まれてないという点は、私はまあ御苦勞していただいたことについては敬意を表しますよ、しかし、肝心のものが抜けるといふやうな、先ほどから多くの質問者が言われるやうに、肝心のものが抜けるといふやうな。たとえば四日市の問題を、いましばらく自信を持って半年後あるいは一年後、基準の強化をすれば必ずこれは是正できるんだと、こういう自信のほどが言えるのかどうかですね、長官の御意見を伺したいと思います。

「委員長退席、公害対策特別委員理事杉原一雄君着席」

○國務大臣(山中貞則君) 関係各大臣からも答弁いたしておられますように、ある個所において、直ちに、この法律が制定されたために、一べんに望むべき理想の状態が取り戻せるものではない。あるいはまた、過去の政治の姿勢において私たちがとつてきたことについての反省も、たとえば低開発地域工業開発促進法とか、あるいは新産都市とか、ただいま例をあげられました各種団地等をつくります際に公害が念頭になつた。東京周辺の

各種の団地が、実際においては流域下水道その他がそろっていないために、結果は公害を分散させて複合させた結果になっておる。これらの点は、私たちが過去の政府の姿勢、あるいはそれを受けた地方公共団体の長や議会の方々の姿勢というものに対して、政府自身がいかにミスリードしておったことについては、率直に認めたいと考えます。なお、大気汚染の四日市の問題については、所管大臣からの答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(内田常雄君) 公害対策は、私はまさに総合政策でなければならぬと思ひます。排出する有害物質を規制するばかりでなしに、たとえばその新しい施設の建設とかいうようなことも抑制をしなければならぬと考えておりますし、ある地域につきましても、首都圏とか、あるいは近畿圏などにつきましても、そういう地域内への新しい工場とか学校などの建設というものを抑制し得る法律上のたてまえはできておるようでございますが、四日市につきましても、もしそういうものがなるといいたしますならば、これはやはり同じようなたてまえの考え方もあわせてとっていかなければ、公害の排除ということではできません。幸い、四日市は御承知のとおり、今回公害防止計画というものを一千葉・市原、それから四日市、水島というものが、本年度、この十二月から公害防止計画というものを総理大臣の承認のもとに設定することになりましたので、いろいろ総合的な面から新しい市街地づくり、あるいは環境緑地、あるいは下水、河川その他の総合的な都市計画、いわば、わかりやすく申すと、都市計画みたいなことを、あそこだけでも事業費数百億円をかけた上で、この五年間ぐらいの間にやるようなことになってきておりますのは、私どもの一つの大きな希望でございます。それから公害関係の法律におきましては、四日市のようなたてだちには、通常の排出の基準よりも特に高い特別排出基準——特排基準というものをかけていく、現在ある工場に対する排出基準も毎年毎年きつくして

締め上げてまいりますことは、たびたび御説明申し上げておる通りでありまして、新しくそこに無理に工場をつくるようなことになりました場合には、それは特別のきつい排出基準をきめるというようなこともやっておりますので、そういうような施策を総合して四日市のあゝいう状態を早く解消をいたさなければならぬと考えております。

○高山恒雄君 今後の問題としては新しい市街地づくりをやっていくんだと、これはよくわかるんです、当然のことでしょう。私がお聞きしたいのは、四日市は、いま地方自治体のほうでも補償して、二千万と四千万の医療費を出しておるわけですね。そういう金を出しておるわけですか。ところが四日市の市民の声をテレビで放送してありますから御承知だと思いますが、何ら効果もない。しかも、いままでの距離よりもっと遠隔地の者にそういう病気が発生しておるといふことを放送しておるんですよ。したがって、拡大しておると見なぐちやなりません。その現実の上で立て、四日市の問題は早期に国民が安心するような方法でどこかに責任を取らすべきじゃないか。それは、複合災害というものを対する考え方が出ていないではないかということをおし上げておるのである。したがって通産大臣は、その問題についてはどうお考えになるか。今後の問題じゃないんです、現実の問題を私はお聞きしておるんですよ。お、この問題は、いま起こっておる問題が処理できないような公害問題の十四の法案では、私は、やっぱり一方には大きな穴のあいたざる法だ、したがって、今後は何ばか規制ができるでしょうけれども、大きな問題を見捨てておるじゃないか。この点をどう通産大臣はお考えになるか、それをお聞きしたい。

○委員長代理(杉原一雄君) 厚生大臣でしよう。
○高山恒雄君 厚生大臣。
○国務大臣(内田常雄君) 先ほどは産業立地のことまでにも触れたり、あるいはまた公害防止の都市計画までにも触れましたが、まあ厚生大臣とい

たしましては、これは通産省であれ、経済企画庁であれ、どの役所でもいいから、こういうような状態を一刻も早くなくしていただいで、私もどは、その立場におりますところの被害者が安心できるようなことになっていただきたいというのが厚生省の実情は立場でございます。そこで厚生大臣もほうぼうからうまれるようなことも言ったり、規則もつくっておるようなわけでございます。また、ただいま御意見がございました、今日、四日市等で公害のために健康をおかされておる、いわゆる四日市ぜんそく等の患者さん方に対しては、御承知の公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法というもので医療費なり医療手当なり、あるいは介護手当というものをごく狭い幅で認めておるわけでありまして、もちろんこれでは足りません。足りませんので、それらの救済の内容につきましても、これも事態に応じて大蔵省に要求しながら、少しずつでも実は改善をいたしつづけておるわけで、そういう線を進めてまいります。ただ問題は、医療救済ばかりでなしに、生活補償、生活の救済、あるいはまたその他の財産上の損害の救済というものでこの法律は及んでおりません。私どもは、どの法律でもかまいませんから、そういう財産上、生活上の損害の救済が行なわれることを厚生省としては望んでおりますので、したがって、民事上の責任追及などによる損害補償につきましても、私は、無過失責任法制というものが縦割りでも横割りでもいいから一日も早くできることを望んでおりました。ここに山中大臣もおられますが、山中大臣も前向きで厚生大臣の言うことをおれも賛成だということ、ともどもこの問題を解決をしていくように努力をいたしておることを申し上げておきます。

○高山恒雄君 厚生大臣はまあ賛成だということごわかりましたが、山中長官は今後検討したいというところで、先ほど基準の問題が出ましたが、一体四日市等における大気汚染の問題の今後の解決について、基準だけでこれを是正することができるのか

どうか。できなければ一体だれが責任を持つのか。この点はどう長官はお考えになるか、その点ひとつお聞かせ願ひたい。
○国務大臣(内田常雄君) 私から言えと、こういうことでございますが、基準は毎年引き締めてまいります。しかも、基準を引き締めますと、今度は大気汚染防止法の改正によりまして実はいへんなことなるわけでございます。いままでは基準に合わないものは都道府県知事が改善命令をいたしまして、それでも従わない場合にはじめて罰則がかかったのでありますが、今度は、基準違反に対しては直罰主義ということになりますので、基準をむやみに強めるといふことにつきましても問題が起るわけでございますが、それにもかかわらず直罰主義というものをとりましたので、そういうことを承知しながら私もはさらにその基準を締め上げていくように、大気については私のほうと通産大臣、また水につきましては通産大臣と経済企画庁長官にその基準の締め上げをお願いをします、こういうことになりました。

○高山恒雄君 早急にこの問題についてはやっぱり解決のめどを——それにはこの複合災害に対する責任というものを、やっぱり無過失に対する責任をどこに持たすかという、これは結論を出すべきだ。それでなければ公害の基本的なものではないと、こういう結論を持つわけですか。この点はひとつ希望意見として強く要望いたしておきます。

なお、長官にお聞きしたいのですが、先ほど出ておられますが、今回の法案は全くこの政令で定めるといふことが多いんですね。私は国会議員として、これだけ政令で定めるといふ問題の法案が出たことはかつてないんじゃないかと思ひます。しかも、日本国民が非常に関心を深めてこの国会をながめておるときに、今後取り締まるべき方法があるいは基準、あらゆる政策を含みますが、これは私にまかせよと、こういうことだと思ひます。ワタはひとつ国会議員でできなくて、中身は私ら

がきめるのだと。一任することになるわけですね。ところが、私が心配いたしておりますこと

は、清掃法の十八条が年度の法案の中にも、廃棄物処理法案の中に出ております。これは、この法案の中では二十二条になっておりますが、いままでの清掃法の十八条をここに移したと思っております。

そのままだはないかと私は思うのですが、そうだとしますと、この清掃法の問題の中の尿尿処理等における問題ですね。あるいはまた尿尿法に対する問題、これは法律はできておられるけれども、政令では何もきまらないうです。未公布です。こういうことを政府は今日までやってきておられるわけですか。未公布でやってきておられるわけですか。未公布ということは、国会議員でワタはつくったけれども、入れもの何にもやらないのだぞ、これにかながると思っております。こういう法案、しかも先ほどおっしゃったように、四十何百という政令できめて、今後運営をする。やらなくたってわかりやしないじゃないかということになるわけですか。

したがって長官にお聞きいたしますが、政令をおきめになったらあるいは次の通常国会には間に合わないでしょうか。その次の通常国会までには、どういう政令をきめて、どういう取り締まりをするのだというのを国会に報告の義務があると思っております。やる意思がありますか、お聞きしたい。

○国務大臣(山中貞則君) これは間に合えば次の通常国会にも、ほぼ今回の重要法案で政令にゆだねられました。通常許されるべき範囲の技術的な問題の政令、これはまあいたしたものじゃありませんが、そのほか物質はどこまで指定するの、あるいはその具体的な対象をどうするかという問題は、まさに法案の实体に触れる問題でございますので、これらの問題はなるべく早く次の通常国会にも皆さま方の審議の便に資するように提出する覚悟で努力をいたしたいと存じます。

○高山恒雄君 それから長官にも一つ聞きたいのですが、公害対策は、まあ防止するためには、どうしても先取りをしなくちゃいかぬ、この御精神には私も賛成です。ところが、先取りをするた

めにはどういふことがあるかということですか。先ほど長官は御答弁の中で、地方まで対策員を持つことをいま考えておるとはおっしゃっています。そういうふうにおっしゃっていますけれども、私は公害の基本的な考え方の中で必要なのは、地方にこそ必要だと思っております。したがって当初、地域住民の声、これを吸い上げる機関がどうしても地方になければいかぬ。投書でもいい、あるいはまた陳情でもよろしい、その窓口を開かなければならぬ。公害は、総理が言われるように、企業家も、一般国民も、政府も、タイアップしなければ、公害の防止にならないんだ、それには道を開かな

くちやならない。
「委員長代理杉原一雄君退席、委員長着席」
したがって、いまのところは、お考えになつていないようだが、先取りをしてこれを防止しようという政府のお考えであるならば、長官は、地方にその吸い上げをやる——公害に対する扶助その他を、投書により問題を吸い上げていく、こういう窓口をつくるという考え方があつかないか、これをお聞きしたい。

○国務大臣(山中貞則君) 公害紛争処理法に基づく公害審査委員会が地方にもつくられることになりまので、そこも一応の公の窓口の一つになろうかと存じます。さらに先ほど来議論がされておりました公害監視官、これはまあ仮称でございますが、こういう者がただ監督あるいは調査、検査とかということばかりでなくて、たとえば交通事故相談所みたいなところは相談員がございまして、そういうような機能等もあわせ持つて、たしかに示唆に富んだ御提案でございますので、せっかく置くならば、そのような意味の大家の相談相手にもなれる人というふうな意味の性格を持たせられるかどうか、これもあわせて検討したいと思っております。

○高山恒雄君 通産大臣は見えないのですか。——それじゃけつこうです。
静岡のヘドロの問題についてお聞きしたいのですが、長官は昨日の質問に対して、近代的な乾燥

機ですか、そういうものの設備をやつて、この問題は何とかまあ処理をつけていきたい。しかも、その近代的な設備というものは大体成功するのではないかと、そういう御答弁がございまして、もう具体的な御聞きしたいのは、御承知のようにここにも硫化水素、これが公害としてあるわけですか。これは地域によっては夏時分は臭気もそのとおりであります、目を痛めるとかあるいはのども痛めるとか、こういう基準が出ておられます。これは厚生省から出ておられるわけですが、厚生省からそういう基準が出ておられます、硫化水素、この基準が、これには目も痛む、あるいはのども痛む、こういう危険物があるわけですか。したがってそういうものの基準も何もきめないで、竹山県知事はこういうことを言っておられます。硫化水素はたいしてあまり問題にならないのだ、したがってこれをやれば必ず成功するということなことを新聞で発表いたしましたおられます。ところが政府は、もう県だけにまかせておいて、もしそれをやつたために公害が今度は起こった場合に、一体どういふふうにお考えになるのか。そういう意味から、私は何かのやっぱりに対する基準的なものをきめて、そうして害があるということはもうはつきり厚生省が出ておられるので、したがってこの急性症状あるいは慢性症状に対して、いまからその基準に沿うような実際の処理ができるのかどうか。政府はもっとこれにタッチした見解を通してやるべきじゃないかと思っております。どういふお考えか。

○国務大臣(山中貞則君) 形は知事さんのほうにもちろんおまかせせざるを得ない事柄でございます。したがって知事におまかせしておる形になっておりますが、しかし現実には田子の浦港の駐在署のおまわりさんの症状も承りましたし、あるいは鉄橋上で路線等の補修に従事しておりました鉄道の従事者の方の被害ということも硫化水素が原因であるということも聞いております。でありますので、それらの、どのような形式に最終的にされるかは別にして、作業をされまます過程にお

いても、作業員も含めて沿岸あるいは付近住民の方々にそのような有毒な硫化水素ガス等による影響の出ないような方法で処理していただきたいというところでお願いをしております次第でございます。
○高山恒雄君 運輸省はこの面についてはどういふ処置をお考えになっておるか、お聞きしたい。
○国務大臣(橋本登美三郎君) まあ実のところ運輸省は被害者の立場に立つておられるわけでありまして。現在田子の浦港の機能は五パスがほとんどその機能を失つておる。あと十一パスで荷役等の仕事をしております。しかし大体仕事の上には大きな支障は与えておりません。問題は結局港灣監視者である地方団体が政府とともに協議をしてこれが処理をするわけですが、その場合に、運輸省の立場は技術協力といいますが、たとえば有害なヘドロを運ぶ場合にどういふ形でこれを運べば漁業に影響を与えないとか、あるいは付近住民に影響を与えないような、そういう技術的な協力とか、あるいは運ぶ船の構造についての研究に対する協力、こういうことをするわけでありま。ただ運輸省としては、いま申し上げましたように、せつかくつった港灣でありますから、この機能が十分に回復されることを希望しております。しかしこうした事情から考えまして、将来の港灣計画というものは、河口につけるということの危険性が非常にあります。これは企業公害が今度の場合には主でありますけれども、それ以外に現在の状態では危険があります。その意味において、将来の港灣計画については河口港灣というものを現在以上にむやみに拡張することはいかどうか、これらは全体的な面で検討を加えて、そのようなことが将来起きないようにやっていきたい、かように考えております。

○高山恒雄君 厚生大臣にお尋ねしたいのですが、この大気汚染の、いま四日市の問題を中心に考え方を聞きましていただければ、実際問題として、手当てとしては二千万と四千万ということにどうか、先ほどちょっとお触れになったけれど

昭和三十五年十二月十二日【参議院】

も、上げるとはおっしゃっておりません。上げる意思があるのかどうか。

さらにもう一つ私がお聞きしたいのは、こういう問題は、これはまあ四日市ぜんそくという名前がついておられますけれども、ぜんそくだけでは済まないと思うのです。したがって眼科、耳鼻咽喉科とか、こういうものも含めた考え方をやはり持つべきじゃないか、こういうふうな考え方をやはりしますが、そういう考え方はないのかどうか。なければ、今後お考え願えるかどうか。もう時間がありませんから……。

○国務大臣(内田常雄君) 公害の影響が広範囲でございまして、あの法律、政令で規定してないような病気が多発するとうようなことになりまして、それは新しい病気でも、私は指定をいたすつもりでございませぬ。

また、二千元、四千元という医療手当につきましては、今年に入りましてから、一月か五月か改正をいたしまして、あの程度に引き上げられ、また一方、あれもだれにでも出すというわけではございませぬ、税金をよけい納めているような、所得の多い方には制限がございませぬ、その所得制限も緩和をいたしました。これらにつきましても、さらに状況によって緩和すべきものは緩和し、また金額をふやさなければならぬような事態のものにおいては、改善をしないということでは決してございませぬ、大蔵省ともよく打ち合わせの上、事態に応じて必要な最小限度の措置はとれるようにしてまいる所存でございませぬ。

○委員(占部秀男君) 須藤君。

○須藤五郎君 まず最初に総務長官に申し上げますが、総理は公害問題に大きな熱意を持っておられるということを常におっしゃっているが、公害特別委員会に御出席を求めても一度も顔を出さない。また本日も共産党、二院クラブの代表の質問に対しては姿を見せない。こういうことで一体ほんとうに熱意があると言えるのかどうか。熱意がある

ならば態度で示すべきだと私は思いますが、総理ならぬ総務に私はその点を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 総理がもちろん出席をされて、謙虚に耳を傾けて、そして責任者としての答弁をすることは当然のことだと思ひますが、それらの事情等については、出席その他の時間等については、国対委員長談話か、あるいはその他の党のほうのお話し合いで了承を得ておることださうでございまして、私もそれ以上はわからないわけにございませぬ。

○須藤五郎君 そういうことは、われわれのほうは聞いておりませぬ。それじゃ総理は、熱意があつても、そういう話し合いになつていから出ない、こういうことに理解していいんですか。

○国務大臣(山中貞則君) 私は総理が出ないでいいということになりまして理由を承知してないといふことを申し上げたわけにございませぬ。

○須藤五郎君 数日前に私の部屋に大阪市の代表がたずねて見えました。一つの要請を持ってこられたわけですが、その陳情の内容は、大阪市の西淀川区、これは先日公害病指定地域にされ、現在公害病認定患者が千二百一十一名あるところだす。その半分は十二歳以下の子供です。この公害の非常に激しい西淀川区に、いま公害工場が進出しようとしております。そのために住民は大きな不安と怒りを持っておられるわけですが、この公害工場の進出を押えられる権限を自治体に与えてもらいたい。こういう要請を持ってこられたわけだす。そこで、厚生大臣また総務長官も答えていただいていいですが、この事実に対して、政府はどのように処置をしようとするのか伺ひたい。

○国務大臣(内田常雄君) 大阪の西淀川区は私も大阪府が厚生省におりまして見ておりましたが、一番大気汚染がひどいところでございまして、私もがきめております環境基準に達成するのにはなかなかやっかいなところでございませぬ。先ほど四日市についても申し述べましたが……でありますか

ら単にその一つの工場だけを規制してみまして、一べんに強められませぬで、年々強めてまいりついでございませぬが、それだけでは所期の目的を達せられませぬので、少なくとも大気汚染防止法のはうには、新しく工場をつくる場合には、現在強められつつある排出基準よりもさらに強い個別の特別排出基準というものをかけることまでは大気汚染防止法でできませんけれども、しかし、より根本的には、おっしゃるとおり新しい工場の進出を押えることと、幸いことしから明年にかけまして新しくあの地域、大阪の地域をいままでの厚生省の計画ですと、公害防止計画設定の区域として四日市、水島の三地域が公害防止計画を定められました。統一して大阪は入る地域になつておりましたので、そういうことで、もう水路から街路から緩衝地帯から、あるいは下水道からというようなことを、根本的に、相当金を入れましてもその地域づくりを新しく公害防除の見地からやり直すという予定地区に入れておられますので、そういうことを総合してやらなければならない地域だと私は見ております。

○須藤五郎君 私は先の、将来のことを尋ねておるんではなく、現在最も効果のある方法はどれかといふことを伺つておる。総務並びに建設大臣にこの点お尋ねするわけですが、外島地区という、ここは四十万坪の埋め立て地なんです。ここへ公害工場がどんだん入ってくる。外島地区へ工場が来るのは、ここが近畿圏の規制都市区域における工場等の制限区域から除外されておるからこういうことが起こつておるわけだす。つまり、工場をどんだん建ててよいという地域として政令で定められておる。ここに問題があると思ひます。だから政府は、このような地域を放置せず、工場等規制区域にするように政令を定めるべきだ、こういうふうな私には思ひます。そうすればたちどころに問題は解決していくわけなんですから、厚生大臣のように遠い将来のことなど言わなくて、即刻解決できるのです。あなたも西淀がたい

へんなどころだといふことは認めておるんだから、これを将来に放置することはいいかぬ、即刻解決する、そのためには政令を定めた方がいい、こういう私には意見を持っておるわけだす。また現地もそうしてもらいたいといふことを言つてきておるわけだす。それに対して総務長官並びに建設大臣の意見を伺つておきたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答えいたします。西淀地区は、大部分はこれは工場制限の地域になつておられます。ただ御指摘のように外島地区はこれほもと埋め立て地でございませぬ。埋め立てるとときには、工場用地として供給する目的をもつてこれは埋め立てを許可し、そうしてあすこはもと大谷重工がやっておったところだす。それが若干地盤沈下したのでまた再びやって、初めからこれは工場の用地としてつくつたのでございませぬから、したがって、これをいま除外するといふことは考えておりませぬ。御承知のように都市には用途制限をすつとやっております、住宅に適當なものとして指定されたところ、それから商業地区、それからいまの工場専用地区と、そういうふうな初めから計画してやつたところでございませぬから、いまそれを解除する考えは持つておりませぬ。

○須藤五郎君 そんなこと建設大臣わかつておるんではないか。法律にはそれがなつておる。しかしその法律ができたのは、今日のように公害がやましく言われないう当時、そのときにできた埋め立てです。ところがいま西淀川がたいへんな公害になつておるといふことは、あなたたちも認めておる。そのたいへんなところへ、またよけいな公害発生源が入ってくることは、これは淀川の住民としてはがまんがならないことなんです。だからそういうことをなないようにするためには、あの昔つくつた政令を即刻改めるべきである、これが西淀川区民の願ひなんです。それにあなたたちはどう考えたえようとするのか。こたえようとならない、いまの建設大臣の意見だつたら、このまま放置するつもりですか、どういふのですか。

建設大臣の意見だつたら、このまま放置するつもりですか、どういふのですか。

をして。これは、県当局にも、尼崎市当局にも、そういうことを約束して。ところが、現状は三本の煙突から煙が出ておるといふことなんです。そこで、住民は、これは約束違反ではないか、そこでおこって、県、市へ何回も抗議に行っているのです。私も一回つき合いました。そうすると、県、市は、それをやめさせる権限は私たちありません、だから対処ができません、こう言うのです。

そこで、私は何うわけですが、こういう状態を見て、国はなぜ県や市にそういうときには規制をする権限を与えないか、こういうことですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 具体的なお話しでございますから、具体的にお答えいたします。

尼崎の第三火力を着工いたします際に、第一、第二というものは、これは非常に古い発電所でございますから、やがてやめたいというところは関西電力も考えておりましたし、私どもも考えておったわけでございます。そのときに、関西電力としては京都の官津に新しい火力をつくる計画を持っておったわけでございます。このことにつきましても、今年の通常国会の当院の予算委員会で御質問がございましてお答えをいたしたところでございますけれども、官津の火力というものがどうもございませんのであります。これは、どうも私どもはなだ不思議に思ういろいろな事情がございまして、地元でも異議なしという決議をしております。市元の市会も異議なしという決議をしております。市長はしばしばそういうことを京都府にも言おうとしておられるわけでありませうけれども、なかなかそれを言う機会が得られない。関西電力もまた最高責任者がそういうことを申す機会が得られない。いろいろの事情がございまして、これで関西電力の総合的な供給計画に非常なそこを来たしたわけでありませう。そこで、やむを得ず、非常に能率の悪い発電所でありませうけれども、今日まだ第一、第二というものが緊急時には動かなければならぬ、それでもなるべく早くやめたい。非能率でございますから、早くやめたいと思っておりますけれども、ピークの間には

動かさざるを得ない。ただ、そうしますと、できるだけ低硫黄をたかなければ迷惑がかりますから、第一はすでに重油専焼に変えまして低硫黄がたけるようになってまいりました。第二もやがてそうなるわけでございます。で、美浜の原子力が順調に動いていきますと、おそらくくだいたい感じやがてやがて第一を予備力に入れ、そして第二をさらに次に予備力に入れる、こういう計画でやっておられるわけでございますけれども、なぜ急にやめられないのかと言われまると、それはやはりやめられないといたしますと、関西電力は御承知のように非常に需給が逼迫しております、ことしでもすでに大口需用者で使用の節約を協力したほどでございますから、どこに不測の迷惑がかかるかわからない、どこというのは必ずしも企業という意味ではございませぬ。申すまでもなく、電力が突然とまるといふことになりますれば、人命にも健康にもすぐに関係することでございます。したがって、動かさなければならぬとすれば、ピーク時に限って、そうしてできるだけ低硫黄をたい地元で御迷惑を少なくしていく、だれも好んでこれを動かしたいと考えておるものはいないわけでございます。

○須藤五郎君 そうすると、関西電力の見込み違いでございまして、尼崎の市民は今日もお、またこれからのかわりのものがどこかにできるまでは、今日のような状態を続けなきゃならぬ、こういうことになるわけですが、それは尼崎の市民としてはがまんがならないことだと思わぬです。政府は責任をもちつこうという問題を解決すべきです。尼崎市民の問題をはかに転嫁しちゃあが悪いのです。だから、尼崎市民の気持ちをよく、これをどういうふうに解決するかということを中心に述べてもらいたいのです。そんなことを言ったら、尼崎市民納得しませんよ。自分たちの計画と違いでやむを得ないというのじゃはなだ不見識じゃないですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) そういうことを計画違いと申すべきかどうか、私はいろいろ問題があるのではなないかと思っております。もとの話をもう一度申し上げますが、官津では火力発電を受け入れる用意を正式に持っておるわけでありませう。しかし、それを府の最高当局者に伝達することができない、関西電力でも最高責任者が説明をしようとしてますけれども、それができない、やむを得ませんから、私も国の立場で大阪の通商産業局長がそれを伝達しようとしても、伝達することができないような状態でありませう。そういうことが現実的に起こっている、で、それが結果として尼崎の火力を動かすことになった、尼崎の市民にとっては全くい迷惑ではないかと言われまると、私はまことに残念ながらそうございませうと申し上げざるを得ないのです。したがって、私も申し上げざるは、第一、第二というものをもうなるべく動かさないと、第一の動き方は非常に減っております。できるだけ早くこれを予備供給に入れてしまいたいと、第二もさようでございます。どうしても動かさなきゃならぬときは、ピーク時に限って低硫黄をたかしていただく、これはか方法がないのでございませぬ。むしろ関西電力にはよそからもうでございませぬ。八月と十二月というピークには需用に追いつかないのでございませぬから、まことに私は土地の方にはお気の毒でございますが、そこかといって、電力をとめるわけにはまいりませぬのでございませぬ。こういうのが実情と思っております。

○須藤五郎君 いまだ大口電力の需用者に電気を送るためには、どうしても住民には迷惑ながらも、三つの発電機を動かさなきゃならぬと、こういう御意見ですが、これまでも緊急事態のときには大口工場への電力を制限したことがたびたびあると思うのです。一般家庭用と工場用電力との比率は、家庭用は二〇%、工場用が八〇%、工場用が圧倒的に多いのです。したがって、緊急時は家庭用を確保して大口工場用を押しやるようにしたならば、私は家庭用への影響は起らないようにすることができ、そういうことをやる権限は知事に私は委任すべきだ、こう思います。重ねてその点を伺っておきます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 実はことしの八月には大口需用者に対して自衛を要請しまして、事実上電気供給をカットしたわけでございます。関西電力自身もむしろ自分のところの使用電力を自衛いたしました。これからもあるいはそういうことをお願いしなければならぬかもしれない。非常に申しわけないことではございますが、大小にかかわらず、そういうことは避けたいのですが、そういうことは避けられないかもしれない。しかし、その場合には、これはもう他からの供給を——他と申しますのは他の県とかいう意味ではなくて、むしろ関西電力の外の、よその電力会社という意味まで含めまして、それも徹底的に最大限に供給することにして、そして大口需用家には休日と休まない日の調節をしてもございましたり、電力発電設備のいわゆる修繕の期間も少しづつ食い違ひさせたり、あらゆることをやります。これはどうしても国のベースでやりませぬと私はできないことと思っております、それでなお足りなければ大口のほうからカットしていくよりしかたがないと思っております。

○須藤五郎君 いろいろ質問をいつまでも続けても、政府の頭が変わらなきゃどうにもならない問題ですから、尼崎市民はあなたのその答弁では絶対満足できないということを申し上げます、私は次の質問に移ります。

続いて、亜硫酸ガスの排出基準の上乗せ権限について質問をいたしますが、大気汚染防止法改正で亜硫酸ガス排出基準の上乗せ権限は何ではなかったかという事です。水質汚濁防止法にはちゃんと上乗せ権限があるわけですが、大気汚染防止法だけ上乗せ基準はずしてしまっております。尼崎の例をあげましたが、こういう問題は大阪市の泉北地

区、界地方でも同じような実情が起こりまして、住民が署名運動をしましても自治体はどうかともできない、こういう状態なんです。何で上乗せ権限は大気汚染防止法からはずされたのか、お伺いしたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 硫黄酸化物の規制というのは、他の国に比べますとわが国では比較的早く始まったのでありまして、したがって内容的にはかなり進んでおります。で、全国、過密過疎の度合いによりまして、亜硫酸ガスの含有量は、これは許容限度はおのずから違いますので、現在八段階に分けての規制がございまして。したがって、規制する必要が高ければ高いほど段階を上、きびしい基準で規制をしていっていただくわけでございまして。そういう体制を現在ですととっておりますから、上乗せの必要がある場合にはゆるい段階からきつい段階へのぼっていくべきで、こういう問題、こういうやり方、こういう仕組みが現在基本的にあるわけでございまして。それがもとの理由でございまして、次にもう少し具体的な理由、これは決して名譽による理由ではございせんが、私も、電力、まあ亜硫酸ガスの一番大きな発生源は電力会社でございまして、電力というものについてこれがコンスタントに供給されるということ、企業が中心とか会社の利益とかということではなくて、国民の健康と生命にとって欠くべからざる一つの要素であるというふうな考えでおるわけでございまして。これは私がお認めいただけると思うので、そういう意味で、国民の健康生命にかかわる大事な一つの要素でございまして。

そこで、電力を十分に供給しながら亜硫酸ガスを発生させないというためには、どうしても、たまたま燃料の中から硫黄分を落とすといかなければならないわけでございまして。

硫黄分を落とす方法にはいろいろございましてけれども、低硫黄の原油がたっぷり輸入できまして、これは一番よろしいわけでございまして、それに問題がありますことは御承知のとおりであります。

そういったしますと、脱硫をするということになります。これが一番有効な方法でございまして、現在三十万バレルほどの脱硫設備がようやく動き出しました。最初、技術的に問題がありました、まずこれで毎年幾らかずつよけいに脱硫された原油、重油を供給することができると、それから原油なまだきも考えなければなりませんし、排煙脱硫ということもやがて実用化すると思っております。

それらにもかかわらず、しかし、どうしても十分な低硫黄の重油を確保することが急にはむずかしいわけでございまして。

そうして、しかし、電力の供給は切ることができない。そういったしますと、ある地方だけの特殊の事情で上乗せをいたしますと、ある発電所はその理由をもつてとめなければなりません。しかし、とめなければなりません、そのためには国のベースでもってほから応援の電力を確保しておかなければ、その地域の健康なり生命なりに関係が生まれてくるわけでございまして。したがって、私どもは、電力会社はその排出基準の外にあるというようなことはもちろん考えておるわけでございまして。しかし、その調整というものは国が電力を送ってやるということ、調整をいたさなければ、直ちに国民の生命と健康に影響がある、こういう見地からでございます。

○須藤五郎君 その地域の事情というものは、政府当局よりも、その土地に住んでおる人たちが一番詳しいと思っております。また、早く処置のできるのには私は、その土地の自治体だと思っております。だから、知事にその権限を与えないのは私は、道理に合わないと思っております。一体、知事、自治体長にその権限を与えていくのか与えないのか、この点、はっきりと、きっぱりと答えてください。一言でいいです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 決して反問を申し上げるつもりではございませんが、それでは、各都道府県知事が自分のところで生まれてくる電力はほか

にはやらない、みんなそういう宣言をいたしましたら、日本じゅうはどうなるとお考えでございましょうか。電力というのはそういう性格を持つていものではないわけでございまして。そうかといつて、地方住民との関係で知事に何も権限を与えないということは言っておられませんので、今回の法律案によりまして、知事は立ち入り検査もできることになりました。また、緊急時には命令もすることができるとして、地方の利害との調整をはかっていたわけでございまして。

○須藤五郎君 知事はそんなばかなことをすると思うことを私は思いませんし、また、しないと申すのです、あなたの言うようなことは。

それでは、いまの話は、知事は立ち入り検査もできるし、また、そういう非常事態には調整もできる命令をすることができるようになった、こういうことですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのとおりでございまして。それが今回の改正の要旨でございまして。

○須藤五郎君 大気汚染防止法改正案第三条では、国が特別排出基準を定める場合、知事の意見を聞く、こうなっておりますが、その意見を十分尊重するのかわりか。短く答えてください。

○須藤五郎君 十分聞いても、尊重しなければ意味がないですよ。尊重するのですか、どうですか。

○国務大臣(内田常雄君) もちろん、尊重するたてまえで知事の意見を聞くということでございます。

○須藤五郎君 次に、環境基準と排出基準についてお尋ねしますが、排出基準をきびしくすることはもちろん、私は必要だと思っておりますが、人間の生活には排出基準よりもむしろ環境基準をきびしくしていくということ、これが私は重要だと考えています。一本の煙突から出る排出基準を幾ら規制してみても、その煙突が一本が十本になれば十倍の排出になるわけで、ガスが、そうすれば、環

境基準は乱れちゃう、だめになるのです。だから一本ずつの煙突の排出基準をきめることを今後ますますきびしくするということは、もちろん重要ですよ。しかしそれと同時に、われわれの住むのは、私たちの住むのは煙突の中に住むのではないですか。私たちが大きなところで住んでいるのですから。そこで空気を吸っているんですから、そのわれわれの住む社会の空気をちゃんと規制していかなければならない、環境基準というものをそこで守っていかなければならない、そのほうが重要だと思っております。それに對する意見を、まずあなたから聞きましょう。

○国務大臣(内田常雄君) 一口に基準と申しますが、これには環境基準とそれから排出規制基準とございまして。環境基準のほうは、これはもう東京でも大阪でもどこでも日本じゅう大気につきましている一本でございまして、現在、そうでないと動植物はもちろん人間の生存も許せないというそういう環境上の目標をきめておるわけでございまして、これには国の方式も東京都の方式もございせんが、その環境基準に到達させるための手段としての排出規制基準には、もう結論だけ言いますと、国がいまきめておる煙突の高さに応ずる方式と、それから東京都が条例できめておる一つの工場に幾つかのばい煙発生施設がありまして、それから排出する総量をきめておるB方式—A方式、B方式があります。そこで、私もこまかいことはわかりませんが、比較してみますと、どちらとも長短ございせん。東京のほうがきついなというところでは決まっております。国のほうにはK値というやつがありまして、そのKを動かすことによりまして八段階をどうしていくか、東京都のほうもそれと同じようなやばり係数がございまして、したがって今日においては実質上の争いはございせん。私は法律上の争いをいたしますよりも……

○須藤五郎君 その程度でけっこうです、たびたび伺っておりますから。

○国務大臣(内田常雄君) はい、けつこうでございますか。——そういうことです。

○須藤五郎君 その汚染のひどい所は四十六年度中に着地濃度〇・〇二PPMの特別排出基準を適用する方針らしい、そういうふうになっているらしい。排出基準はもつときびしくできるのです、ところが、いわゆる低硫黄重油の使用、それをまた開発すること、重油の直接脱硫を徹底すること、排煙、脱硫装置の取り付け、技術開発を強化すればそれはできると私は思います。一般排出基準、特別排出基準ともだんだん改正強化すべきだと思いますが、御意見を伺います。

○国務大臣(内田常雄君) そのとおりで、強化してまいります。ただし、それにはいまの低硫黄の確保とか、脱硫装置の進歩の状況と見合せてその強化をいたしてまいります。

○須藤五郎君 時間は少し余るようですが、私はできる限り沖繩代表の喜屋武さんにも少しやほり私を時間を譲っていきたくと考えます。そこで結論を申し上げて、私はこの質問を打ち切ることいたします。

企業や政府の中には、企業が住民に与えた障害に対して、被害者に補償さえすればそれでよいという考えがあるならば、それは大きな間違いだと思えます。最近、和歌山の住友金属工場の粉塵のために目を悪くした人に、会社が指定した医師により確認されれば、全治まで会社が責任を持って治療費全額を負担する、こういう決定がなされませんでした。しかしこれで会社の責任は済んだものではない、済んだとは言えません。病人に与えたところの心身の苦痛を一体どうするのかということ、問題に残るわけです。公害法の問題は、国民生活優先の立場を貫いて公害をなくすことであると確信をいたします。そのために一番大事なことは、公害を発生源で食いとめること、公害をまき散らす大企業をきびしく処罰すること、そうして公害に苦しめられている被害者に対して十分な補償をすること、これこれだと私は思います。このような立場に立つて公害をなくすために、今後一

そう努力しなければならぬと私は思います。このことを私は申し添えまして本日の私の質問は終わることいたします。

○委員長(占部秀男君) 喜屋武君。喜屋武武真榮君 私は公害問題を質問いたします前に、次のことを述べたいと思います。沖繩の公害問題につきましては、おそらく皆さんは十分御存じでない、こう思います。そこで今回は佐藤総理をはじめ各大臣の皆さんおそろいのもとで私は沖繩の公害の実情を訴え、その中から幾つかの質問を申し上げる予定でございますが、まことに遺憾なことに、佐藤総理に質問し、そして直接御回答願うことのできないことをまことに遺憾に思い、残念に思います。ということとは、各担当大臣を軽視するという、こういう意味では毛頭ございません。

そこで、関係大臣にお願い申し上げたいことは、連日の審議でまことにお疲れのこととは思いますが、誠意ある御答弁を求めたいと思えます。まず、沖繩における公害の問題は、いわゆる産業公害、企業公害という立場からの公害問題は、いまほつぽつそれが問題が持ち上がっておるわけでありまして、ころばぬ先のつえ、今後の沖繩の企業開発に関連して、特に本土からの進出に関連しまして、あるいは外国からの進出に関連しまして、今後大きな問題になることを予想して、いまま県民をあげてそのことに非常に重大な関心を払っている最中でございます。

そこで、特に沖繩における公害と申しますと、基地公害がその最たるものでございます。そのことにつきまして具体的な質問に移ります前に、私は基本的な問題の幾つかについて、明らかにしておきたいと思えます。

まずその第一は、公害関係法案が制定された場合に、それが沖繩に及ぶのであるかどうかという点について質問をいたします。関係大臣にお願いいたします。

○委員長(占部秀男君) 速記をとめて。【速記中止】

○委員長(占部秀男君) 速記をつけてください。○国務大臣(山中貞則君) まずお答えする前に、沖繩から初の国政参加をされました喜屋武議員の初質問に、総理大臣が当然おるべきでございます。たし、おそらく公用のため、各党も御了承賜わって出席してないものと私も思っておりますが、その点は、私わかりまして心からおおびを申し上げます。したがって、沖繩の心を代表して質問されるその内容については、十分私から総理にお伝えすることにしたいと存じます。

まず質問の第一点の今回、基本法を初めとする十四の法案について、もし国会でこれが制定されて国の法律となった場合、沖繩に及ぶかということでございますが、沖繩には及ばないと思えます。

○喜屋武武真榮君 その理由を明らかにしていただきたい。○国務大臣(山中貞則君) 現実には、本土の各種法規に準じて、琉球政府において、立法院の議決を経て制定しておられるものもございまして、また、おおよそそのような方向に進んでおるようございまして、この公害法案についても、本土のばい煙、沖繩においてはばい煙規制法というもので、ほぼ本土の現行の法律と同じものができていりやに拝察をいたしておりますが、やはり現行の施政権のもとにおいて、はなはだ残念でございますけれども、本土法がそのまま沖繩に及ばないというところは、やはり私たちがたいへんその点つらく思っております。現実の問題としては、施政権の壁にさえぎられておるためであるというところを御了解願いたいと思えます。

○喜屋武武真榮君 と申しますのは、戦後二十五年にして沖繩から七名の国会議員が参加いたしております。そのことは、われわれは国民代表であると同時に、沖繩問題を国政に反映させるといふれつぎとした目的をなっております。その立場からして、沖繩県民代表も参加して制定した法案は、憲法の示す法のもとに平等であるとする原則からして、当然及ぶべきだと確信いたします。及ばない根拠はまことに納得できません。あらためて御回答をお願いいたします。

○国務大臣(山中貞則君) 私も納得をしておるものではないと思えます。本土法の選挙法に基づいて国会議員として選出された方々が、何の変わりもなく本土の国会において議決権を行使されるわけでございますので、そのでき上がったものに沖繩県民の方々の代表の声が入って、意思が加わっておることについては、これは一点議論の余地はございませんが、ただ一つ、沖繩について国政を代表する代表者が正式に、しかも、合法的に本土の法律に準拠して選出された方々の行使された権限のもとに生まれた法律が、現実の状態において、沖繩の琉球政府の法律としてそのまま自動的に及ばないということについては、残念ながら復帰までは施政権の壁があるということによって、純法律的な意味で自動的に及ばないということをおし上げておるわけでございますので、この本土法の法律をそのままそっくり琉球政府において立法院に勧告をされるという行為、あるいはそれが制定されるという行為を妨げるものでももちろんないわけでございます。

○喜屋武武真榮君 過去の時点ではいざ知らず、今日の時点において、そのような差別をされるというところは、まさにこれこそ沖繩県民に対する差別以外の何ものでもない、このように理解いたしましたのでございます。このことにつきましては、さらに答弁も求めたいのでございますが、時間が限られておりますので、次に移りたいと思えます。

次に、この公害関係法案に、いわゆる基地公害をうたっていないが、そのことについて、どのように認識しておられるか、具体的に示してもらいたい。

○国務大臣(山中貞則君) 本土法におきましては、基地につきましても、防衛庁のほうで、別途、基地周辺等の整備に関する法律というふうなことで、公害等についても、まず出さないことの配

慮、出したことに対する排除等については、別な法律でやっておるわけでございまして、その意味で、今回のこの法律の中に基地の公害というものを取り入れてない理由があるわけでございまして。

○喜屋武眞榮君 沖繩の現状と照らし合わせてみた場合に、佐藤総理が絶えず強調しておられる人間優先、福祉優先の法案が真実であるならば、基地公害については当然触れるべきだと思えます。まことにこの点につきましても納得いかないものでございまして。沖繩における基地公害は将来の問題ではなく、現実の問題として、毎日のように起こっております命への不安であり、危険きわまりない問題であります。公害関係法案からすれば、的はずれと思われるようなことも理解できないことはありませんが、沖繩の公害は、二十五年にわたる基地公害を抜きにしては考えられない深刻な問題でありますので、沖繩の基地公害については私は率直に質問をいたします。

沖繩の基地の実態は本土の基地と機能と、その率をとも異なりまして、いわゆる聞きしにまさる沖繩、基地の中の沖繩と言われ、実に全面積の二三％、沖繩本島で二三％、基地の中心といわれている中部ではまさに五〇％、その中で九〇％以上接收されている村もある状態でありまして、そこで起こるものもろの事件は基地公害ではなく、まさに基地災害とさえ言っておる実情でございまして。

そこで、基地公害の実情の幾つかの例を申し上げて質問をいたしたいと存じます。まず外務大臣に対して、毒ガスの撤去につきまして、外務大臣は去る八日の衆議院沖特委での沖繩問題に関する質疑応答の際に、瀬長亀次郎君の質問に対し、毒ガスは沖繩に六二年に第一回の貯蔵がなされたとお答えなされておられますが、VXガスなら三千トンで日本の全国民が死滅する、これこそ公害の最たるものである。昨年七月十八日ガス漏れ事故で沖繩に毒ガスが貯蔵されていることが発覚して以来、県民は日常生活をおびやかされ、生命の危険を訴えてきました。命を守

る県民共闘会議を結成し、鳥ぐるみ撤去運動に立ち向ったのでございます。これは全県民の一致した訴えであり、あれから一年半たった今日、在沖米陸軍報道部は去る十二月五日、沖繩の毒ガス撤去については一万三千トン、その種類はカラン化学薬剤、神経性化学薬剤いわゆるGB、神経性化学薬剤VXの三種のうち百五十トンに限定して積み出すという、それも三週間かから、残りの毒ガスの移送は七一年末か七二年早期云々と語っております。毒ガス問題に対する最も基本的な問いは、致死性の有毒ガス兵器が人道にまことに許しがたいものであることはもはや多言を要しません。わずかに百五十トンの移送によって問題は解決されないことを深く認識しなければならぬと思うのであります。沖繩はいまや、わが日本国政府はいまや世界に向かって毒ガス禁止を呼びかける義務を負わされていると思えます。これは反戦平和の思想から当然のことでありまして。

ところで、お伺いしたいことは、この三種の毒ガスのうち百五十トン、いわゆる一万三千トンの中で百五十トンを移送するという、その百五十トンは三つのガスのうち最も効能の軽いものについて、いわゆるカラン化学薬剤、この毒ガスを輸送するんだというわきも聞かされておりますが、そのことにつきまして、外務大臣はどのように理解しておられるでしょうか、お尋ねいたします。

○國務大臣(愛知揆一君) 毒ガスの問題につきまして非常な御心配をかけておりますことについては、私も喜屋武眞榮議員のお尋ねを待つまでもなく、今後の処理につきましてはあと限りの努力をいたしたいと存じております。まずこの十二月、日本時間で申しますと五日でございまして、御案内のようなアメリカ政府の決定があり、その内容も発表されたわけでございまして、それに基きまして政府といたしましては、さっそく米側と折衝に入っておりますわけでございまして、その一つとして、昨十一月に東京におきましては、米軍の第二兵たん司令官を東京に招

致いたしました。専門的に全体の計画、それから第一回の実行の着手、これに関連して特に重大と思われまます安全性の確保ということを中心にしたしまして説明も聞き、質疑もし、なお今後さらに慎重に米側と折衝をいたすことにはいたしたわけでございまして。その内容につきましては、大体早く御安心をいただくほうがよろしいものでありますから、新聞その他にも公表をいたしたわけでございまして、同時に、那覇におきましても米側としては説明を行ないまして、そして安全輸送等については、この実行は公開と申しますか、御安心のいただけるようにオープンにいたしましてこれを実行すると、その方法論としてはかくかくにするというふうなことを相当こまかく具体的に発表もいたします。

それから百五十トンの問題でございまして、これは御案内のように、私も、昨年の七月にこの問題が起りまして以来、何回となく私直接にも米政府の最高責任者にも話し合いを続けておたわけでございまして、いろいろの経緯がございまして、ようやく実行に着手することになったということは、私もほっとしたわけでございまして、今回の米側の決定としては、一万三千トン全部をなるべくすみやかに移送する、しかし当初は、米本土内のたとえばオレゴン州というふうなところを想定しておりましたが、それができなかったために、ジョンストン島というところに最終決定をされた。ジョンストン島は、これを格納といたしますが、収容するだけの施設は、そういうことを考えておらなかつたために、建造物その他に相当の金とある程度の期間がかかる。それから輸送にいたしまして、これはなお御必要があれば詳しく御説明いたしたいわけでございまして、その相応の日数がかかる。まず、その百五十トンから実施にかかるといふことになってくるわけですが、もちろん、一万三千トンの全部につきまして、ただいま御指摘がありましたようなカラン化学薬剤、いわゆるHDといわれているもの――今回

の百五十トンというものはこのカラン化学薬剤HDでございまして。しかし、神経性化学薬剤GBについても、神経性化学薬剤VXにつきましても、もちろんこれをなるべくすみやかに、かつ沖繩の県民の方々がほんとうに安全性について御納得ができるような方法で、できるだけすみやかにジョンストン島の貯蔵受け入れの態勢が進むに従って、これを実行することになっておるわけでございまして。しかし、政府といたしましては、本件につきましましては、ほんとに安心の上にも安心のいくような、納得のいくような実行措置をとらなければならぬと存じておりますので、今後とも技術的にもあるいはその他の面におきましても十分納得のいくような措置をとらせるべく、また必要に応じて、日本側もあるいは沖繩側の関心のもとに実行できるように今後とも十分の折衝を続け、そして安全な実施をはかりたい、かように考え、またできるだけの努力を続けてまいりたい、こういうふう存じておる次第でございまして。

○喜屋武眞榮君 この問題は慎重にこたえたことはありませんが、慎重を期しながらも一刻を争う命にかかわる不安の問題でありまして、政治問題であると同時に、また、一面政治以前の問題であり、人道に許さるべきことではないと思えます。なお、私はきのう琉球政府屋長主席からこのよう電報を受けております。「沖繩に貯蔵されている毒ガス兵器の問題に対する米国防長官の発表は毒ガス兵器の全面即時撤去を要求する県民の要求に反するものであり、承服できない。これは、単に沖繩だけの問題でなく全国民的問題として国会において徹底的に究明し、政府はこの際自らの国民の生命財産を守る立場から強力な対米折衝をするよう強く要求する。」という長文の電報が琉球政府行政主席屋長朝苗から参りました。さらに、本日入った情報によりますと、琉球立法院軍関係特別委員会におきましては、与野党一致して毒ガス撤去の決議をすべく臨時議会を招集する動きがあると報せられておるのでございまして。このことと思い合まして私はさらに外務大臣におかれまして

の百五十トンというものはこのカラン化学薬剤HDでございまして。しかし、神経性化学薬剤GBについても、神経性化学薬剤VXにつきましても、もちろんこれをなるべくすみやかに、かつ沖繩の県民の方々がほんとうに安全性について御納得ができるような方法で、できるだけすみやかにジョンストン島の貯蔵受け入れの態勢が進むに従って、これを実行することになっておるわけでございまして。しかし、政府といたしましては、本件につきましましては、ほんとに安心の上にも安心のいくような、納得のいくような実行措置をとらなければならぬと存じておりますので、今後とも技術的にもあるいはその他の面におきましても十分納得のいくような措置をとらせるべく、また必要に応じて、日本側もあるいは沖繩側の関心のもとに実行できるように今後とも十分の折衝を続け、そして安全な実施をはかりたい、かように考え、またできるだけの努力を続けてまいりたい、こういうふう存じておる次第でございまして。

の百五十トンというものはこのカラン化学薬剤HDでございまして。しかし、神経性化学薬剤GBについても、神経性化学薬剤VXにつきましても、もちろんこれをなるべくすみやかに、かつ沖繩の県民の方々がほんとうに安全性について御納得ができるような方法で、できるだけすみやかにジョンストン島の貯蔵受け入れの態勢が進むに従って、これを実行することになっておるわけでございまして。しかし、政府といたしましては、本件につきましましては、ほんとに安心の上にも安心のいくような、納得のいくような実行措置をとらなければならぬと存じておりますので、今後とも技術的にもあるいはその他の面におきましても十分納得のいくような措置をとらせるべく、また必要に応じて、日本側もあるいは沖繩側の関心のもとに実行できるように今後とも十分の折衝を続け、そして安全な実施をはかりたい、かように考え、またできるだけの努力を続けてまいりたい、こういうふう存じておる次第でございまして。

このことを受けてどのようにまた決意を新たにしてくださるのであるか、同時に、私は国会としても直ちに撤去させる決議をしようという訴えもございませぬ。この差し迫った状態の中で、さらにもう一応外務大臣の決意を求めたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 私も沖繩からの本件についての御要請も承知いたしております。ただいまこちらにまいります直前にも、さらにあらためて御要請のありますことも承知いたしておりますが、先ほど来申しておりますように、政府といたしましても本件については全く重大な問題としてかねがね取り上げてきたわけでございまして、先ほど申しましたように、とにかく撤去について軌道に乗ったという事態をつかまえて、これが後退するようなことがあつては万々一でもならない。安全性を守りながらすみやかな撤去を、すみやかに実行をいたしたい、これに徹しまして努力を新たにいたしたいと思つておるわけでございませぬ。

先ほど申しましたように、もし時間にお許しをいただければ詳しくも申し上げたいと思ひますけれども、具体的に申すこの百五十トンなら百五十トンについてほんとうに県民の方々が、これならば安心して、このおそるべきものがとにかく第一回着手ができて沖繩から去つたと、そしてそういう実感を持つていただきたい。そして引き続き、これは何しろ最初のことでございます。たとえれば、これを運送いたします船舶にいたしましたも、収容能力はあるにしても、その中でいろいろの輸送途上の検査、管理というふうなものも厳重にやつていかなければならぬということで、積み荷の量といたしましては最初の分は比較的少ない計画でございますけれども、さらにその後第二回、第三回というふうなことになるすれば数量も相当に積めると思ひます。そして安全性の確保について納得がいくことになりませぬ。もちろん、先ほど申しましたように、受け入れ態勢のほ

うもなかなか準備がたいへんのものでございませぬから、それらにつきましても米側に特に促進してもらふように、今後とも督促を続けなければなりませんけれども、何ぶんにも事柄が事柄でございますから、速度と同時に、安全性ということについて、十全のひとつ国民的関心のもとにおいて実行されなければならぬ、これも十分に考えてまいりたい。

決意はどうであるか、私といたしましては、この沖繩の県民の方々の、この報が伝わつてから以降においての、移送がきまつたということの、若干はつとされたお気持ちも私はわかりませぬが、しかしこれが完全に、安全にすみやかならなくなつてしまつて一日の一日もすみやかならなくなつてから願望されておるこのお気持ちを体して、政府として全力をあげてまいりたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 沖繩県民の心からの要望は、かくかく計画するのだ、要請するのだという、このことではなく、このように完全に撤去したのだという、この声を聞くことが、沖繩県民のほんとうの要求する真実の声でございます。どうか外務大臣には一そのひとつ御努力を心から求めたい、お願いしたいと思ひます。

時間もございませぬので先を急ぎませぬ。厚生大臣に對して。飛行機の爆音に對して、去る六八年二月以来、黒い殺し屋と呼ばれた、沖繩県民からおそれられた嘉手納基地のB52は、実に二年十ヵ月ぶりに去る十二月六日に一応その姿を消したといはれ、爆音は依然として消えておりませぬ。KC135大型給油機二十機が現在も駐機いたし、嘉手納村民をはじめ近在の村民を爆音のあらしで悩ましておる現状でございます。沖繩が完全復帰して、基地が全面無条件に撤去されるという保障があるというのであるならば、まずまずがまんするとしても、B52の撤去が永久的なものともいえないような情勢をつくり出しておる政府の外交面の弱さからすると、爆音は今後も限りなく続くものしか考えられませぬ。その実態について調査結果を申し上げてみます

と、琉球政府が爆音について六九年十二月に調査した最近の測定資料によりますと、二十四時間の中で九十ホン以上が五十一回、八十ホン以上が六十五回、これを十年前と比較いたしますと、九十ホン以上が二十五回、八十ホン以上が五十八回、このように激増いたしておるのでございませぬ。それが人体に及ぼす影響は想像もつかないものがございます。ものに飽きやすい、あるいはいらいらするといったようなノイローゼになるなどの精神的な疲勞面をはじめ、さらに、嘉手納村内の小学校では、爆音が激しいために防音教室をつくり、採光の悪い教室の中に近視、難聴に変わつておるところの児童、生徒、その結果、児童の記憶力も減退しておるといわれておるのであります。さらに、おそろしいことには、沖繩県民の精神障害——すなわち、わが国の精神障害者の率は千人に對して十二・九人と記憶いたしておりました。ところが、沖繩県民は千分の二十五・七、本土の約二倍近い精神障害者の率になっておるのであります。この原因を究明した場合に三つの要素がいわれておるのでありますが、その第一は爆音からくるおそれの影響、第二が、県民が外国支配に置かれておるといふ精神的な重圧感、この二つが強調されておるのでございませぬ。

このような情勢の中で、政府として、爆音防止に對して、人命にかかわる問題、健康にかかわる問題としてどのような折衝をなされてこられたか、また、今後その面に対する具体的対策折衝はどのように考えておられるか。さらに、具体的施策に對しての財政的裏づけ、特に精神病院の施設、設備の不備など、本土に比して非常に著しい格差を持つておられます。その対策、予算等についてお伺いいたしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 内田厚生大臣沖繩に對しておられますので、私、担当大臣でもございませぬが、両方の担当大臣の意味で総括して答弁をさせていただきます。私も、最も象徴的な、旧村面積の二割の海岸べりに押しつけられているようになって住んでおら

れる嘉手納村に参りまして、飛行場に最も近い屋良小学校に参りました。そうして防音施設とはいへ、最も飛行場に近い一棟は、これは既設の鉄筋校舎にただ防音をあたらつただけのものでもございませぬから、いまおつしやつたように教室が暗い、蛍光灯をつけて昼勉強をするということから、弱視あるいは近視あるいはその他消しゴム等を耳に詰めたりするために耳を痛めたりして難聴の児童が出たりする実態もつぎに見てまいりました。そして来年の予算において、これを新しくくりかえて完全な、本土の防衛施設庁のやつておりますような本土並みの規格のりっぱな防音施設をすることによつて、児童たちの心身に影響のないようになりつぱなものをつくりたいということでも予算要求もいたしました。また、一般村民の皆さん方が年寄りや子供、病人、そういう人たちの、昼から夜まで心を安める場所がない、あるいは子供たちが学校から帰つて予習、復習をする場所もない、こういうことも承りまして、琉球政府からは、ちよつと行き違ひがありまして予算要求がございませぬでしたが、私のほうで直接嘉手納村と相談をいたしました。六十万ドルぐらいの予算をほぼ全額こちらのほうで持つことの計画でもって、総合的な休憩施設と申しますか、予習、復習や、老人、子供、病人、赤ちゃん等のそういういろいろな部屋を仕分けして、完全防音で、総合公民館的なものに使えようような施設の予算を要求いたしました。本土にはございませぬが、沖繩にぜひこれはつくりたい、まず嘉手納村からということでも予算要求をしておるわけでございませぬ。

なお、沖繩における精神病患者等が非常に多いということ、結核とともに、私も最も心配をいたしておるところでございます。その背景に、ただいま御指摘になつたような理由がおそらくあるであろう、それらのことは本土の責任でございますし、私たちは復帰前にも沖繩の精神病院のあり方については、なるべく本土に近づけるよう

に、復帰後においては本土並みにすみやかにそれらの患者の人々が療養ができて、そしてできれば人並

みの人になって回復して、社会人としての働きができるようなりハビリテーションその他も十分考えた施設をつくるべきであると考えて、いまその予算計画を立てておるところでございます。

○喜屋武眞榮君 次に、原子力潜水艦の入港による海水あるいは海底の汚染、あるいはその及ぼす集団海水浴における皮膚炎の問題、あるいは本足のカエルの問題とか、いろいろと具体的な事例がございますが、このことについては後ほどまたの機会にお尋ねすることにしたしまして、私は残された時間、公害問題とは別だと言われればそれだけのことでありますが、特に、外人犯罪につきまして、基地があるがゆえの、いわゆる基地公害とも言えるし、沖縄県民を被害者としている外人犯罪はあとを断たず、事件が起こるたびに米軍当局者は遺憾である、再びこのようなことは繰り返しませんと幾度も弁明しております。ところが、事件はあとを断たないばかりか、特に最近における事件の悪質化、その頻度が非常にひんばんとなっております。これも基地があるがゆえの被害者でありまして、その内容は殺人、婦女暴行、窃盗、武器横流し、詐欺など年間約一千件にのぼっております、こういう現状でございます。

たまたまそのことに関連いたしまして、まことに沖縄において今日なお死に損、殺され損、なぐられ損、こういった無法地帯の状況もあると、こう断言したいような事件が、実は本日の新聞でござらんになったか知りませんが、「ひき殺し米兵に無罪」、「沖縄軍事法廷」、「傍聴者らばう然」、こういう見出しで報じられておりますが、この事件の内容は、今秋、沖縄本島南部の糸満町で発生した主婦ひき殺し事件の容疑者、米軍那覇航空隊勤務タミー・L・ワード二等軍曹二十六歳に対する軍事裁判が十日から開かれておりますが、二日間の審理の結果、陪審員は十一日、被告に対して無罪の判決をしておるのでございます。被害者は同町糸満の金城トヨさんで、当時五十一歳でございますが、去る九月十八日夜、金城さんが道路をはたを歩いていたら、ワード被告の運転する乗用

車が突っかけた。糸満署の調べによりますと、被告は当時酒に酔い、十五マイル制限のところを六十マイルの速度で走っていた。あまりにも無謀な事故だったために、町民は乗用車の引き取りを認めず、事故糾弾委員会が組織され、町民大会まで開かれた。二日間の審理で、検察官が事故現場の地図や写真をもとに被告の重大な過失の立証に努めたが、将校だけで構成された陪審員には聞き入れられないままに無罪とした。こういう判決が下されまして、その理由を説明いたしてないのであります。法廷は糸満町民の強い要求で一応公開はされましたが、被害者の夫や子供が傍聴していましたが、ある制限が加えられ、ごく限られた傍聴制であったのであります。無罪の判決にばう然となり、感想を求められた現知念副主席も、どう見ても納得ができませんと言っておるわけでございます。このようなまことに戦場さながらの状態が今日沖縄では起こっておりますのでございます。このことにつきましてどう一体お考えでありますでしょうか、どうお感じでありませうか、そのことをひとつ外務大臣にお聞きいたしたいと思っております。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま切々とお話しになりましたような事件があとを断たず、また、裁判上の扱ひ等についても御納得がいかない、こういう御見解につきましては、まことに私も遺憾に存するわけでございます。実は政府といたしまして、また私といたしまして、機会あるごとに、米政府側に対しあるいはまた直接ランパート司令官等に対しまして、るるこうした国民感情、県民感情ということに立脚した人道的立場からの善処方を常に強く求めておるわけでございます。制度といたしましても琉政側の警察権の活動等につきましても、ある程度のその行使権の介入が認められたことも御承知のとおりでございます。ましようが、まあやはり施政権が返還され、一方、司法、行政が完全にわがほうに返りますまでには若干のそうした機構上の欠陥もあるわけでございます。ですから、これらの点については米側のなおこの上とも人道的な立場に立つての扱い方、そして

県民に納得をされるようなやり方について、この上とも十分の反省を促し、また、その結果が出てまいりますように善処いたしたいと思います。

○喜屋武眞榮君 一言、時間切れでございますが最後に御要望を込めて申し上げたいと思っております。

私たち沖縄県民が心から願っておりますことは、沖縄に生まれてよかった、そして復帰してよかったです、こういう復帰をかちとることでありまして、そのことは、日本人であつてよかつたということにつながるものと思っております。どうか沖縄県民のこのような真実の願いを主権平等のもとに一日も早く回復さして下さるよう心から要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。(拍手)

○委員長(占部秀男君) 以上で予定された質疑は終わりましたので、本連合審査会は終了いたします。

これにて散会いたします。

午後六時四十三分散会

昭和四十五年十二月十七日印刷

昭和四十五年十二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局